

平成 20 年度

包括外部監査の結果報告書

(未収金、貸付金及び債務保証について)

岐阜市包括外部監査人

渋谷英司

目 次

第 1	外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件	1
3	事件を選定した理由	1
4	外部監査の対象とした部署	1
5	外部監査の方法	1
6	外部監査の実施期間	2
7	外部監査人補助者	2
8	利害関係	2
第 2	外部監査結果の要約	3
1	指摘及び意見の要約	3
2	指摘及び意見の一覧	5
第 3	外部監査の対象の概要及び結果	11
1	市税	11
2	分担金及び負担金	44
3	使用料及び手数料	55
4	財産運用収入	68
5	諸収入	70
6	国民健康保険料及び介護保険料	100
7	徴収事務に共通する意見	115
8	滞納事務に共通する意見	121
9	未収金及び貸付金に係る個人情報の取扱い	125
10	債務保証	134

包括外部監査の結果報告書

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

(1) 外部監査対象

未収金、貸付金及び債務保証について

(2) 外部監査対象期間

平成19年度(ただし、必要に応じて20年度及び過年度も対象とする。)

3 事件を選定した理由

地方自治体においては、「歳入歳出決算書」に代表されるフロー情報を重要視してきたが、税収の伸び悩みや公債残高の増加などから近年ストック情報が重要視されたこともあり、資産、負債及び正味財産の残高を示す「バランスシート(貸借対照表)」の作成が行われるようになった。そこで、岐阜市の一般会計及び特別会計で平成19年度における、未収金、貸付金、また、岐阜市が将来債務負担を負う可能性が生じることも考えられる隠れ債務といえる債務保証の管理について法規への準拠性、効率性、経済性、有効性の観点から特定の事件として選定することとした。

ただし、すでに企業会計を適用している地方公営企業における未収金等については平成20年度の監査対象の範囲から除外した。

4 外部監査の対象とした部署

地方公営企業を除く該当部署

5 外部監査の方法

(1) 監査の要点

ア 未収金

未収金の徴収事務は法規に準拠して、効率的に実施されているか。

イ 貸付金

貸付金の徴収事務は法規に準拠して、効率的かつ有効に実施されているか。

ウ 債務保証

債務保証の内容は法規に準拠して議会へ報告されているか。

(2) 主な監査手続

- ①未収金、貸付金及び債務保証に関する関係部署の管理方法をヒアリングし、関連書類の閲覧により法令等に従い処理されているかを確認した。
- ②市税及び使用料について、現地視察等を実施し徴収漏れについて確認した。
- ③未収金及び貸付金の収入未済額について、不納欠損処理すべきものがないか確認した。
- ④不納欠損・減免処理についてサンプルを抽出して規則通りに手続が実施されているか関連証憑の閲覧等により確認した。
- ⑤未収金及び貸付金に係る個人情報の取扱いについて、関係部署へのアンケート及びヒアリングを実施し適切に実施されているかを確認した。
- ⑥債務保証内容は適正に議会へ報告され必要な決議を得ているか、また追加の損失を被る可能性について検討した。

6 外部監査の実施期間

平成 20 年 6 月 4 日から平成 21 年 2 月 27 日まで

7 外部監査人補助者

公認会計士	7 人
弁護士	1 人
公認情報システム監査人	1 人
公認会計士試験合格者	4 人
会計士補	1 人
その他	1 人

8 利害関係

地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

報告書に記載している金額は、表示単位未満を切り捨て表示しているため、端数処理の関係で表の合計等が不一致の場合がある。また、比率は表示単位未満を四捨五入している。

第2 外部監査結果の要約

1 指摘及び意見の要約

未収金、貸付金及び債務保証について、監査した結果の指摘及び意見の一覧は、「(表 2-1) 指摘及び意見の一覧」のとおりである。これらを要約すると次のことがいえる。

市税については、賦課の業務が適切に実施されていないと判断される事例が見受けられた。市民税については、未申告者への実地調査を行っているが、実地調査未了が多くあり、実地調査未了を減少させる一層の努力が望まれ(18 頁①)、市内に事務所や事業所等のある納税義務者の把握調査についても十分とはいえないことから、実地調査等を強化すべきである(23 頁②)。また、固定資産税(償却資産)については、申告漏れが発生している可能性があると考えられることから、適切な調査体制の構築が必要と思われる(29 頁⑥)。固定資産税(償却資産)の申告漏れ及びこれに伴い発生する延滞金の徴収は法定事項であり、納税の公平性の観点から、延滞金を徴収することも検討すべきである(35 頁⑦)。

なお、納税課における滞納整理に有効な納税者情報が適切に把握されているとはいえない状況であり(36 頁⑨)、網羅的な預金調査等を確保する仕組み作りが望まれる(40 頁⑩)。

また、道路河川の占用についても、市内の至るところで使用許可申請がないまま放置されている状況である(58 頁①、59 頁③、62 頁④、64 頁⑦)。

このように、市税、使用料等の公平な負担の確保の観点から、市は必ずしも十分に対応していると評価できる状況ではなかった。市税の納税義務者、道路河川占用者等への広報活動を充実し、効果的な実地調査の実施を通して、無申告、無断使用を見逃さないという姿勢を広く示し、徴収すべきものは徴収するというメッセージを市民に対し送ることを期待したい。

債権の時効成立までの期間が2年間と他の債権に比べ短い国民健康保険料については、毎年多額(平成 19 年度は、8 億 13 百万円)の不納欠損処理をしているにもかかわらず、督促や資産の差押え等の回収努力が足りない状況である(111 頁①、112 頁②、122 頁①)。

長期滞納している未収金や貸付金のなかには、すでに時効が成立しているにもかかわらず、時効の援用がないため不納欠損を実施していない場合が多くある(69 頁①、81 頁④、87 頁⑦、90 頁④、95 頁①、97 頁③)。これに対して、住宅使用料については、一部家賃を支払っていることにより債務者が債務を承認しているため時効が中断していても、家賃発生から5年経過した家賃の収入

未済額については不納欠損処理している(67 頁⑪)。私法上の債権についての市共通の債権管理及び事務処理方法を定め、回収に関する知識や経験が蓄積されていく仕組みを構築することが望まれる(98 頁②)。また、不納欠損処理に対する市共通の不納欠損基準を定め、それに従った処理を実施することが望まれる。(62 頁⑤、98 頁①)。

市職員や嘱託職員が、夜間休日等に滞納者や未申告者へ個別訪問等を行っているが、その成果が課によってばらつきが生じており、市全体で個別訪問等の実施に関する方針を設けることが望まれる(121 頁①)。また、必要に応じて預金の差押え、抵当権の実行、保証人に対する請求等も実施すべきである(40 頁⑩、79 頁③、86 頁⑥、92 頁①、96 頁②、111 頁①)。

なお、個別訪問等を行う場合に、持ち出している市情報について万が一の紛失に備えた対応が十分にできている状況ではない。個人情報の管理に関して、紙媒体の外部持ち出し、保管場所、施錠状況、入退管理等について個人情報の取扱いに関する規程等で明文化し、対応することが望まれる(132 頁②、133 頁④、⑤)。

2 指摘及び意見の一覧

第3で記載している外部監査の指摘又は意見を一覧表にすると、以下のとおりである。第3での記載の頁・番号及び監査対象課を付記している。

なお、以下の太字下線で示す項目は、1 指摘及び意見の要約の該当項目である。

(表2-1)指摘及び意見の一覧

監査対象課	指摘又は意見	指摘又は意見の内容	頁・番号
市税			
市民税課	指摘	<u>市内に事務所や事業所等のある納税義務者を把握することを目的とした実地調査等を行うべきである。</u>	23②
		適切な中間申告を確保する仕組みの運用を行うべきである。	25③
資産税課		非課税にすべきでない土地、家屋のチェックが十分であるとはいえないため、課税すべき土地、家屋の有無を調査すべきである。	28⑤
		<u>固定資産税(償却資産)の申告漏れが発生している可能性があると考えられるため、適切な調査ができる体制を構築すべきである。</u>	29⑥
		<u>固定資産税(償却資産)の申告漏れ及びこれに伴い発生する延滞金の徴収を検討すべきである。</u>	35⑦
市民税課	意見	<u>個人市民税の未申告者に対する実地調査未了件数を減少させることが望まれる。</u>	18①
		分割法人の適正申告を確保する仕組みの構築が望まれる。	26④
諸税課		軽自動車検査協会から入手する納付データを電子化する等、賦課事務手続の効率的な運用が望まれる。	36⑧
納税課		<u>滞納整理に有効な納税者情報を適切に把握することが望まれる。</u>	36⑨
		<u>網羅的な預金調査等を確保する仕組み作りが望まれる。</u>	40⑩
	体系的な管理台帳を整備することで包括的な回収先管理を行うことが望まれる。	41⑪	

監査対象課	指摘又は意見	指摘又は意見の内容	頁・番号
分担金及び負担金			
障がい福祉課・高齢福祉課	指摘	社会福祉費負担金の督促のルールを明確にすべきである。(改善済み)	53⑤
保育事業課	意見	分納誓約書作成時に決定する月負担額について、明確な基準を設けることが望まれる。	50①
		保育システムの整備が望まれる。	51②
		訪問回数を増やす等滞納者の状況を十分調査することが望まれる。	51③
		高額滞納者の回収を強化することが望まれる。	53④
使用料及び手数料			
土木管理課	指摘	<u>河川占用状況の实地調査をすべきである。</u>	58①
		<u>道路河川の占用についての広報活動を充実すべきである。</u>	59③
		<u>道路占用許可の申請漏れを防止すべきである。</u>	62④
		<u>占有者が自己破産や倒産して明らかに回収できない場合には、時効前であつても不納欠損処理するなどの取扱いを明瞭にしておくべきである。</u>	62⑤
		<u>道路橋梁使用料について实地調査をすべきである。</u>	64⑦
	意見	道路橋梁使用料及び河川水路使用料の滞納者への訪問や、滞納データの名寄せ管理などの実施が望まれる。	59②
		オーナー一括の場合と個々のテナントごとで届け出る場合の占用料の算定についての検討が望まれる。	62⑥
		使用料の徴収に過料規定を設けることが望まれる。	65⑧
		道路管理システムへ未処理データを監視できる機能を追加することや、道路管理システムの入力承認方法を見直すことにより、チェック機能を構築することが望まれる。	66⑨
		債権管理システムに名寄せ機能を付加することで、漏れなくタイムリーに督促を実施することが望まれる。	66⑩

監査対象課	指摘又は意見	指摘又は意見の内容	頁・番号
使用料及び手数料			
住宅課	指摘	<u>滞納している住宅使用料を5年以内に入金していても、使用料の発生月から5年を経過していることで不納欠損処理をしている。</u>	67⑪
	意見	市営住宅及び公営住宅の収納事務を岐阜県住宅供給公社へ業務委託しているが、今後効率化が望まれる。	67⑫
財産運用収入			
住宅課、管財課	指摘	<u>時効を待つまでもなく、回収目処のない収入未済額は不納欠損処理をすべきである。</u>	69①
諸収入(貸付金)			
子ども家庭課	指摘	必要書類に不備がある者に対し貸付が実施されている。	78①
		債権回収マニュアルを作成し、これに準拠すべきである。(改善済み)	79②
		<u>居所不明者及び返済歴のない者については、保証人に対する請求を実施すべきである。</u>	79③
		<u>時効10年が成立したもの及び回収見込みのないものについては、不納欠損処理をすべきである。</u>	81④
		違約金を徴収しないのであれば、文書等による承認を得ておくべきである。	81⑤
		償還期日未到来残高が算定方法によって異なる原因を突き止め、正しい金額を明確にすべきである。	82⑥
		事業開始資金・事業継続資金の貸付判断基準を設け、基準に準拠すべきである。	82⑦
福祉政策課	指摘	保証人欄については保証人が保証人になる意思を持って署名押印していることを直接確認すべきである。	83①
		貸付にあたり保証人の収入状況については裏付けを入手すべきである。	83②
		債権回収マニュアルを作成し、これに準拠すべきである。(改善済み)	85⑤
		債権回収マニュアルを作成し、これに準拠すべきである。	89②
		<u>保証人に対する催告を積極的に行うべきである。</u>	86⑥
		<u>時効10年が成立したもの及び回収見込みのないものについては、不納欠損処理をすべきである。</u>	87⑦ 90④

監査対象課	指摘又は意見	指摘又は意見の内容	頁・番号
諸収入(貸付金)			
福祉政策課	意見	連帯保証人の所得要件は社会通念上妥当な金額に設定することが望まれる。	84③
		所得金額が多い滞納者については優先的に回収することが望まれる。	84④
		貸付にあたり申請理由の証明資料の入手を実施することが望まれる。	87⑧
		制度の見直し、又は給付制度へ変更することが望まれる。	88⑨
		滞納者の現状を把握し、それに応じた対応をすることが望まれる。	88①
		回収見込みのない死亡者については岐阜市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則に基づき免除することが望まれる。	89③
		違約金を徴収しないのであれば、文書等による承認を得ておくことが望まれる。	91⑤
		償還が完了していない貸付金の領収済み通知書については、保管することが望まれる。	91⑥
		連帯保証人の要件を明確にすることが望まれる。	91⑦
教育政策課	指摘	<u>「岐阜市育英資金償還金の滞納整理について」というマニュアルに保護者以外の保証人に対して催告する方法についての記載を追加すべきである。</u>	92①
	意見	在学証明を入手する等、休学又は退学の有無について確認作業を実施することが望まれる。	94②
人権啓発センター	指摘	<u>回収見込みのないものについては不納欠損処理をすべきである。</u>	97③
		延滞利息の徴収を実施しないことは契約通りでない。延滞利息を徴収しないのであれば、文書等による承認を得ておくべきである。	97④
	意見	<u>ルールを定めて不納欠損処理の要否を検討することが望まれる。</u>	95①
		<u>抵当権の実行によって滞納額が回収できるかを検討することが望まれる。</u>	96②

監査対象課	指摘又は意見	指摘又は意見の内容	頁・番号
諸収入(貸付金)			
子ども家庭課、教育政策課、福祉政策課、人権啓発センター	意見	<u>市共通の不納欠損処理基準を定め、これに従った処理を実行することが望まれる。</u>	98①
		<u>私法上の債権についての市共通の債権管理及び事務処理方法を定め、回収に関する知識や経験が蓄積されていく仕組みを構築することが望まれる。</u>	98②
諸収入(雑入)			
生活福祉課	意見	収入未済額に対する対応について、記録を残すことが望まれる。	99①
国民健康保険料及び介護保険料			
国保・年金課	指摘	減免申請に関する書類保管を徹底すべきである。	110①
		<u>資産の差押えに関する基準の明確化、預金調査対象範囲の拡大、及び差押え対象となる資産範囲の拡大をすべきである。</u>	111①
		<u>督促行為の網羅性を確保すべきである。</u>	112②
	意見	滞納管理資料の整備が望まれる。	113③
介護保険課	意見	督促状の発送を中止する引抜き処理に関して明確な基準を定めるとともに、承認手続等の統制機能の強化が望まれる。	113①
		保険料の徴収行為に対する職員への評価など、徴収の動機づけとなるものの整備が望まれる。	113②
		滞納管理資料の整備が望まれる。	114③
徴収事務に共通する意見			
国保・年金課、土木管理課	意見	賦課漏れ防止策を講じていない国保・年金課、土木管理課は賦課漏れを防止することが望まれる。	115①

監査対象課	指摘又は意見	指摘又は意見の内容	頁・番号
滞納事務に共通する意見			
財政課	意見	ホームページで市が公開しているバランスシートの資産の範囲及び主な評価方法を注記することが望まれる。	121①
環境事業課、国保・年金課、納税課、保育事業課、教育政策課		<u>滞納者への嘱託職員や市職員による超過勤務による回収については、課により効率性にばらつきが生じており、市全体で個別訪問の実施に関する方針を設けることが望まれる。</u>	121①
国保・年金課、介護保険課		<u>時効が短期間で成立してしまう国民健康保険料(税)、介護保険料については、債権を早期に回収できる手法を検討することが望まれる。</u>	122①
未収金及び貸付金に係る個人情報の取扱い			
行政課	指摘	委託先選定基準に個人情報の取扱いに関する基準を整備し、規程等で明文化すべきである。	130②
		個人情報の取扱いに関する監査の実施手順を整備し、規程等で明文化すべきである。	131④
	意見	個人情報担当者の設置を条例や施行規則等で明文化することが望まれる。	130①
		「個人情報取扱特記仕様書」の利用に関して規程等で明文化することが望まれる。	130③
納税課、税制課、福祉部該当課、国保・年金課	意見	個人情報の入力・訂正に関する手続を規程等で明文化することが望まれる。	131①
		<u>執務室等への入退室管理の仕組みを整備し、規程等で明文化することが望まれる。</u>	132②
		個人情報を含む紙媒体の裏紙利用の禁止について規程等で明文化することが望まれる。	132③
納税課、福祉部該当課、国保・年金課	指摘	<u>個人情報を含む紙媒体を外部に持出す際の取扱いを規程等で明文化すべきである。</u>	133④
納税課、税制課、福祉政策課、国保・年金課	指摘	<u>個人情報を含む紙媒体の保管場所や施錠状況を台帳等に記録すべきである。</u>	133⑤

第3 外部監査の対象の概要及び結果

1 市税

(1) 監査対象

監査の対象とした市税は、「(表 3-1)市税の監査対象」のとおりである。

(表 3-1)市税の監査対象

市税の名称	監査対象課
市民税	市民税課(賦課)、納税課(徴収)
固定資産税	資産税課(賦課)、納税課(徴収)
軽自動車税	諸税課(賦課)、納税課(徴収)

賦課決定担当課における収入未済額の大きな市税を監査の対象としている。

(2) 市税の概要

市が徴収する市税には、上記の「(表 3-1)市税の監査対象」にある市民税、固定資産税、軽自動車税のほか、市たばこ税、特別土地保有税、入湯税、事業所税、都市計画税がある。各市税の概要は、以下のとおりである。

ア 市民税

市民税は、地方自治法第 223 条及び地方税法第 2 条に基づき市民から徴収されている。ここでいう市民とは、個人だけでなく法人も含まれている。

市民税には税金を負担する能力のある人が均等の額によって、負担する均等割と、その人の所得金額に応じて負担する所得割(法人の場合には法人税割)がある。

均等割額は、個人の場合は年額 3,000 円とされており、法人の場合は「(表 3-2)法人に対する市民税均等割額(年額)」のとおりである。また、個人の所得割額は課税所得金額に 6%を乗じて計算された額となり、法人の法人税割額は法人税額(国税)に 12.3%を乗じて計算された額となる。

(表 3-2) 法人に対する市民税均等割額(年額)

(単位：千円)

資本金等の額	市内の従業員数	
	50 人超	50 人以下
50 億円を超える法人	3,000	410
10 億円超、50 億円未満の法人	1,750	410
1 億円超、10 億円未満の法人	400	160
1,000 万円超、1 億円未満の法人	150	130
1,000 万円以下の法人	120	50
上記以外の法人等		50

(出所：岐阜市ホームページ)

(注 1) 従業員数とは、市内に有する事務所・事業所又は寮などの従業者数の合計

(注 2) 資本金等の額とは、法人が株主等から出資を受けた金額に、その他一定金額を加減した額

(注 3) 従業員数及び資本金等の金額は、算定期間の末日で判断

なお、市民税の納税義務者となる個人及び法人は以下のとおりである。

(表 3-3) 市民税の納税義務者

納税義務者		納める市民税	
		均等割	所得割 (法人税割)
個人	市内に住所がある人	○	○
	市内に住所はないが事務所、事業所又は家屋敷のある人	○	—
法人	市内に事務所や事業所を有する法人	○	○
	市内に寮や保養所などを有する法人で、市内に事務所や事業所を有しないもの	○	—
	市内に事務所や事業所などを有する公益法人等又は法人でない社団等で、収益事業を行わないもの	○	—

(出所：住民税のしおり、岐阜市ホームページ)

市民税は個人市民税、法人市民税とも市民税課によって、賦課されている。

個人市民税は①普通徴収(年金所得者・事業所得者等)と②特別徴収(給与所得者)に分けられる。

①1 月 31 日までに提出された給与支払報告書及び公的年金等支払報告書、3 月 15 日までに提出された市・県民税申告書及び確定申告書等をもとに、6 月、8 月、10 月、翌 1 月の 4 回に分けて納税通知書で市から通知された税額を納

税義務者が納税する。

- ②特別徴収税額通知書により市から給与支払者を通じて通知され、その後、毎月給料から天引きされ、給与支払者が翌月 10 日までに納税する。

また、法人市民税は、中間申告をする場合は中間納付を事業年度開始の日から 6 か月を経過した日から 2 か月以内、確定申告は原則として事業年度終了の日から 2 か月以内に申告納税する。

イ 固定資産税

固定資産税は、毎年 1 月 1 日(「賦課期日」という。)時点に土地、家屋及び償却資産(これらを総称して「固定資産」という。)を所有している人(「納税義務者」という。)がその固定資産の価格をもとに算定される税額を固定資産の所在する市町村に納めるものである。固定資産税額は課税標準額に 1.4%を乗じて計算した額となる。

固定資産税の納税義務者は、その資産の種類により分かれており、詳細は、「(表 3-4)固定資産税の納税義務者」のとおりである。

(表 3-4)固定資産税の納税義務者

土地	登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
家屋	登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
償却資産	償却資産台帳に所有者として登録されている人

(出所：平成 20 年度 固定資産税のしおり)

固定資産税は、資産税課によって賦課決定される。資産税課では毎年 1 月 1 日を賦課期日として、土地・家屋の所有者に対して納税通知書を発行している。一方、償却資産については、償却資産の所有者が毎年 1 月 1 日に所有する償却資産を申告し、これに基づき賦課決定される。

ウ 軽自動車税

軽自動車税は、原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車(二輪、三輪、四輪)、二輪の小型自動車の 4 月 1 日現在の所有者に課税される地方税の一種である。

軽自動車税は、諸税課によって賦課決定される。軽自動車税の納税義務者は 4 月 1 日現在の軽自動車等の所有者であり、諸税課では 4 月 1 日時点での所有者に対し、納税通知書を発行している。納税義務者はこの納税通知書をもとに納付する。

エ 市たばこ税

市たばこ税は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者が市内の小売販売業者に売り渡したたばこに係る税金である。税額は旧三級品以外のもので1,000本につき3,298円(1箱20本で65.96円)、旧三級品で1,000本につき1,564円(1箱20本で31.28円)となっている。

市たばこ税は、諸税課によって賦課決定される。納税義務者はたばこを購入した人であるが、間接税であるため、実際に税金を納める納税者は製造たばこの製造者・特定販売業者・卸売販売業者となる。納税者は毎月1日から月末までの売り渡し分について、翌月末までに市に対して申告納税を行う。

オ 特別土地保有税

特別土地保有税は、土地の所有に対して課税されるもの(「保有分」という。)と、土地の取得に対して課税されるもの(「取得分」という。)の2種類があるが、地方税法の改正により、平成15年度以降、特別土地保有税の課税を停止し、新たな課税は行われていない。

特別土地保有税は、資産税課によって賦課決定される。現在は、上述のとおり、特別土地保有税の課税を停止し、新たな課税は行われていないため、滞納繰越分について徴収が行われている。

カ 入湯税

入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し入湯客に課税される税金で、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設等の整備、観光振興に使われている。税額は入湯客1人1日について150円となっている。

入湯税は、諸税課によって賦課決定される。入湯税の納税義務者は、入湯した入湯客であるが、間接税のため、実際に税金を納める納税者は鉱泉浴場の経営者となる。納税者は、毎月1日から月末までの入湯された分について、翌月15日までに申告納税を行う。

キ 事業所税

事業所税とは、人口・企業が過度に大都市地域に集中したことによって、発生した交通問題・公害問題・ごみ処理の問題などいわゆる都市問題の解決を図り、都市環境の整備・都市機能の回復に必要な財政需要を賄うための目的税のことをいう。

事業所税には資産割と従業者割がある。資産割は床面積を課税標準とし、1㎡あたり600円で計算された額が資産割額となる。また、従業者割は従業者給与総額を課税標準とし、0.25%を乗じて計算された額が従業者割額となる。

事業所税は市民税課によって、賦課決定されている。納税義務者は、市内の事業所等において事業を行う法人又は個人となっている。法人の場合、事業年

度の終了後 2 か月以内に申告納税を行わなければならない。また、個人の場合は、暦年が事業年度となるため、翌年の 3 月 15 日までに申告納税を行わなければならない。ただし、免税点である事業所床面積 1,000 平方メートル以下、従業者数 100 人以下の事業所等については課税とならない。

ク 都市計画税

都市計画税とは、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てられる目的税で、都市計画法による都市計画区域のうち、原則として市街化区域内に所在する土地及び家屋に対して課税され、固定資産税とあわせて納める税金のことである。なお、都市計画事業とは都市計画施設の整備に関する事業及び市街地開発事業をいい、都市計画施設とは、次に掲げる施設をいう。

- ①交通施設(道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナル等)
- ②公共空地(公園、緑地、広場、墓園等)
- ③上下水道、電気・ガス供給施設、汚物処理場、ごみ焼却場、その他の供給施設又は処理施設等

都市計画税額は、課税標準額に 0.3%を乗じて計算した額となる。

都市計画税は、固定資産税と同様に資産税課によって賦課決定される。都市計画税の納税義務者は、土地又は家屋の所有者であり、資産税課では、毎年 1 月 1 日を賦課期日として、固定資産税とあわせて納税通知書を発行している。納税義務者は当該通知書に基づいて納税する。

なお、税金の賦課事務については各担当課によって行われているが、徴収事務については納税課で行われている。

(3) 市税収入の推移

調定額、不納欠損額、収入未済額の推移は、「(表 3-5) 調定額・不納欠損額・収入未済額の推移」のとおりである。

(表 3-5) 調定額・不納欠損額・収入未済額の推移

(単位：千円)

項目		区分	平成 10 年度	平成 15 年度	平成 19 年度
市民税	個人	調定額	24,320,926	20,638,084	26,123,709
		不納欠損額	135,569	152,042	130,893
		収入未済額	1,422,569	1,776,025	2,203,451
	法人	調定額	6,923,667	5,355,855	7,134,565
		不納欠損額	6,044	7,502	12,652
		収入未済額	85,786	136,202	196,014
固定資産税		調定額	31,877,071	31,302,482	30,624,518
		不納欠損額	68,933	157,081	197,859
		収入未済額	2,082,262	3,720,543	3,784,559
軽自動車税		調定額	324,746	436,659	544,617
		不納欠損額	1,600	4,099	4,652
		収入未済額	16,986	35,204	45,111
市たばこ税		調定額	2,739,006	2,699,609	2,672,240
		不納欠損額	—	—	—
		収入未済額	—	678	—
特別土地保有税		調定額	66,772	7,019	2,853
		不納欠損額	—	—	—
		収入未済額	32,908	7,019	2,481
入湯税		調定額	45,580	37,979	36,080
		不納欠損額	—	—	—
		収入未済額	—	—	—
事業所税		調定額	1,522,729	1,393,381	1,412,593
		不納欠損額	—	1,195	2,408
		収入未済額	53,829	103,464	100,747
都市計画税		調定額	7,237,235	6,596,170	5,978,479
		不納欠損額	17,970	34,579	40,795
		収入未済額	527,606	825,930	771,331
合計		調定額	75,057,732	68,467,238	74,529,654
		不納欠損額	230,116	356,498	389,259
		収入未済額	4,221,946	6,605,065	7,103,694

(出所：歳入歳出決算附属書類)

個人市民税、法人市民税や軽自動車税は平成 10 年度、平成 15 年度に比べて調定額が増加している。しかし、その他の市税については増減なし、若しくは減少となっており、全体としては平成 10 年度(75,057,732 千円)に比べて平成

19 年度(74,529,654 千円)は 528,078 千円の減少となっている。一方で、滞納を表す収入未済額は間接税である市たばこ税、入湯税を除き、すべての地方税で平成 10 年度に比べて平成 19 年度は増加している。

なお、特別土地保有税は、平成 15 年度以降は課税されていないため、過年度の収入未済額が平成 19 年度まで残っているものである。

(4) 滞納整理の概要

市税に関する未収金の滞納の時効は 5 年であるが、市では時効を迎える前に収入未済額を回収すべく、地方税法及び岐阜市条例等を根拠法令とし、滞納整理基本方針及び平成 19 年度滞納整理実施計画書に基づいて滞納者に催告し納税を促している。具体的には文書催告、早朝・夜間の電話催告及び訪問指導等である。平日、休日呼出書により、滞納者を呼び出して納めてもらうようにもしている。

また、資産を保有する滞納者については速やかに差押えをすることとしている。差押えした資産については、インターネットや県との合同により平成 17 年度から公売を行っている。

収入未済額のうち、固定資産税と都市計画税については資産を保有することにより納める税金であり、所得と関係しないため滞納率が高く、この 2 税については調定額の 10%を超える額が収入未済となっている。この主な理由は、固定資産については抵当権が付されているものもあり、差押えしても公売することができず、時効の中断を図る程度の対応をとることしかできないことがあげられる。

(5) 監査手続の概要

ア 個人市民税

- ①個人市民税の賦課が法令等に従い処理されているかを担当者へのヒアリング、関連書類の閲覧により確認した。
- ②個人市民税の減免が法令等に従い処理されているかを担当者へのヒアリング、関連書類の閲覧により確認した。
- ③市内の電話帳から、岐阜市を所在地として記載されている法人、店舗等のサンプル 30 件を抽出し、給与支払報告書の有無を確認した。

イ 法人市民税

- ①法人市民税の賦課が法令等に従い処理されているかを担当者へのヒアリング、関連書類の閲覧により確認した。
- ②法人市民税の減免が法令等に従い処理されているかを担当者へのヒアリング、関連書類の閲覧により確認した。
- ③市内の電話帳から、岐阜市を所在地として記載されている法人、店舗等のサ

ンプル 30 件を抽出し、法人市民税確定申告、中間申告の有無を確認した。

- ④市街を探索して、看板や実店舗が確認された各法人の支店等にあたると考えられるサンプルを任意で 67 件抽出して、法人市民税確定申告等の有無を確認した。

ウ 固定資産税

- ①固定資産税の賦課が法令等に従い処理されているかを担当者へのヒアリング、関連書類の閲覧により確認した。
- ②固定資産税の減免が法令等に従い処理されているかを担当者へのヒアリング、関連書類の閲覧により確認した。
- ③固定資産税の延滞金徴収が法令等に従い処理されているかを担当者へのヒアリング、関連書類の閲覧により確認した。
- ④法人市民税の法人税割申告を行っている学校法人が保有する固定資産(土地、家屋)について課税対象とされているかをサンプルで確認を行った。
- ⑤市内の電話帳から、岐阜市を所在地として記載されている法人、店舗等のサンプル 30 件を抽出し、固定資産税(償却資産)申告の有無を確認した。

エ 軽自動車税

- ①公示送達となった軽自動車税の未収金への対応について、諸税課にヒアリングを実施した。

(注)「公示送達」とは、住民票の住所へ文書を郵送しても転居先不明で戻ってきてしまう場合に、相手が最後に住んでいた場所を管轄する簡易裁判所に、公示送達の申立てをし、申立てが認められると、送達したい文書を裁判所の掲示板に掲示し、官報や新聞に掲示又は掲載し始めて2週間が経過した時点で、その意思表示が相手に到達したものとみなすものである。

- ②公示送達となった納税義務者について、納税課に他の市税の納付状況の調査を依頼した。

オ 市税徴収事務

- ①市税徴収事務が法令等に従い処理されているかを担当者へのヒアリング、関連書類の閲覧により確認した。
- ②平成 19 年度において 1 年以上滞納している滞納者のうち、課税所得額が 7,000 千円以上の納税者の滞納理由が適切であるかについて、担当者へのヒアリング、関連書類の閲覧により確認した。

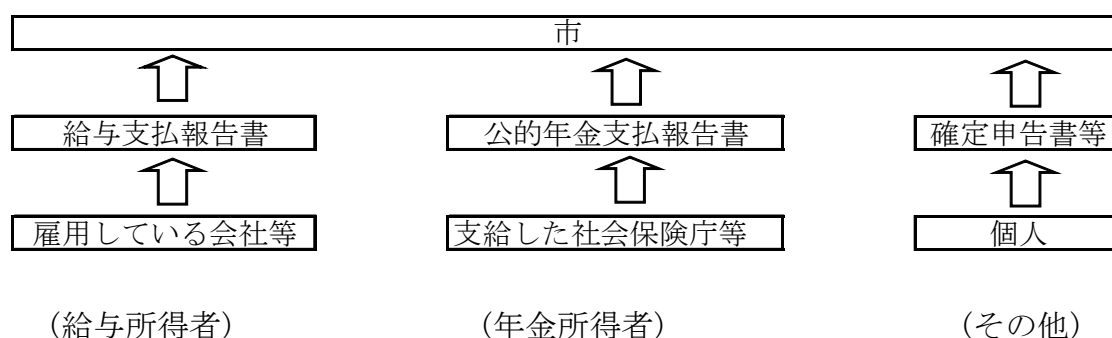
(6) 監査の結果

- ①個人市民税の未申告者に対する実地調査未了件数を減少させることが望まれる。【意見】

個人市民税は、市が課税金額を賦課決定しているが、賦課金額の大部分を構成する「所得割」については、雇用している会社等や個人事業主の申告金額等を基礎として賦課決定している。

この申告方法は、一種類の申告方法ではなく、「(図 3-1)個人市民税に関する課税資料の流れ」に記載のとおり各種申告方法が存在する。給与所得者については給与の支払いをする会社等が給与支払報告書を市へ提出し、年金所得者については年金の支払いをする社会保険庁等が公的年金等支払報告書を市に提出している。その他別途申告を行う必要がある個人は確定申告書等により申告を行っている。

(図 3-1)個人市民税に関する課税資料の流れ



「(図 3-1)個人市民税に関する課税資料の流れ」のように、個人市民税の税額は申告を基礎として決定されるため、適正な申告がなされない限り、適切に賦課決定することができない。

これに対して市は、申告期限前対策として、前年度申告者に対して該当する申告書等の郵送を行う等により、継続的な適正申告を促している。また、申告期限後対策として、市民税の納付者や未申告者に対して、市民税の実地調査等を行うことで、不適切な申告の是正を行っている。具体的には、この申告期限後対策は、以下の方法により行われている。

- a. 申告業務が終了した後に、税総合オンラインシステムの住民マスターから課税資料(給与支払報告書、年金支払報告書、確定申告書等)の提出がない、給与支払報告書上で退職扱いとされている等の一定の基準に従った世帯一覧を税総合オンラインシステムから出力をする。なお、税総合オンラインシステムと住民基本台帳システムは連動しており、住民基本台帳に変更があった場合、税総合オンラインシステムの住民マスターも変更され、最新の住民の情報が税総合オンラインシステムに反映されている。
- b. 一定の基準に従った世帯一覧には、基本的に市・県民税申告書を送付する。
- c. 市・県民税申告書の送付後、抽出された世帯一覧をもとに担当者を割り振り、

担当者が個別に実地調査先を抽出して実地調査を行っている。その際の基準としては、23 歳～60 歳程度の労働人口を中心にして、前年多額の所得が発生している等の個人市民税を追加して賦課すべき可能性が高い市民を抽出している。

d. c. 以外にも、支払調書(源泉徴収した調書や有価証券売買取引報告書等)より、個人市民税を追加して賦課すべき可能性の高い市民を別途抽出している。

当該申告期限後対策については、c. の実地調査先の抽出による実地調査が主たるコントロールとなると考えられるが、当該実地調査による実地調査結果の過去 5 年間の推移は「(表 3-6)過去 5 年間の実地調査結果全体の推移」、「(図 3-2)過去 5 年間の実地調査結果全体の推移」のとおりである。

これは、19 頁の申告期限後対策の b. により、未申告者の可能性があると考えられるため、市・県民税申告書を発送した件数のうち、実地調査対象とされた件数と実地調査の結果を反映させた表である。

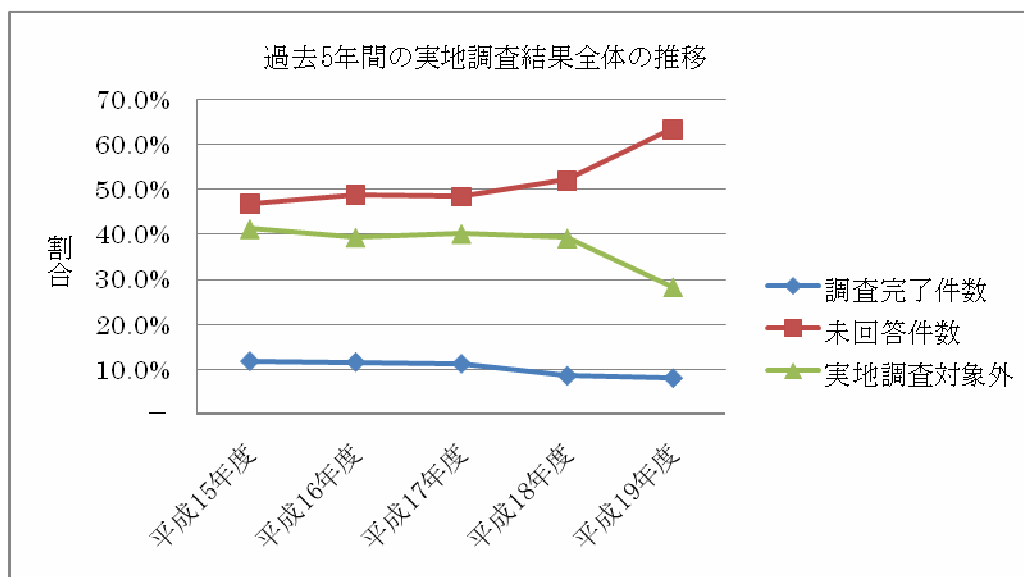
(表 3-6)過去 5 年間の実地調査結果全体の推移

(単位：件数)

項目	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
申告書発送件数	5,183	5,047	4,593	4,586	3,444
実地調査対象外件数	2,141	1,990	1,848	1,800	976
実地調査対象件数	3,042	3,057	2,745	2,786	2,468
以下実地調査結果					
【実地調査完了結果】					
新規に課税	126	131	111	93	100
非課税と判定	482	452	407	294	178
税額を変更	5	4	0	8	1
合計	613	587	518	395	279
【実地未了理由】					
不在等	2,164	2,271	2,036	2,166	2,063
市外移転者	119	100	60	84	53
転居先不明	146	99	131	141	73
合計	2,429	2,470	2,227	2,391	2,189

(出所：市民税課作成資料)

(図 3-2) 過去 5 年間の実地調査結果全体の推移

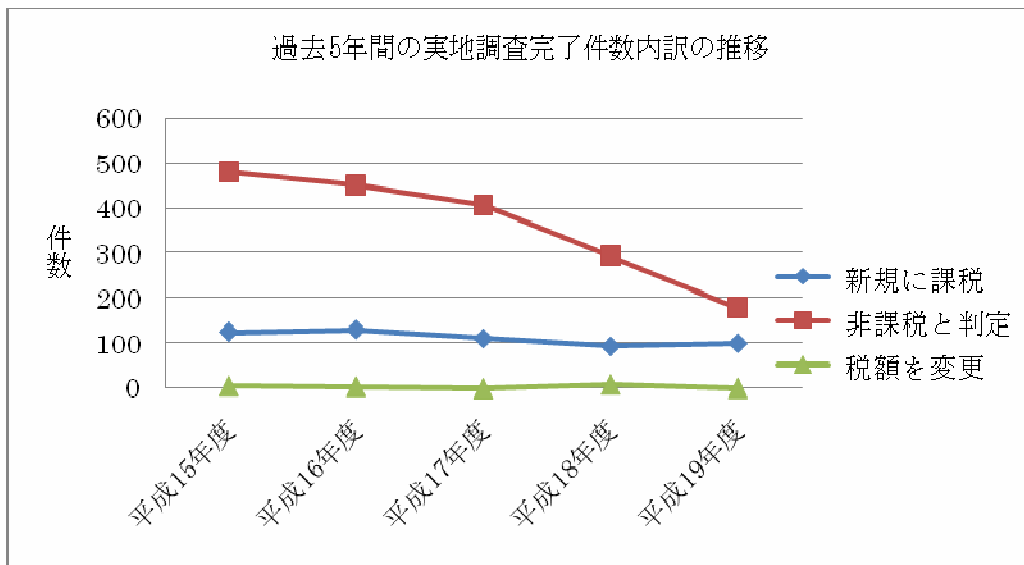


この推移を見ると、申告書を発送した件数のうち実地調査対象件数となった割合は、約 3,000 件から約 2,500 件で推移していることが分かる。なお、平成 19 年度に申告書発送件数、実地調査対象件数が減少しているが、当該減少は適正申告により未申告者が減少した結果ではなく、給与支払報告書の提出範囲の拡大等により課税資料が増加したことによるものである。

また、平成 19 年度は、実地調査対象件数のうち、申告書の提出があつて、実地調査完了件数となっている割合は 11%であるが、未申告者は、所得がない又は非課税等の者と推定している。

「(図 3-3) 過去 5 年間の実地調査完了件数内訳の推移」は、「(表 3-6) 過去 5 年間の実地調査結果全体の推移」で実地調査完了件数として取扱われた件数の実地調査結果の推移を示す図である。

(図 3-3) 過去 5 年間の実地調査完了件数内訳の推移

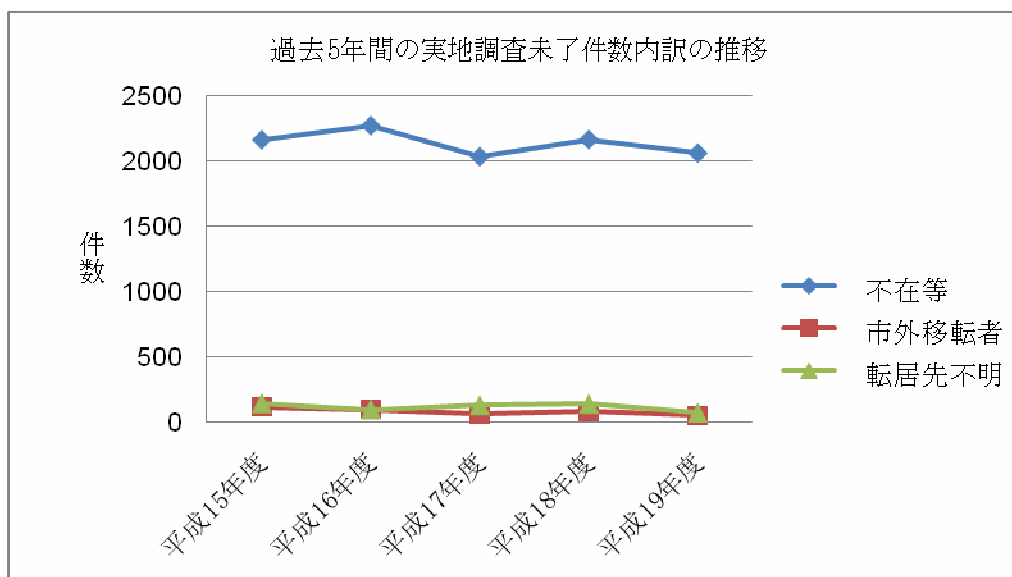


この推移を見ると、実地調査完了結果として一番多い結果は、非課税と判定されたという結果であることが分かる。なお、非課税と判定が年々減少をしているが、前述したとおり、課税資料等が増加したことによる。

「(図 3-4) 過去 5 年間の実地調査未了件数内訳の推移」は、「(表 3-6) 過去 5 年間の実地調査結果全体の推移」で実地調査未了件数として取扱われた件数の実地調査未了となった理由の推移を示す図である。

各項目の意味は、実地調査対象であったが、不在等で会うことができない等の理由により実地調査完了しなかった件数である「不在等」、1 月 1 日以降に市外移転者であった市民で実地調査を行っていない件数である「市外移転者」、申告書を郵送したが宛先不明で返送された件数である「転居先不明」である。

(図 3-4) 過去 5 年間の実地調査未了件数内訳の推移



この推移を見ると、実地調査が完了しなかった理由として一番多い理由は、不在等の理由により、実地調査が最終段階まで終了しなかったという理由であることが分かる。

上述のとおり、実地調査が完了する割合が限定的になっている理由については、実地調査対象者が不在等のためであることが把握された。実地調査対象者が不在等を理由として、実地調査未了件数となる件数が多いが、平成 19 年度の場合、実地調査完了件数の割合が 11%であり、実地調査が有効に行われているとは言い難い結果であり、今後は個人市民税の未申告者に対する実地調査未了件数を減少させることが望まれる。

② 市内に事務所や事業所等のある納税義務者を把握することを目的とした実地調査等を行うべきである。【指摘】

個人市民税は、12 頁の「(表 3-3) 市民税の納税義務者」に記載のとおり、均等割と所得割を「市内に住所がある人」に賦課して、均等割を「市内に住所はないが事務所、事業所又は家屋敷のある人」に賦課する。

「市内に住所がある人」についての賦課漏れに対する措置については、19～20 頁の実地調査等による申告漏れを防止する仕組みが構築されている。しかし、「市内に住所はないが事務所、事業所又は家屋敷のある人」は、その他関連業務を行うなかで申告漏れを発見することはできるが、仕組みとして申告漏れを防止、発見する対応策は構築されていない。そのため、個人市民税で均等割の

みが発生する納税義務者については、課税漏れが発生している可能性がある。

また、法人市民税は、「(表 3-3) 市民税の納税義務者」に記載されている納税義務者が、自主的な申告に基づいて課税を行う申告課税となる。申告課税であるため、納税義務者が適切に申告しない場合は、当然に課税漏れとなる可能性がある。これについての市の対応状況としては、以下の措置がなされている。

- a. 市に申告がなされた本店法人登録情報を把握する。
- b. 法務局から国税経由で通知がなされた登記情報を把握する。
- c. 法人情報を既に登録しているが、未申告となっている法人については、未申告リストを毎月出力して、別途必要性があれば申告調査を行っている。
- d. 修正申告された場合には、国税から県税経由で通知がなされるため、適時に情報収集して修正申告依頼を行う。

上記措置は「市内に事務所や事業所を有する法人」のうち、本店や大規模支店を開設している法人については、登記等を行っていることが多いため、一定の効果が発揮されると推定できる。しかし、「(表 3-3) 市民税の納税義務者」に記載のとおり、法人市民税の納税義務者は「市内に事務所や事業所を有する法人」のすべてが該当するため、市内に本店や大規模支店ではなく、小規模な事業所がある分割法人の申告も必要となる。しかし、上記対応は登記情報等を基礎としているため、登記等を行っていない小規模な事業所がある分割法人の未申告を適時に把握することが難しい状況にある。

上記の個人市民税や法人市民税の課税漏れの可能性に対する実施手続として、市内の電話帳から、岐阜市を所在地として記載されている法人、店舗等のサンプル 30 件を抽出し、給与支払報告書の有無の確認を行った結果、30 件のサンプルのうち 1 件について個人市民税と法人市民税の両方の課税が確認できない状況が発見された。

このサンプルは、全国フランチャイズ業態のフランチャイザーとして、店舗を営業している店舗サンプルであったため、抽出した店舗名は全国フランチャイズ会社の名前であった。そのため、実質的な納税義務者は実地調査等を行わない限り、把握できない状況にあるが、実質的な納税義務者把握を目的とした定期実地調査等については、過去を含めて行ったことがないとの回答を得た。

また、法人市民税の課税漏れの可能性に対する実施手続として、市街を探索して、看板や実店舗が確認された各法人の支店等にあたると考えられるサンプルを任意で 67 件抽出して、法人市民税確定申告の有無の確認を行った結果、67 件のうち 10 件のサンプルについて、看板等で表示されている名称での申告

がされていない状況が発見された。このサンプルについても、申告がされていない状況は把握できるが、分割法人把握を目的とした定期実地調査等については、過去を含めて行ったことがないため、法人の詳細状況は分からないとの回答を得た。

申告状況が確認できなかったサンプルが、仮に対象者が個人で「市内に住所がある人」の場合は、19～20 頁に記載した申告漏れを防止する仕組み作りがなされているため、申告漏れが発見される可能性がある。しかし、対象者が個人で「市内に住所はないが事務所、事業所又は家屋敷のある人」の場合は、個人市民税均等割の申告漏れが発生している可能性がある。

また、対象者が市に本店がある法人の場合は、24 頁に記載した申告漏れを防止する仕組み作りがなされているため、申告漏れが発見される可能性がある。しかし、対象者が市に支店がある分割法人の場合は、法人市民税の申告漏れが発生している可能性がある。

上記監査結果を受けた問題点としては、今回の監査手続で抽出したようなサンプルが納税義務者とされているかを把握できない状況にあり、過去を含めて実質的な納税義務者を把握することを目的とした実地調査等を行っていないため、確立された調査方法がない。

現状は、実地調査が行われていないが、市内に事務所や事業所等のある納税義務者を把握することを目的とした実地調査等を行うべきである。

③適切な中間申告を確保する仕組みの運用を行うべきである。【指摘】

法人税においては、税金徴収を適正に行うこと等を趣旨として、以下の中間申告制度が存在する。

「事業年度が6か月を超える法人については、当該事業年度開始以後6か月を経過した日から2か月以内に、税務署長に対して中間申告書を提出する必要がある。ただし、中間申告による税額が100千円以下である場合には申告は不要とされている(法人税法第71条第1項)」

これを受けて、法人市民税においても事業年度の中間時に1年分の課税の前倒しとして一定の金額を納付する中間申告制度が存在する。

「中間事業年度を一事業年度とみなして計算したことによる中間申告あるいは前事業年度の納税実績に基づき計算された予定申告が必要となっている(地方税法第321条の8第1項前段)。また、市民税の中間申告書を期限までに提出しなかった時は、原則として地方税法第321条の8第1項後段に定めるところによって、計算した申告書が提出されたものとみなし、法人市民税を納付しなければならない(みなし中間申告)」。

(表 3-7) 法人市民税の申告と納付

申告区分		申告納付すべき額	申告納付期限
中間申告	予定申告	均等割額(年額)の 1/2 と、前事業年度の法人税割額の 1/2 の合計額	事業年度開始の日から 6 か月を経過した日から 2 か月以内
	(仮決算に基づく) 中間申告	均等割額(年額)の 1/2 と、その事業年度開始の日以後 6 か月の期間を 1 事業年度とみなして計算した法人税割額の合計額	
確定申告		均等割額と法人税割額の合計額 ただし、中間(予定)申告を行った税額がある場合には、その税額を差し引いた税額	原則として、事業年度終了の日から 2 か月以内

(出所：岐阜市ホームページ)

法人市民税の適正な中間申告の市の対応状況としては、税総合オンラインシステムの法人マスターに決算日を記載する箇所があり、決算日と連動して毎月中間申告が必要となってくる法人一覧が自動出力されてくるため、中間申告が必要な法人は即時に把握できる状況にある。また、中間申告がなされた際には、当該システムで申告額等を入力消込するため、最終的には中間申告がなされていない法人が一覧化され、この一覧を利用すれば、中間申告が適正に行われているかどうかを確認する仕組みが運用されることになる。

しかし、当該一覧を出力しているものの、人員が限定されているため、中間申告がなされているかどうかを確認するための個別消込表としては利用されていない。このため、中間申告の網羅性を確保する仕組みは、実質的に運用されていない。

これについては、中間申告は法定で要求されている事項であるため、中間申告が適正に行われているかどうかを確認する仕組みを有効に運用していくべきであると考えられる。

④分割法人の適正申告を確保する仕組みの構築が望まれる。【意見】

法人市民税は、14 の「(表 3-3) 市民税の納税義務者」に記載のとおり、納税義務者としては、市内に事務所や事業所を有する法人等があげられる。また、法人市民税の税金は、均等割と法人税割の 2 種類に分かれている。

この均等割金額と法人税割金額は計算方法が異なるが、その計算方法は、簡単に説明すると、以下のとおりである。

$$\text{均等割金額} = \text{資本金等の金額と市内従業者数に連動した固定金額} \times \text{事務所・事業所等を有していた月数} / 12$$
$$\text{法人税割金額} = \text{法人税額を基礎とした課税標準} \times \text{税率}$$

事務所等が2つ以上の地方公共団体(都道府県・市町村)に分かれる法人のことを「分割法人」という。

「分割法人」の法人市民税の法人税割金額は、納税義務がある市町村すべてに納付するため、按分計算方法で算定された課税標準に税率を乗じて計算される。この按分計算は本店所在地の自治体へ「課税標準の分割に関する明細書」に記載して提出される。

ここで、「分割法人」が適正申告する際の留意点としては、課税標準総額を各地方自治体に適切に按分をしていくことであり、「分割法人」の法人市民税の申告書に記載される「課税標準」が本店所在地の自治体へ提出される「課税標準の分割に関する明細書」に記載された当該自治体の課税標準と一致することである。

しかし、本店所在地でない自治体からは、「課税標準の分割に関する明細書」の提出が求められていないため、分割基準誤りによる、適正申告がなされない可能性がある。

当該可能性に対する市民税課の対応については、基本的には申告者は適正に申告を行ってくるという性善説を前提としていることや、誤りがあった場合には本店所在地の市町村から修正連絡がなされることから、特段の対応は行っていないとの回答を得た。そのため、課税標準の分割基準である従業者数が誤っていたとしても、適時に誤っている状況を把握することが困難であると考えられる。

したがって、適正な賦課業務を実施するために、何らかの対応を行うことが望まれる。少なくとも、岐阜市に本店が所在する会社等については、「課税標準の分割に関する明細書」に記載された従業者数の経年比較による異常値の把握、法人市民税申告書と「課税標準の分割に関する明細書」等の添付資料との整合性の確認、計算チェックの実施が望まれる。

⑤非課税にすべきでない土地、家屋のチェックが不十分であるため、課税すべき土地、家屋の有無を調査すべきである。【指摘】

13 頁に記載のとおり、固定資産税は、原則として毎年 1 月 1 日時点における土地・家屋及び償却資産の所有者が納税義務者となる。しかし、当該納税義務者に該当したとしても、所有者や使用方法に公益性を有する固定資産等については、公益性を有することを重視して例外的に非課税とされている。（地方税法第 348 条等）

なお、主な非課税対象となる固定資産については、以下の固定資産があげられる。

- a. 国、都道府県、市町村等が所有している固定資産
- b. 鉄道事業法等の政令で定められる固定資産
- c. 学校法人、宗教法人等が直接本来の用に供する固定資産

a. については、地方自治体等が直接所有する固定資産、b. については、別途特別法で非課税とされている固定資産である。c. については、非課税対象として認められる固定資産は、学校法人や宗教法人等が「直接本来の用に供する固定資産」のみを非課税としている点である。そのため、学校法人や宗教法人等が「直接本来の用に供していない固定資産」については、非課税対象とならないため、課税対象とされる。

これについては、地方税法第 348 条第 3 項において、「前項各号に掲げる固定資産を当該各号に掲げる目的以外の目的に使用する場合には、前項の規定にかかわらず、これらの固定資産に対し、固定資産税を課する」とされている。そのため、c. の条件に合致するとして、非課税とされている固定資産については、「直接本来の用に供している」かどうかを把握すべきである。

上記に対する市の対応状況としては、学校法人、宗教法人等の対象法人設立時に「直接本来の用に供している」と判断された固定資産については、設立時に使用していた目的で継続的に使用されていると推定している。

しかし、対象法人設立時に「直接本来の用に供している」目的で固定資産を使用していたとしても、設立後に「直接本来の用に供していない」目的で固定資産を使用し始めた場合も存在すると考えられる。その他にも、対象法人自身が設立時にはすべての事業が公益性を有する事業と判断していたが、国税庁や所管官庁等の指摘により、設立後に一部事業が公益性を有しないと事業と判断される場合も存在すると考えられる。

これらの場合には、設立時に「直接本来の用に供する固定資産」と判断され

た固定資産であっても、設立後に「直接本来の用に供していない固定資産」と判断すべき固定資産も存在することになる。そのため、上記のような対応状況の場合には、非課税にすべきでない固定資産が非課税とされている可能性がある。

上記の可能性に対して、法人市民税の法人税割申告を行っている学校法人が保有する固定資産(土地、家屋)について課税対象とされているかをサンプルで確認を行う実施手続を行った。

通常の学校法人は、「本来の用」に関する事業(教育に関する事業)のみを行っているため、法人税については非課税とされている。そのため「本来の用」に関する事業のみを行っている法人は、法人税が非課税とされており、法人市民税の法人税割は発生しない。

しかし、「本来の用」に関する事業以外に、収益事業を営んでいる場合には、収益事業で獲得した所得に対して法人税申告を行うこととなり、これに連動して法人税額に対して市民税が課される法人税割についても、申告納税が必要とされる。つまり、法人市民税の法人税割申告がある法人については、「本来の用」に関する事業以外の事業を行っていると推測される。そのため、「本来の用」に関する事業以外の事業を行っているならば、当該事業に使用されている「直接本来の用に供していない固定資産」が存在する可能性があるため、法人市民税の法人税割申告を行っている学校法人を検討対象とした。

この結果、該当サンプルが所有している土地、家屋については、非課税とされていることが確認された。これについては、収益事業に関する固定資産、つまり「直接本来の用に供していない固定資産」が存在する可能性があるため、非課税対象とされている固定資産については、課税すべき土地、家屋の有無を調査する必要がある。

当該調査方法としては、様々な方法が存在すると考えられるが、例えば法人市民税申告書の閲覧や現地調査により、「直接本来の用に供していない固定資産」の有無を調査する方法が考えられる。この調査時には、地方税法第 348 条、地方税法附則 14 条等の非課税条件をチェックリストとして使用することが望まれる。

⑥固定資産税(償却資産)の申告漏れが発生している可能性があると考えられるため、適切な調査ができる体制を構築すべきである。【指摘】

固定資産税(償却資産)は、償却資産台帳に所有者として登録されている個人、法人が納税義務者とされる。償却資産台帳とは、償却資産所有者が資産所在地の市町村長に、毎年 1 月 1 日現在の内容を 1 月 31 日までに申告した台帳であ

る。そのため、固定資産税(償却資産)は、市が現地調査等を行って課税金額を決定する固定資産税(土地、家屋)と異なり、償却資産所有者はその所有する資産を申告し、これに基づき課税を行う。

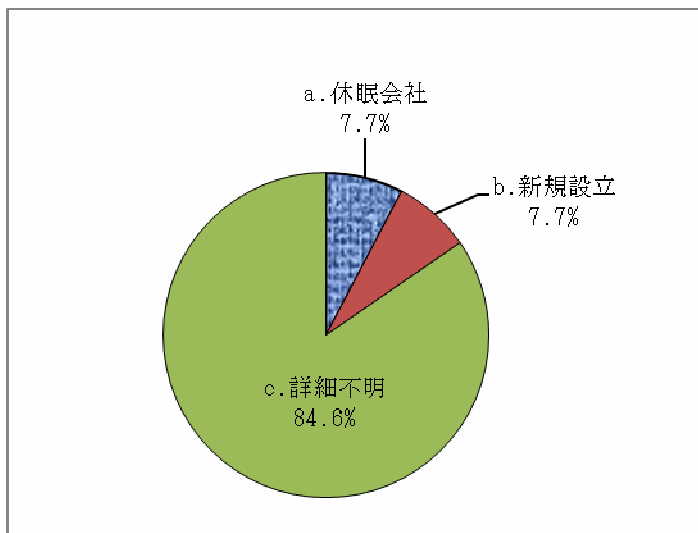
このため、償却資産台帳が適切に申告されない場合は、課税漏れとなる可能性がある。なお、課税対象償却資産の下限である免税点は1,500千円であるため、所有する償却資産の課税標準額が1,500千円未満の場合は、課税がなされることはない。

上記の可能性に対して、市内の電話帳から、岐阜市を所在地としていると記載されている法人、店舗等のサンプル30件を抽出し、固定資産税(償却資産)申告の有無を確認する実施手続を行った結果、30件のうち13件のサンプルについて償却資産の申告がなされていないことを発見した。

これについては、申告がなされていない理由としては、以下の理由が存在するということであり、比率については「(図3-5)固定資産税(償却資産の未申告理由)」のとおり、詳細不明となっているc.の理由がほとんどである。

- a. 法人基本台帳に登録のみとされており、実態がない休眠会社と考えられる法人
- b. 新規設立したばかりである法人であるため、申告義務者に該当しないという法人
- c. 現地調査を行うなど別途詳細調査を行わない限り、未申告事業所ではないと断定できない法人

(図3-5)固定資産税(償却資産の未申告理由)



上記 a.、b. の理由については、償却資産の申告がない理由としては考えられると思われる。しかし、c. の理由については、今後の詳細調査の対象とすることについて合意を得たが、現時点においては未申告事業所が存在する。

また、平成 19 年度の法人市民税の納税義務者と、平成 19 年度の固定資産税（償却資産）納税義務者と比較しても、未申告事業所が潜在的に存在している可能性がある。

これについては、資産税課においても、固定資産税（償却資産）の申告漏れの可能性を認識しており、各種対策を行っている。

具体的には申告期限前の対策としては、以下の対策を行っている。

- ・「広報」ぎふ、ホームページへの掲載、償却資産のポスター掲示
- ・税理士会の研修会で申告指導依頼

また、申告期限後の対策としては、以下の対策を行っている。

- ・未申告事業所への督促はがき、電話、訪問による申告の催促
- ・未申告、申告誤りがある可能性がある事業所については、平成 18 年度より実地調査を行っている。実地対象先は、国税資料、自動車検査登録情報協会からの大型特殊自動車情報、屋外広告物の許可台帳、法人設立情報、食品衛生許可台帳等の保健所データ等を検討資料として対象先を抽出している。

このなかでも特に実地調査については、「(表 3-8)固定資産税（償却資産）の実地調査結果」、「(表 3-9)固定資産税（償却資産）修正申告額の歳入に関する割合（平成 19 年度）」に記載のとおり、多額の申告漏れを発見するという有意義な結果を得ている。

(表 3-8)固定資産税（償却資産）の実地調査結果

(単位：千円)

年度	調査件数	修正申告による 課税標準増加額	修正申告による 税金増加額(※1)
平成 18 年度	72	940,000	13,160
平成 19 年度	128	1,038,000	14,532

(出所：資産税課作成資料)

(注 1) 税金増加額は、基本的な固定資産税額算定式である「課税標準額×1.4/100＝税額」により試算している。

(表 3-9) 固定資産税(償却資産)修正申告額の歳入に関する割合(平成 19 年度)

(単位：千円)

項目	収入済額	修正申告額割合(※1)
固定資産税	26,642,100	0.05%
市民税	30,715,264	0.05%
一般会計歳入合計	138,414,400	0.01%

(出所：資産税課作成資料、歳入歳出決算書から監査人作成)

(注 1) 平成 19 年度修正申告による税金増加額÷収入済額

「(表 3-8) 固定資産税(償却資産)の実地調査結果」では、平成 18 年度の修正申告による税金増加額 13,160 千円、平成 19 年度の修正申告による税金増加額 14,532 千円という結果を得ていることが分かる。また、「(表 3-9) 固定資産税(償却資産)修正申告額の歳入に関する割合(平成 19 年度)」では平成 19 年度の修正申告による税金増加額 14,532 千円は、固定資産税全体の収入金額の 0.05%、一般会計全体の歳入金額の 0.01%を占めることとなり、従来申告漏れであった償却資産に関する固定資産税(償却資産)の徴収を行うことは、財政に対する影響もあることが分かる。

上記申告漏れは実地調査を 2 年間行った結果であるが、当然ではあるが 2 年間の実地調査では網羅的に実地調査を行ったわけではないため、未だ潜在的に申告漏れとなっている納税義務者は存在していると推測される。

このため、申告漏れに対する各種対策を強化していく必要性は高い。特に実地調査については有効的であると考えられるため、調査範囲を拡大していくべきであるが、償却資産に関する現状の実地調査は、免税点以上の償却資産を保有していると推定される事業所すべてを網羅的に調査した結果でなく、国税資料等の閲覧により 2,500 千円以上の償却資産を保有している事業所を中心とした実地調査である。これについては、今後、実地調査対象を拡大する計画をもっているということなので、計画に沿った実地調査を適切に行うべきである。

このように固定資産税(償却資産)の申告漏れの実地調査を網羅的に行う必要があると考えられるが、これについては、償却資産に関する業務に従事する人員が限定されていることが問題である。

(表 3-10) 平成 20 年 4 月 1 日現在税務関連の人員配置

(単位：人)

部署名等	人数
税制課	合計 7
税務審議監	1
課長	1
管理監	1
庶務グループ	4
諸税課	合計 6
課長	1
諸税グループ	3
証明グループ	2
市民税課	合計 42
課長	1
個人グループ	36
法人グループ	5
資産税課	合計 50
課長	1
管理グループ	7
土地グループ	18
家屋グループ	21
償却資産グループ	3
納税課	合計 41
課長	1
管理監	2
管理グループ	5
収納グループ	3
特別整理グループ	5
徴収グループ	25

(出所：税制課提出資料)

「(表 3-10) 平成 20 年度 4 月 1 日現在税務関連の人員配置」によると、固定資産税に関連する資産税課関連の人員 50 人のうち、償却資産グループは 3 人と少数の配置となっている。これは、土地、家屋に関連する固定資産税の金額は、市側が賦課するため、事務量も多く適切な賦課を行うという責任も重いため、土地グループ、家屋グループの人員を厚くした人員配置であると考えられる。しかし、上記のとおり、償却資産に関する固定資産税の申告漏れを発見することの影響は、市の財政や適正申告確保の観点からは重要な意味を持つ可能性が高い業務になると推定される。

しかし、現状の人員では、申告漏れを調査する時間も人員が限定的であるという理由から、大々的に取組むことは難しいと考えられる。そのため、現状の人員配置が少ない償却資産グループに一時的に増員をして適切な申告を確保する体制を構築することが望まれる。

また、償却資産グループ一人当たり税金増加額は一般行政職一人当たり平均人件費と大差がない状況にある。このため、固定資産税(償却資産)の適正申告が行われた場合に得られる累積の税収増加を考慮した場合には、人件費の費用と税収増加の効果の費用対効果の面からも有効である。

なお、実地調査を行う際には、納税義務者の固定資産台帳等の固定資産管理資料の閲覧が中心となる。この閲覧時には、「(表 3-11) 償却方法に関する国税と固定資産税の相違」に記載されている国税との償却方法の差異に留意したうえで閲覧を行うが必要になる。

(表 3-11) 償却方法に関する国税と固定資産税の相違

項目	国税の取扱い	固定資産税の取扱い
償却計算の期間	事業年度	歴年
減価償却の方法	定率法と定額法の選択制度 ・平成 19 年 4 月 1 日以降に取得された資産は「250%定率法」を適用 ・平成 19 年 3 月 31 日以前に取得された資産は「従来の定率法」を適用	従来の定率法
前年中新規取得資産	月割償却(一定の場合は簡便償却)	半年償却(1/2)
圧縮記帳制度	有	無
特別償却・割増償却(法人税法・所得税法)	有	無
増加償却(法人税法・所得税法)	有	有
評価額の最低限度	1 円	取得価額の 5%
改良費	原則区分評価、一部合算評価も可	区分評価

⑦固定資産税(償却資産)の申告漏れ及びこれに伴い発生する延滞金の徴収を検討すべきである。【指摘】

29 頁の「⑥固定資産税(償却資産)の申告漏れが発生している可能性があると考えられるため、適切な調査ができる体制を構築すべきである。」と指摘したとおり、固定資産税(償却資産)については申告漏れが発生している可能性が高い。また、申告漏れがあった場合には、当年度だけではなく、過去の申告も誤っている可能性があるため、誤っている場合は最大限で過去 5 年間の修正申告を納税義務者に行ってもらふ必要がある(虚偽の場合は 7 年間)。これに加えて、修正申告の金額には、利息徴収や罰則の意味で過年度申告金額に加えて延滞金を徴収することとされている。(地方税法第 368 条第 2 項)

これについて、資産税課に延滞金徴収状況について質問を行ったところ、固定資産税(償却資産)においては、申告漏れは償却資産制度の認識誤り(建物附属設備における家屋と償却資産の区分誤り、中小企業者等の 30 万円未満の少額資産の取扱い等)がほとんどであり、課税側の周知不足と実地調査等の実施不足に起因することが多く、申告者側に悪意があると判断できず、このような場合にまで延滞金を徴収することはかえって自発的申告の抑制になるという理由から徴収していないとの回答を得た。また、全国的な市町村の取組みについても、資産税課担当者が政令指定都市全市(17 市)、中核都市全市(38 市)に問合せた結果、固定資産税(償却資産)の延滞金を徴収している自治体はないとのことであった。

しかし、地方税法で延滞金を加算して徴収することは法定事項であり、真面目に納税している市民との公平性を考慮すると、延滞金の徴収を行わないことが適切であるとはいえない。自発的な修正申告については慎重な取扱いを行うべきであるが、実地調査への非協力等の悪質な申告者に適正申告を促す効果もあるため、延滞金の徴収を検討すべきである。

なお、特別な理由により延滞金の徴収が難しいと判断された場合には、別途承認手続を経るべきである。

(参考) 平成 19 年度に実地調査を行った A 事業所の申告漏れの延滞金計算の一例

- ・取得価額 10,329 千円 ・取得年月 平成 11 年 7 月
- ・耐用年数 15 年 ・更正時期 平成 19 年 11 月

(単位：千円)

項目	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	5 年合計
課税標準額	6,060	5,200	4,461	3,828	3,284	—
不足税額	84	72	62	53	45	319
延滞金	54	36	22	11	2	127
合計	139	109	84	64	48	446

⑧軽自動車検査協会から入手する納付データを電子化する等、賦課事務手続の効率的な運用が望まれる。【意見】

軽自動車税の納付事務のうち、軽自動車(三輪及び四輪)に関する納付事務は軽自動車検査協会より紙データが送付される。そして職員及びオペレーターが短期間で電算機へ手入力している。マニュアル入力している以上は入力ミスにより誤った賦課を実施するリスクがある。

現在マニュアル入力によっているため、データ交換が実現すれば、作業日数を短縮でき、効率的な行政事務の遂行に貢献するのである。そこで、軽自動車検査協会から送付される納付データについて、オンラインで諸税課のシステムとのネットワークを構築する、又は納付データをマニュアル入力しなくて済むよう、紙ではなく電子データとして入手し、バッチ入力できれば賦課事務の効果的かつ効率的な運用が可能となる。

⑨滞納整理に有効な納税者情報を適切に把握することが望まれる。【意見】

個人市民税や法人市民税は、「(表 3-12)市民税の計算方法」のとおり、主たる税額となる所得割は課税所得金額、法人税割は法人税額に連動する。このため、通常申告された市民税額が多額である場合は、課税所得税額や法人税額が多額であることになる。

また、課税所得税額や法人税額は支払能力に直結すると考えられるため、市民税額が多額である納税義務者は、支払能力があると推定され滞納していることは少ないと考えられる。このため、市民税額が多額である納税義務者が滞納している場合は、徴収できない特別な理由があると考えられる。ただし、支払能力である課税所得税額は前年度の所得額によるものであり、一概に納付時の支払能力に直結しているものではない。

(表 3-12) 市民税の計算方法

税金名	種類	計算方法
個人市民税	均等割	一律 3,000 円
	所得割	課税所得金額に 6%を乗じて計算
法人市民税	均等割	資本金等の額、市内の従業員数に連動した一律の金額
	法人税割	法人税額(国税)に 12.3%乗じて計算

そこで、徴収できない特別な理由があると考えられる滞納者に対する実施手続として、平成 19 年度において 1 年以上滞納している滞納者のうち、課税所得額が 7,000 千円以上の納税者の滞納理由が適切であるかについて、担当者へのヒアリング、関連書類の閲覧を行った。

具体的には、「(表 3-13)平成 19 年度長期滞納債権と所得総額(個人)」、「(表 3-14)平成 19 年度長期滞納債権と所得総額(法人)」より抽出して手続を実施している。ただし、法人については当該サンプル抽出基準に該当する滞納者は存在していない。

(表 3-13) 平成 19 年度長期滞納債権と所得総額(個人) (単位：千円)

課税所得総額	滞納件数	滞納人数	滞納金額
0 円及び市外者の場合	90,709 件	8,404 人	2,881,261
2,000 千円以下の場合	71,841 件	4,802 人	1,717,650
4,000 千円以下の場合	13,747 件	940 人	647,552
7,000 千円以下の場合	2,470 件	143 人	200,963
7,000 千円以上の場合	1,056 件	60 人	266,979
合計	179,823 件	14,349 人	5,714,405

(出所：納税課作成資料)

(表 3-14) 平成 19 年度長期滞納債権と所得総額(法人) (単位：千円)

課税所得総額	滞納件数	滞納人数	滞納金額
0 円以下の場合	10,183 件	504 人	1,266,311
2,000 千円以下の場合	831 件	60 人	123,595
4,000 千円以下の場合	4 件	1 人	1,460
7,000 千円以下の場合	0 件	0 人	0
7,000 千円以上の場合	0 件	0 人	0
合計	11,018 件	565 人	1,391,366

(出所：納税課作成資料)

手続を実施した結果、徴収事務を明らかに怠っている等の理由により、滞納となっている滞納者は発見されなかった。

また、課税所得額が7,000千円以上であるにもかかわらず、滞納者となっている納税義務者を類型化すると、以下のとおりであることが把握された。

- a. 個人所得の他に、法人を運営しているが法人が業績不振である。例えば、個人所得はあるが、法人に貸付をしており、所得があるが支払能力がない納税義務者があげられる。
- b. 所得はあるが、設備投資や住宅ローン等の借入が多額に存在する。そのため、借入返済を優先しているため、回収が滞っている。例えば、賃貸事業を営んでいるが、賃貸住宅ローンが残っている納税義務者があげられる。
これについては、借入返済を納税に優先しているが、担保権設定日以後に滞納地方税の法定期限等が到来している場合においては、対象財産を処分したとしても、金融機関への返済が優先されることを考慮しているためである。設備投資や賃貸住宅取得の数年後に業績悪化することが多いため、通常はこのパターンに該当する。つまり、借入金の返済が滞り財産が換価されたとしても借入金への充当が優先されて、滞納地方税へ充当されない可能性が高いといえる。
- c. 行政不満により、支払を意図的に止めている納税義務者があげられる。
- d. 一定の所得があるが、固定資産税等の所得に関連しない課税が多額のため、支払が滞っている納税義務者があげられる。例えば、多額の土地を相続したが、土地の固定資産税に見合うレベルの所得がないため、支払が困難になっている納税義務者があげられる。
- e. 納税義務者が療養中のため、回収が難しくなっている納税義務者があげられる。

上記 a. ～e. の滞納理由は、単独の滞納理由ではなく a. と e. の理由といったように複合的な滞納理由となるが、最も多い滞納理由としてあげられるのは、a.、b. の滞納理由であった。

また、滞納者のなかで全く回収が行われていない滞納者は少なく、大半が保有固定資産の差押えに入って、回収ができる範囲で分納契約を結んでいる納税者であった。

しかし、分納契約のなかには「(例 3-1)滞納債権が増加する分納契約」のように、分納契約回収年額が毎年の賦課税額を下回る場合、年々滞納額が増加し、いずれ不納欠損になる可能性がある納税者も多く存在していた。

(例 3-1) 滞納債権が増加する分納契約

【当該年度の市税調定金額】		【分納契約回収年額】	
固定資産税	600 千円	月額 20 千円×12 か月	=240 千円
個人市民税	500 千円		
軽自動車税	10 千円		
計	1,110 千円	計	240 千円
差引	870 千円(滞納増加)		

上記「(例 3-1)滞納債権が増加する分納契約」で発生している差引 870 千円は、滞納債権の増加額となり、特別な理由がない限り、市税の時効消滅 5 年に不納欠損になる。そのため、分納回収を行うことは望まれるが、分納金額が毎年の市税調定金額を下回る場合には、不納欠損に将来なる可能性が高いと考えられる。そこで、適切な分納金額で分納契約を結んでいない場合には、適切な理由であるかという観点が必要である。

しかし、現状の徴収業務に関する管理は以下のように行われているため、適切な分納金額を算定しているかどうかは、判断できない状況にある。ただし、各担当者レベルにおいて、分納金額がどのような経緯で現状の金額になったということは分かる。

現状の徴収管理として、市税が未収金となっている場合には、税総合オンラインシステム上で個別納税者ごとに滞納金額を確認し、納税交渉等により交渉経過を記載して管理を行っている。しかし、交渉経過については、納税者の状況等が記載されているものは少なく、いつ、誰に、どのようなアプローチをしたかという戸別訪問実施等の実施状況を記載されているものがほとんどであった。

本来、滞納税金が回収できるかどうかの判断は、納税者の支払能力等を随時把握すべきであり、徴収事務実施の際には、納税者から支払ができない事情を聞いているはずである。そのため、例えば抵当権を設定している金融機関等の情報といった、徴収事務実施の際に得た情報を記載することは、将来の徴収業務にとって有効な情報である。

なお、上記に記載した滞納理由の類型を参考にすると、以下のような事項を一覧として把握することが徴収業務にとって、有用になると考えられる。

- 市民税申告額
- 借入金の金融機関別借入金残高、担保設定状況等
- 資産(預金有価証券等)調査結果
- 事業内容
- 国税、県税等の滞納状況

- a. については、市民税申告額は、個人所得、法人税額と連動しているため、支払能力と密接に関係している。そのため、支払能力を判定するためには、当然に把握することが望まれる。
- b. については、借入金がある場合には支払困難になる場合が多いが、その度合は月額返済額や借入金総額に連動すると考えられるため、借入金の状況の把握が望まれる。
- c. については、財産を差押える際に把握することが望まれる。
- d. については、税総合オンラインシステムの運用上で、記載がないものが多いが、支払能力の把握する前提としては、把握することが望まれる。
- e. については、国税、県税と連携による回収を行う場合もあるとのことなので、把握をすることが望まれる。また、市税のみが滞納しているという状況であるならば、その理由を明確化することが望まれる。

最低限上記の情報を把握したうえで徴収業務を行うことが望まれる。これは、「三位一体の改革」により、課税の中心が個人に対しては、国税から地方税に移行されているという背景を考えると重要性は増加している。この税制改正により、従来の 3 段階による所得割税率が、6%に定率化することで、低所得者に対する課税が増加することになる。滞納金額が多いと考えられる低所得者に対する調定金額も増加し、将来的には滞納金額が増加する可能性があると考えられる。

⑩網羅的な預金調査等を確保する仕組み作りが望まれる。【意見】

徴収業務においては、市内の複数行に預金調査の協力を得て、担当者ごとに月 12 件を目安に行われている。一人の担当者の担当滞納者数が 800 人程度、うち高額滞納者が 200 人程度であることから、高額滞納者の預金調査は 1 年半～2 年程度で全担当滞納者の預金調査が終了する見込となっている。

しかし、37 頁の監査手続の対象となった滞納者について、預金調査を網羅的に行っているかどうかの確認として、税総合オンラインシステムの交渉経過を閲覧したところ、過去預金調査を行っているという記述がないものも多く発見された。これについては、各担当者が一月 12 件を目安に預金調査を行っているが、実施状況や預金調査先の選定は担当者任せになっており、詳細状況は即時に管理者側では把握できない状況にあった。

これについては、預金調査の優先順位が高いと考えられる高額所得者で高額滞納者である者について、預金の差押えにより回収ができる可能性があるにもかかわらず、預金調査を行わないこともありうるので、預金調査先の優先順位を決め、一覧化を行って網羅的な預金調査を担保できる管理を行うことが望まれる。

⑪体系的な管理台帳を整備することで包括的な回収先管理を行うことが望まれる。【意見】

⑨、⑩に記載した情報を包括した徴収を行うためには、体系的な管理台帳を整備しないと、対応が困難であると考えられる。

そのため、体系的な管理台帳整備に関して留意すべき点を参考に掲げることとする。

- ・ 分納契約金額が調定金額を下回る場合には、理由が明確であるか。
「(例 3-1) 滞納債権が増加する分納契約」で記載したように、分納契約金額が市税調定金額を下回る場合には、滞納債権の増加となり将来不納欠損が発生する可能性が高いため、理由を明確にすることが望まれる。

- ・ 納税者の所得獲得方法の概況を把握、記載しているか。

現状の税総合オンラインシステム上では、交渉経過や滞納債権金額を記入する欄があるが、支払能力を把握する基礎的な前提として納税者の所得獲得方法について網羅的に記載されるようにはなっていない。回収できる相手先かどうかの協議を行う前提として、差押さえ可能な収入源泉や資産を把握しておく必要である。例えば、給与所得者については給与の差押えが可能か、不動産経営ならば差押え可能な物件、借入が多額であるならば借入の返済条件を記載しておくことが望まれる。

- ・ 「分納後可処分所得」を把握する。高額である場合は、分納契約の見直しや支払が困難な理由の再ヒアリングを行うことが望まれる。

滞納者の返済が困難であるという理由に、借入金の返済金額やその他病院通院に関する費用が必要であるという理由をヒアリングした場合には、個人市民税所得割の計算基礎や法人市民税の法人税割の逆算で把握した所得金額から、口頭で回収理由として困難であるとされた支出金額を差引いた「分納前可処分所得」で分納契約凍結前にどれくらいの支払能力があるかを概算で把握する。

その後、分納契約を凍結した後の「分納後可処分所得」を把握する。当該金額が多額の場合は、分納契約金額が適切でない、支払ができない理由としてあげられている金額や理由が妥当ではない可能性があるため、分納契約金額の見直しや支払ができない理由の再度ヒアリングを行う。

この金額が多額であるかは、個々の理由が存在するため、一律に考えることは困難であるが、過少に低額な分納契約を防止することには一定の効果が発生すると考えられる。また、市税と密接に関連する所得金額を把握できるというメリットを生かした回収分析方法であると考えられる。

- ・差押え可能な資産があるならば一覧化を行う。一覧化を行った後には差押え可能資産の有無を調査し、差押えができない場合には、理由を明確にする。

徴収時に財産の差押えを行うことができる資産があるかどうかを一覧で把握することが望まれる。把握方法としては、「預金金額」→預金調査で把握、「固定資産」→固定資産税賦課金額を税総合オンラインシステムから把握、「その他差押え可能資産」→別途ヒアリングや現地調査で把握した場合に記載する。

これらの資産が存在するのにもかかわらず、差押えが可能かどうかを検討していない場合は、何らかの理由がないと問題であると考えられる。また、土地や家屋を所有している場合には、抵当権がついているかどうかを網羅的に調査することが望まれる。

- ・納税者が給与所得者であるかどうかをチェックする。給与所得者であるならば、給与の差押えの検討をしているかを確認する。もし、差押えができない場合には、理由を明確にする。

納税者が給与所得者であるならば、給与の差押えが可能かどうかを検討しているかを把握する。給与所得者かどうかは、個人市民税の徴収が特別徴収かどうかを把握することで把握することができる。

なお、給与の差押えをした場合には、差押えをされた納税義務者の生活継続が困難になる場合も多いと想定されるため、給与の差押えの是非に関する判断については明確な方針を設定することが望まれる。

- ・その他の未収金の回収状況を把握する。そのなかで回収が進んでいる未収金があるならば、回収理由の共有化を行う。また、回収できない場合については、連携して回収ができるかどうかを協議する。

納税者にその他の未収金がある場合に、連携して徴収を行うことができないか、その他の未収金が回収できている場合にはどのように回収を行っているかを把握する。その他の未収金状況の作成には、債権金額の名寄せが必要となるが、これは原則的な対応として、一定金額以上の債権については、個別に回収可能性の判断が必要とされる、新地方公会計制度に対応時に必須事項とされるため、近い将来に対応が可能な状況になる可能性がある。そのため、当該情報を把握することは、債権債務改革の一貫として有用であると考えられる。

また、その他の税金未収金状況については、岐阜県や国税との連携が必要になるが、協力をして取り立てを行うケースもあるため、把握をすることが望まれる。

- ・減免履歴の把握

減免履歴により、市税納付ができない理由を把握する。

- ・連帯納税義務者の有無

共有物、共同使用物、共同事業、共同行為等に関する租税については、2人以上の納税者等が同一内容の租税債務の納付について、各々が独立しかつ連帯して全額について納税義務を負うため、これを把握する必要がある。

- ・第二次納税義務者の有無

残余財産を受けた清算人、株主又は社員が滞納者である場合の同族会社、合名会社等の無限責任社員、無償又は著しい低額の譲受人等は、納税者等の租税義務が履行されない場合に、その補充として第二次納税義務者が納税者等の租税債務を履行する責任を負うため、これを把握する必要がある。

2 分担金及び負担金

(1) 監査対象課

監査対象とした分担金及び負担金は、「(表 3-17) 分担金及び負担金の監査対象」のとおりである。

(表 3-17) 分担金及び負担金の監査対象

分担金及び負担金の名称	監査対象課
社会福祉費負担金	障がい福祉課、高齢福祉課
児童福祉費負担金	保育事業課

(2) 分担金及び負担金の概要

分担金とは、一般的に地方公共団体が特定の事業に要する経費に充てるため、当該事業によって利益を受けるものに対し、その受益を限度として公権力に基づいて賦課徴収する金銭をいう。負担金は分担金と同様の意味において用いられていると解される場合が多い。ただし、負担金には社会福祉施設の利用に対する実費弁償費的な性格を有するものも含まれる。民生費負担金は岐阜市の場合、社会福祉費負担金と児童福祉費負担金がある。

ア 社会福祉費負担金

社会福祉費負担金には身体障害者援護施設措置費負担金、知的障害者援護施設支援費負担金、老人保護措置費負担金が含まれる。身体障害者福祉法第 38 条第 1 項、知的障害者福祉法第 27 条、老人福祉法第 28 条第 1 項に基づき、受益者又はその扶養義務者からその負担能力に応じてその費用の全部又は一部を徴収するものである。

イ 児童福祉費負担金

児童福祉法第 56 条第 3 項の規定に基づくもので、乳児院、児童養護施設等に入所させる措置をとった場合に要する費用を本人又はその扶養者から徴収するものである。市では主に保育所運営費負担金がある。

(3) 分担金及び負担金の推移

分担金及び負担金の推移は、「(表 3-18) 分担金及び負担金の推移」のとおりである。

(表 3-18) 分担金及び負担金の推移

(単位：千円)

項目	区分	平成 10 年度	平成 15 年度	平成 19 年度
農林水産業費 分担金	調定額	22,712	15,694	9,950
	不納欠損額	-	-	-
	収入未済額	-	-	-
民生費負担金	調定額	1,888,200	1,411,897	1,490,814
	不納欠損額	3,354	6,137	10,256
	収入未済額	54,117	46,057	41,737
衛生費負担金	調定額	4,683	3,379	2,226
	不納欠損額	-	-	-
	収入未済額	-	-	-
教育費負担金	調定額	12,410	13,107	14,984
	不納欠損額	-	-	-
	収入未済額	-	-	-
土木費負担金	調定額	238,902	-	-
	不納欠損額	-	-	-
	収入未済額	-	-	-

(出所：歳入歳出決算付属書類)

平成 19 年度において市で収入未済額が発生している民生費負担金の詳細な内訳及び推移は、以下のとおりである。

ア 民生費負担金の詳細な内訳の推移

民生費負担金の収入未済額の推移は、「(表 3-19) 民生費負担金の収入未済額の推移」のとおりである。

(表 3-19) 民生費負担金の収入未済額の推移

(単位：千円)

項目	区分	平成 10 年度	平成 15 年度	平成 19 年度
社会福祉費負担金	調定額	854,951	286,704	158,086
	不納欠損額	1,450	3,833	6,028
	収入未済額	34,297	22,528	2,486
児童福祉費負担金	調定額	1,033,249	1,177,338	1,332,727
	不納欠損額	1,903	2,304	4,227
	収入未済額	19,819	23,528	39,251
合計		54,117	46,057	41,737

(出所：平成 10 年度平成 15 年度歳入歳出決算附属書類、平成 19 年度決算内訳書)

社会福祉費負担金は、収入未済額が減少している。その要因としては、身体障害者援護施設措置費負担金、知的障害者援護施設支援費負担金が国の制度変更により平成 15 年度以降新たな収入未済額が発生しなくなったこと、及び老人保護措置費負担金については、平成 18 年度に 3,991 千円の不納欠損処理を行ったことがあげられる。

また、児童福祉費負担金の収入未済額は増加しているのは、保育所運営費負担金の収入未済額が増加しているためである。その要因としては、園児数が平成 18 年度をピークとして増加し、保育所運営費負担金の調定額の増加にともない収入未済額も増加した。

平成 19 年度民生費負担金の収入未済額の内訳は、「(表 3-20)平成 19 年度民生費負担金の収入未済額の内訳」のとおりである。

(表 3-20)平成 19 年度民生費負担金の収入未済額の内訳 (単位：千円)

項目	区分	収入未済額
社会福祉費負担金	身体障害者援護施設措置費負担金	292
	知的障害者援護施設支援費負担金	207
	老人保護措置費負担金	1,987
	計	2,486
児童福祉費負担金	保育所運営費負担金	39,251

(出所：平成 19 年度決算内訳書)

イ 社会福祉費負担金の推移

(ア)社会福祉費負担金の推移

社会福祉費負担金の収入未済額の推移は、「(表 3-21)社会福祉費負担金の収入未済額の推移」のとおりである。

(表 3-21)社会福祉費負担金の収入未済額の推移 (単位：千円)

区分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
調定額	286,704	279,303	265,528	186,746	158,086
収入済額	260,343	258,291	249,321	172,254	149,572
不納欠損額	3,833	4,371	2,042	6,310	6,028
収入未済額	22,528	16,641	14,165	8,182	2,486
収納率	90.8%	92.5%	93.9%	92.2%	94.6%

(出所：歳入歳出決算内訳書)

社会福祉費負担金の不納欠損額が平成 18 年度から増加している。これは平成 18 年度までは、電話等連絡が可能な滞納者については回収できる可能性が

あるとして、5年を経過しても時効による不納欠損処理をしてこなかったが、平成18年度の包括外部監査において「電話連絡可能である状態のみでは債務者の支払いの意思が確定できないため、民法第147条第3号による時効の中断にあたらない。」との指摘を受けて、債権にかかる最終の一部入金時より5年が経過した時点で不納欠損処理を行う等、不納欠損のルールを明確化し、そのルールに従って不納欠損処理を実施しているためである。

ウ 児童福祉費負担金の推移

(ア) 保育所運営費負担金の推移

過去5年間の保育所運営費負担金の推移は、「(表3-22)保育所運営費負担金の収納率の推移」のとおりである。

(表3-22) 保育所運営費負担金の収納率の推移

(単位：千円)

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
調定額	1,166,381	1,194,891	1,299,067	1,339,899	1,326,006
収入済額	1,140,548	1,163,791	1,263,058	1,298,676	1,282,527
不納欠損額	2,304	2,505	1,529	3,096	4,227
収入未済額	23,528	28,594	34,480	38,127	39,251
収納率	97.8%	97.4%	97.2%	96.9%	96.7%

(出所：歳入歳出決算内訳書)

「(表3-22)保育所運営費負担金の収納率の推移」のとおり、直近5年間での保育所運営費負担金の収納率はほぼ横ばいで推移しているが、不納欠損額が増加している。これは、「(表3-19)民生費負担金の推移」に示したとおり、児童福祉費負担金(保育所運営費負担金)は平成10年度及び平成15年度ではほぼ同水準の調定額となっているが、平成19年度には調定額が増加していることに伴うものである。

(4) 分担金及び負担金の収入事務の概要

収入事務は各課で方法が異なるので、民生費負担金のうち収入未済額の主な負担金の収入事務の概要を記載する。

ア 老人保護措置費負担金

① 賦課及び徴収手続

市には養護老人ホームが2施設ある。養護老人ホームの利用料負担については、入居者本人の負担能力に応じて、養護老人ホーム被措置者費用徴収基準(月額)に基づいて決定している(応能負担)。入居者本人から費用徴収が行われる場合であっても、その徴収額が養護老人ホームの措置費支弁額に満たない場合

は、その差額の範囲内で、扶養義務者の負担能力に応じ、扶養義務者費用徴収基準(月額)に基づいて費用徴収を行う。なお、扶養義務者の認定は、民法第 877 条に定める扶養義務者のうち、配偶者及び子について行う。また、主たる扶養義務者となる被措置者の配偶者又は子は、原則として、被措置者が入所の際被措置者と同一世帯にあった者(住居等の関係で別居していたが、主としてその配偶者又は子の仕送りにより被措置者が生計を維持していた場合等社会通念上同一世帯と同様と認められる者を含む。)とする(「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」(平成 18 年 1 月 24 日厚生労働省老健局長通知))。

徴収手続については、「福祉総合システム」から納入通知書を出し、本人負担分については本人の資産を管理している者に送付している。例えば、本人の預金通帳を本人の同意のもと施設が管理している場合には、施設へ送付する。また、扶養義務者が管理している場合には、本人の資産(預金)から支払うよう依頼するため、扶養義務者へ送付する。

イ 児童福祉費負担金

(ア) 保育所運営費負担金

① 賦課及び徴収手続

保育所運営費負担金は、岐阜市公私立保育所保育料徴収基準額表(月額)に基づいて決定している(応能負担)。この基準額表は、市独自の基準であり、厚生労働省の定める保育所徴収金(保育料)基準額表『児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について』Ⅲ保育所 9 運営費」を基に、市では 20%程度の減額をしている。

徴収手続については、口座振替と金融機関等への振込があり、平成 19 年度では平成 20 年 3 月現在保育料負担金の 93%を口座振替にて回収している。残りは保育料納入通知書・保育料納付書に基づき金融機関等への現金振込で行っている。

また、市では市独自の減免基準を岐阜市保育料減免等取扱要領(改正平成 17 年 12 月 28 日)に定めている。減免の方法は以下の 3 分類に分けられる。

- ・離婚、婚姻等により階層区分の変更を行う場合
- ・生活保護法による保護の適用を受けたとき、所得が著しく減少し、生計維持が困難であると認めたとき、災害により著しい被害を受けたときに階層区分の変更を行う場合
- ・災害により著しい被害を受けたとき、保育時間中の事故により長期欠席したとき等に減免を行う場合

現在、保育所運営費負担金を保育料徴収基準額表(月額)に基づき決定しているが、平成 19 年度保育所運営費負担金の収入未済額の内訳は、平成 19 年度保

育所運営費負担金 12,289 千円、過年度保育所運営費負担金 26,961 千円となっている。

保育所運営費負担金は応能負担であるが、市では上記減免基準を設けており、生活保護法による保護の適用による階層区分の変更、離婚、婚姻等による階層区分の変更は行われている。他方で、平成 19 年度、災害による著しい被害を受けた場合や所得が著しく減少し、生計維持が困難と認められるような場合に該当する減免申請の実績はない。このような状況で、何らかの事情で月額を支払うことができない場合には、分納誓約書を作成することで負担月額の軽減を図っている。

分納誓約書は市役所保育事業課窓口への相談時、あるいは個別自宅訪問時に提出してもらう。負担月額は保育事業課職員・保護者との協議により決定する。

(5) 収入未済額に対する回収事務の概要

ア 社会福祉費負担金

収入未済額については「市税以外の諸納付金の督促手数料及び滞納金徴収条例(昭和 25 年 11 月 1 日条例第 28 号)」に基づき、市税以外の諸納付金を指定期限内に完納しないものに対しては、納期限後 20 日以内に督促状を発送している。

督促状の発送後も収入未済となっているものについては催告状の発送及び電話連絡等により催告を行い、それでも未済となるものについては年 1 回訪問している。また、施設の担当者等にも未納者への接触を依頼していた。このように、少なくとも年 1 回は未納者と接触するようにしているものの、居所不明等の理由により必ずしもすべての未納者と接触することができない状況である。訪問や電話等の接触の記録は滞納整理票に記載し、滞納状況一覧表を作成している。

イ 児童福祉費負担金

保育所運営費負担金は、保育所入所児童の保護者の所得に応じた負担であり、前年の所得税額等に応じて 7 階層に分けて設定している。保育料の徴収方法は、口座振替又は現金納付(納付書により金融機関で納付)であるが、保護者の 93% が口座振替を利用している。なお、収入未済額については重点指導期間を設けて、保育所長が保護者に直接納付指導を実施するとともに、高額滞納者は保育事業課に呼び出して分納誓約書を提出させている。また、卒園児に対する分については、随時電話により催告するとともに、平日夜間に保育所長及び保育事業課職員が自宅訪問して、徴収及び納付指導を実施している。重点指導期間の前には最新の情報で保育料滞納者一覧を作成し、訪問時の記録を、滞納整理記録簿に記載している。

ウ 老人保護措置費負担金

老人保護措置費負担金について、現在、95.9%が入所者本人負担分、残り4.1%が扶養義務者負担分となっている。本人負担分は、施設が預金通帳を管理しているケースが多いため、本人負担分の滞納の発生は少ない。また、本人が施設に入所している時には扶養義務者と比較的接触は可能であるが、退所後は接触が困難となるため滞納となりやすい。

エ 保育所運営費負担金

保育所運営費負担金について、平成19年度の現年度分保育料徴収率は99.1%である。「平成18年保育料徴収状況(中核市別内訳)厚生労働省調査」によると、平成18年度は99.0%で中核市35市中13位となっている。保育料は在園時には保育所所長と保護者の接触が容易であり、毎日の声掛けが有効な手段となる。しかし、卒園後は保護者との接触が困難となるため、滞納となりやすいことから、在園時に徴収する努力をしている。

(6) 監査手続の概要

ア 社会福祉費負担金

個人別の滞納整理票、滞納状況一覧表(2008/4/1 現在滞納分)を閲覧し、収入未済額について事務手続の内容を確認した。

イ 児童福祉費負担金

平成19年度保育料滞納者一覧、滞納整理記録簿、滞納保育料分納誓約書、保育料滞納者納入指導報告書を閲覧し、収入未済額について事務手続の内容を確認した。

ウ 老人保護措置費負担金

賦課から徴収手続、滞納の管理状況について、関連資料を閲覧するとともに、担当者に質問した。

エ 保育所運営費負担金

賦課から徴収手続、滞納の管理状況について、関連資料を閲覧するとともに、担当者に質問した。

(7) 監査の結果

①分納誓約書作成時に決定する月負担額について、明確な基準を設けることが望まれる。【意見】

分納誓約書は、市役所保育事業課窓口への相談時、個別自宅訪問時等に作成

されるが、月額納付額は保育事業課職員と保護者との話し合いで決定している。話し合いによる分納額の決定は、口頭による支払能力の確認のみで行っているが、分納誓約書通りに納付してもらえないケースもあり、応能負担になっていない可能性もある。そこで、分納誓約書作成時には、直近の給与明細書等による支払能力の書面による調査を行い、支払能力に応じた月負担額の基準を設けて、金額の決定を行い徴収することが望ましいといえる。収入のほか、特別な事情による分納の場合、さらなる支払遅延が生じた場合に延滞金も定期的に徴収するなど遅延を安易にさせないペナルティの実行と経済的弱者を救済するための減免の有効な運用により早期に回収し、長期の延滞の発生を防ぐことが望まれる。

②保育システムの整備が望まれる。【意見】

現在、保育事業課では、市の収納システムにより保育料の滞納者管理を行っている。毎月保育料滞納者一覧(市収納システムを加工したもの)を作成し、オンラインシステムで最終納付日を確認し、手作業で保育料滞納者一覧に入力している。この保育料滞納者一覧は、個人別に発生年度、発生月から滞納金額を集計することは可能である。しかし、滞納月別内訳は月額料が記載、集計されており、分納誓約書を作成し、月負担額を軽減している場合には、当初の月額負担額と異なるため、保育料滞納者一覧からは分納額が把握できず、分納による納付が遅れた場合に把握できない可能性がある。

上記のような手作業による業務を減らし、また、より効率的に滞納者管理をするためには、目的別に一覧表を作成できる保育システムの整備が望まれる。例えば、(a)滞納整理簿を紙、データで残し、入力データから自動的に保育料滞納者一覧に転記される、(b)児童コード検索で滞納者の金額、分納等の納付条件、訪問状況を確認できる、(c)現在、手書きで行っている分納者に対する分納納付書の作成、督促状・催告書の発行が行える等の保育システムの整備により効率的に滞納者管理が可能となる。

③訪問回数を増やす等滞納者の状況を十分調査することが望まれる。【意見】

a. 保育所運営費負担金

平成19年度不納欠損処分額は267件(保護者46人、児童48人)、総額4,227千円である。根拠は保護者が居所不明の状況であり、市が収入未済額を回収できない状況で5年経過し、地方自治法第236条により金銭債権が消滅したためである。

保育事業課では、滞納者について滞納整理記録簿に徴収記録を残しており、郵送した納付書が宛先不明で戻ってきた場合には、戸籍謄本や住民票を取り寄

せ現住所の追跡調査を行っている。そして、追跡調査の結果、現住所が把握できない場合には、「納付書発送停止」を起案、個別簡易決裁により納付書の発送を停止している。現状では、上記のような居所不明以外に居所は把握しているものの、訪問時に常時不在で接触ができない場合も「居所不明」で処理している。しかし、居所が把握できている場合には、自宅訪問・電話催告等により接触の可能性、未収金の回収可能性がある。そのため、訪問回数を増やす等滞納者の状況を十分調査することが望まれる。

滞納整理記録簿に基づき居所不明の根拠を分類すると、以下のように大別できる。

(表 3-23) 居所不明の根拠

(単位：人)

居所不明の根拠	人数
卒園者に対しては納付書を郵送しているが、郵便物が届かない →「納付書の送付停止」	7
自宅訪問したが、在住の気配なし(住民票は市にある)	8
在住しているが、訪問時・電話時に不在で接触ができない状況	7
市外・県外へ転出しており、連絡不可(電話不通・さらに転居で住所が把握できない)	17
所在不明とした根拠が残っていない (以前は電話催告を記録簿に記載していなかった)	7
計(保護者数)	46

(出所:滞納整理記録簿)

b. 老人保護措置費負担金

平成 19 年度不納欠損処分額は 25 件(3 人)、総額 359 千円であり、根拠は地方自治法第 236 条の時効消滅(5 年)の成立、理由は居所不明となっている。

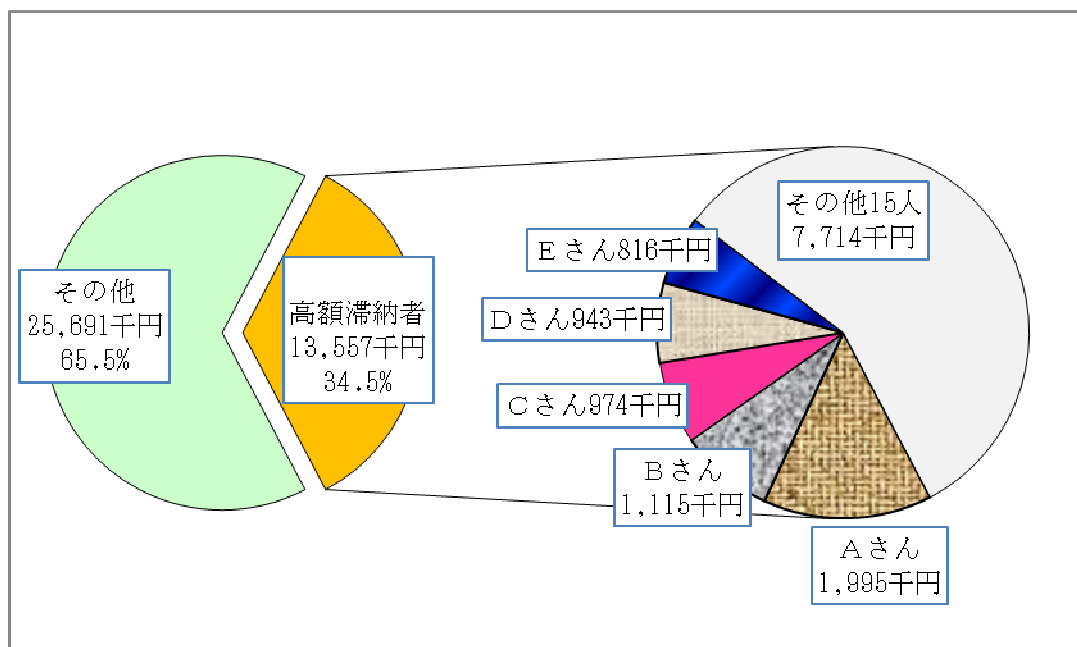
不納欠損処分対象となった 3 人は、住所は把握しているものの、訪問時に不在等接触ができない状況にあり、上記のような場合も「居所不明」で処理している。しかし、居所が把握できている場合には、自宅訪問・電話催告等により接触の可能性、未収金の回収可能性があるので、訪問回数を増加することが望ましい。

④高額滞納者の回収を強化することが望まれる。【意見】

保育料の収入未済額は、卒園後、転出等により連絡がとれず回収できない場合が多い。市では累計 40 万円を超える保護者を高額滞納者として区分し、回収に力を入れている。現在の高額滞納者は 20 人、総額 13,557 千円となっており、収入未済額の約 35%を占めている。また、平成 19 年度に不納欠損処理を行った者のうち、平成 20 年度以降に不納欠損処理を行う予定となっているのは 19 人、総額 1,642 千円である。

(図 3-9) 高額滞納者割合の内訳

(単位：千円)



(出所：高額滞納者一覧表、平成 20 年 3 月 31 日現在)

そこで、高額滞納者に対しては、児童福祉法第 56 条第 10 項に基づき財産の差押えによる回収の検討が望まれる。また、上記「(図 3-9) 高額滞納者割合の内訳」にある高額滞納者のうち、市外に現住所があるのは 2 人であるが、現在は市外、県外転出者に対しては個別自宅訪問を実施していない。しかし、現在の収入未済額に占める高額滞納者割合が高く、収入未済額を減らすためには高額滞納者からの徴収を強化する必要があることから、高額滞納者は、市外転出者に対しても個別自宅訪問を実施し徴収することが望まれる。

⑤社会福祉費負担金の督促のルールを明確にすべきである。【指摘】(改善済み)

現在の社会福祉費負担金の回収事務の状況は、従来は督促の方法についてマ

マニュアルがなかったので、回収事務を円滑に遂行できるようルールを明確にし、事務手続を改善する必要がある。この点については、平成 20 年度の監査中に、「老人ホーム等措置費徴収金における徴収事務の取扱いについて」等の収納事務マニュアルが制定され改善された。

3 使用料及び手数料

(1) 監査対象

監査対象とした使用料及び手数料は、「(表 3-24)使用料及び手数料の監査対象」のとおりである。

(表 3-24) 使用料及び手数料の監査対象

使用料及び手数料の名称	監査対象課
道路橋梁使用料	土木管理課
河川水路使用料	土木管理課
住宅使用料	住宅課

(2) 使用料の概要

使用料とは、地方自治体が特定人のためなんらかの便益を与えることによる特定人の受益の事務のために支出する経費の全部又は一部を応益的に特定人に負担させる地方公共団体の歳入をいう。この意味において、使用料は手数料と同様の性格を持つが、使用料は主に地方公共団体が所有し、又は管理する物的施設の利用に関する歳入である。

このうち土木使用料とは、歳出予算の土木費にその管理運営に要する経費が計上される施設等の使用料である。土木使用料のなかには行政財産の目的外使用に係るものも含まれる。

土木使用料のうち代表的なものを、以下に例示する。

ア 道路橋梁使用料

道路法第 32 条から第 39 条までの規定に基づく道路占用料で、公の施設の目的外使用に対するものである。具体的には看板等の掲出のための道路占用料があげられる。

イ 河川水路使用料

流水占用、工作物の設置、土石の採取・占用等の河川法の規定による河川又はその附属物(行政財産)の目的外使用に対する使用料である。具体的には水路に接する建物に架ける橋について、その水路を占用しているものとして占用料を徴収する。

ウ 住宅使用料

公営住宅に係る家賃収入である。住宅使用料は上記の道路橋梁使用料や河川水路使用料とは異なり、目的使用に対する使用料である。

(3) 土木使用料の収入未済額の推移

収入未済額のある土木使用料の収入未済額の推移は、以下の「(表 3-25) 土木使用料の収入未済額の推移」のとおりである。

(表 3-25) 土木使用料の収入未済額の推移 (単位：千円、戸)

項目	区分	平成 10 年度	平成 15 年度	平成 19 年度
道路橋梁使用料	調定額	368,668	447,805	461,770
	調定件数	注 2	1,794	1,882
	不納欠損額	—	—	241
	収入未済額	—	1,491	1,597
河川水路使用料	調定額	515	777	33,804
	調定件数	注 2	注 2	4,353
	不納欠損額	—	—	—
	収入未済額	—	—	2,705
住宅使用料	調定額	874,776	851,313	814,279
	市営住宅戸数	3,846	3,754	3,757
	不納欠損額	734	1,432	4,536
	収入未済額	60,571	85,974	81,851

(出所：歳入歳出決算付属書類、市政概要、住宅課提出資料)

(注 1) 市営住宅管理戸数は 4 月 1 日現在の市営住宅としての管理戸数である。

(注 2) 平成 10 年度の道路橋梁使用料及び河川水路使用料並びに平成 15 年度の河川水路使用料の調定件数は対象年度のデータが、規則上保管すべきデータでなく保管されていないため記載していない。

道路橋梁使用料が増加している主な要因としては、放置自転車対策として市内に駐輪場が徐々に整備されてきていることがあげられる。

平成 19 年度に河川水路使用料の調定額が増加しているのは、平成 17 年度に県から河川水路使用料の管理権限が移譲されたことに伴い、調定額が増加したことによる。平成 16 年度までは占用使用者からの河川水路使用料を市が、いったん徴収し県へ全額納付しており、そのうち 9 割を県交付金による収入として計上していた。したがって、河川管理県交付金と河川水路使用料を合計すれば、さほど変動がないことが分かる。

平成 19 年度に住宅使用料が減少しているのは、市営住宅管理戸数が平成 15 年度以降あまり変動していないことから、使用料の定期的な改定の際に影響を与える土地の評価額の下落や入居者の所得が減少したことによる。

不納欠損額の増加は、各使用料の収入未済額の増加に伴うものであり、主な内容は居所不明があげられている。「(表 3-25) 土木使用料の収入未済額の推移」

から分かるように、主な土木使用料の収入未済額の残高は住宅使用料である。

(4) 徴収事務の概要

ア 道路橋梁使用料

道路橋梁使用料のうち大部分を占める道路占用料については道路占用徴収条例に基づいて占用料が徴収される。その方法は、占用者が届出を行い、それに基づいて占用料を計算し徴収するというものである。

イ 河川水路使用料

河川水路使用料についても、そのほとんどを占めるのは河川占用料であり、岐阜市法定外公共物管理条例及び岐阜市流水占用料等徴収条例に基づき占用料を徴収している。道路占用料と同じく占用者が届出を行い、許可を受けたものについて占用料を徴収する。

ウ 住宅使用料

住宅使用料は、岐阜市営住宅管理条例第 10 条に基づき、入居者から毎月末日に、その月の家賃を徴収することとしている。

(5) 滞納整理の概要

ア 道路橋梁使用料及び河川水路使用料

道路橋梁使用料及び河川水路使用料については、占用者が届出を行いそれに基づいて占用料を徴収するため、届出をされていないものも多い。市はこれについて、特に対策をとっておらず、市民からの情報提供により不法占拠を発見するのみである。不法占拠については許可申請書の提出の指導とプランターのはみ出し等の迷惑行為の改善等を依頼している。しかし、現実にはプランターなども含めれば不法占拠総数を把握することは困難であり、市としても特段の調査も行っていないため、調定額自体が実際より過小である可能性もある。なお、「(7) 監査の結果」の⑦の項目において意見を記載している。

イ 住宅使用料

住宅使用料については、滞納 1 年以上、滞納額 20 万円以上の場合に明け渡し請求をするものとしている。しかし、これは原則であり、そもそも市営住宅入居者は住宅に困窮しているものが多く、滞納が悪質な者に対して明け渡し請求するなど実状に合わせた対応をしている。なお、現在は、県の住宅供給公社へ徴収事務に関して業務委託している。市は、現在、使用料の決定、不納欠損処理はしている。住宅使用料の未納者からの修繕依頼は、水道など生死に直結するもの以外の修繕を行わないなどして、収納を促す対応をとっている。

(6) 監査手続の概要

ア 道路橋梁使用料

- (ア) 任意に抽出した市道に備え付けられた看板について、現地調査を実施したうえで申請書及び道路占用許可書との照合を実施した。
- (イ) 看板占用料の算定方法の合理性について検討した。
- (ウ) 市役所ホームページにて、占用料の啓蒙活動の状況について調査した。
- (エ) 看板占用料の設定単価の合理性について検討した。
- (オ) 道路占用料徴収条例の内容検討を実施した。

イ 河川水路使用料

- (ア) 任意に抽出した市の管理する地区の公道と個人住宅に架かる占用橋について、現地調査を実施したうえで申請書及び普通河川占使用許可書との照合を実施した。
- (イ) 占用物件管理システムの運用方法について担当者に質問を実施した。

ウ 住宅使用料

- (ア) 市営住宅の使用料の管理方法について、担当者に質問し、資料の閲覧及び現地視察を実施した。

(7) 監査の結果

①河川占用状況の实地調査をすべきである。【指摘】

实地調査の対象地域及び結果は、「(表 3-26) 实地調査結果 I」のとおりである。

(表 3-26) 实地調査結果 I

(単位：件)

調査地域	総物件数 (A)	抽出物件数 (B)	申請済物件数 (C)	届出漏れ推定物件数 = (A) / 10 × { (B) - (C) }
北一色 5 丁目	40	10	7	12
河渡 3 丁目	23	10	9	2

实地調査の結果、北一色 5 丁目の地域の推定漏れ件数は 12 件、河渡 3 丁目の地域の推定漏れ件数は 2 件と算定された。

北一色 5 丁目は住宅地であり、スーパーマーケットや喫茶店が点在する地域である。いずれも土地と市道の間の水路の上に掛かる占用橋に対する使用料である。調査の結果申請がなされていなかった物件は、いずれも自己で取り付けたと思われる橋梁であり、法人名義の物件である。

(注) 占用橋とは、市の財産である橋梁とは異なり、市民が河川を私的に利用するために設置した通路をいう。

また、河渡3丁目も北一色5丁目と同様に住宅地であるが、主要地方道岐阜県南大野線に面しているため、飲食店や自動車販売店も立地している地域である。

いずれも土地と市道の間の水路の上に掛かる橋梁に対する使用料である。

実地調査の結果、申請がなされていなかった物件は、北一色5丁目でも見受けられた物件と同様に申請されずに自己で取り付け、設置したものである。

これら2地域において申請漏れとなっていた物件に共通して散見された特徴は自己で取り付けているため、申請して実施する場合のケースの橋梁ではなく、鉄板等を水路の上に渡したような状況になっている。市は、河川占用状況の実地調査を実施すべきである。

②道路橋梁使用料及び河川水路使用料の滞納者への訪問や、滞納データの名寄せ管理などの実施が望まれる。【意見】

市では収入未済額となっている使用料について不納欠損処理を行うタイミングの判断は地方自治法上の金銭債権の消滅時効5年を目処として実施している。しかし、使用料を滞納している物件のなかには既に占用物件の所有者が亡くなっていたりするケース等がある。占用物件の所有者が亡くなっていた場合に通常であれば、名義変更の申請をしてもらうが、相続人が名義変更の申請を失念している場合や相続人が判明しない場合には使用料の徴収が漏れることになる。

回収可能性の乏しい物件であるか否かを把握するために、必要な場合には現地調査を行うなどし、占用物件の状況を確認してもなお、占用物件所有者が自己破産や倒産しているなどのように物件の所有者が不明な場合であれば、不納欠損処理を早期に行うか否かを検討することが望まれる。

現状の占用物件管理システムでは、名寄せを行い、年度ごとの滞納管理を行う機能がないため、効率的な滞納整理が行えない。現在、収納状況を適時に把握し滞納となっている占用物件に関するデータの抽出ができるような占用物件管理システムを構築する計画を進める予定であるとのことであり、早期に整備することが望まれる。

③道路河川の占用についての広報活動を充実すべきである。【指摘】

市民が道路上の袖看板の掲出や、河川へ架けている私的な占用橋に対して適正な届け出を行っているかを、全て把握できるような人員配置はしていないし、今後追加コストをかけて届出の有無の確認及び占用料の徴収が適切であったかを確認することは、コストに見合った成果が得られないことが予想され実施される見込みは当面ない。しかし、市民が勝手に公共財産である道路に看板を

設置し、河川に占用橋を架ける状況を放置したままでは、適切に届け出をし、占用料を支払っている市民との公平性から問題であり、道路及び河川の安全管理上の問題も生じてくると考えられる。そこで、道路や河川に看板を掲出し、私的な占用橋を架けるには事前に市役所に届け出をし、占用料を払うことが条例で定められていることを市民に対してどれほどの周知を図っているかを、市ホームページを閲覧してみた。市役所での掲載内容は、「(表 3-27)市ホームページ上での占用料の紹介」のとおりであった。

(表 3-27)市ホームページ上での占用料の紹介

自分の店(事務所)に看板をつけるとき、市役所で何か手続きが必要でしょうか？	
手続き・サービス等の名称	屋外広告物許可申請手続
手続き・サービス等の内容／よくある質問の回答	店舗や事務所の建物や敷地内(駐車場を含む)に看板をつける場合、表示面積の合計が 10 平方メートルを超えると屋外広告物許可申請が必要です。 大きさや高さなどの基準もあります。詳しくはホームページをご覧ください。
届出申請期間	屋外広告物設置前
対象者	事業主・看板の管理者など
申請書等様式	屋外広告物許可申請書
窓口	・まちづくり景観課(本庁舎 6 階) ・柳津地域振興事務所 地域建設課
窓口機関	8 時 45 分～17 時 30 分 月曜日～金曜日 (祝祭日及び 12 月 29 日～1 月 3 日を除く)
手数料	許可手数料は表示面積、許可期間等により、変わります。

(出所：岐阜市ホームページ)

現状の広報内容では、道路及び河川の占用について使用料を徴収することを広く市民から理解を得ることは困難と思われる。どのような場合にいくら程度の占用料が発生するのかについて、市が発行する広報やホームページにおいて、例えば、「(図 3-8)横浜市ホームページ上での占用料の紹介」のように図を用いて、使用料の算定の計算基礎等を分かりやすく公表し、市民の理解を得ていく必要がある。

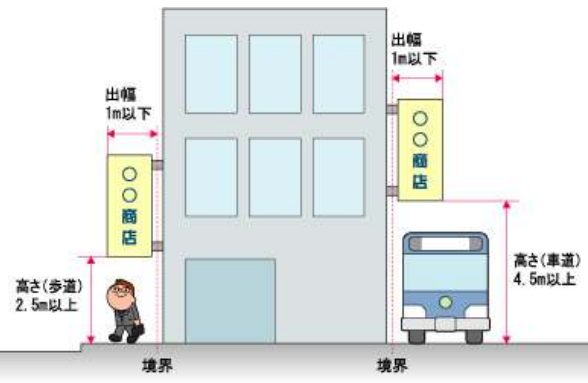
(図 3-8)横浜市ホームページ上での占用料の紹介

■■みんなの道路正しく使おう■■
 ■■突き出し看板には許可と占用料が必要です■■

歩行者や自動車が支障なく通行できるよう、道路本来の目的を維持するためには、規制を加えて秩序を保つこと

●許可を受けられる基準は？

- ・路面から看板の下端が、歩道では2.5メートル以上、車道では4.5メートル以上あること
- ・出幅は1メートル以下であること
- ・信号機や道路標識と類似していないこと など



●占用料はいくら？
 看板の面積などによって異なります。
 ◆1平方メートルあたりの1年間の占用料

申請者	占用料(平方メートル/年)
個人または中小企業者	3,000円
上記以外の人	26,000円

●許可申請の手続は？
 各区の土木事務所で受け付けています。
 ◆必要書類
 ・道路占用許可申請書 ・占用位置の略図(位置図) ・突き出し看板の構造図(出幅、寸法、地上高を記入し
 占用期間は最長5年で、期間を満了した場合は、占用更新申請が必要です。

●もし、許可を取らなかったら？
 道路法の規定により処罰されることがあります。

※各区土木事務所の職員が看板調査のために店舗を訪問することがあります。(道路監視員証を携帯) そのときはご協力をお願いします。

(出所：横浜市ホームページ)

(注 1)市の場合には車道の高さは4.7m以上である。

(注 2)市の占用料については「(表 3-27)市ホームページ上での占用料の紹介」参照

また、実地調査を実施している過程で、歩道には高さが2.5mに満たない立て看板や旗が設置されている状況が散見された。祭礼や縁日等で一時的に設置するこれら立て看板や旗を除いては、そもそも占用を許可できない。これらの立て看板は交通の障害となり危険であるため、実態の把握に努め、持ち主へ理解を求める必要がある。

市では現在、実地調査について計画的、継続的には実施していないが、実地調査を市の全域で実施することになれば、非常に人手を要することになりコス

ト増加が懸念される。まずは、道路及び河川の私的使用については許可申請の提出を要することを解りやすく解説した記事を広報へ毎年定期的に掲載、市のホームページの活用等により市民への一層の周知を図るべきである。

④道路占用許可の申請漏れを防止すべきである。【指摘】

占用許可申請の必要な市道路占用料徴収条例の第7条1号に掲げる物件のうち、看板(アーチであるものを除く)について実地調査を実施した結果は、「(表3-28)実地調査結果Ⅱ」のとおりである。

(表3-28)実地調査結果Ⅱ

(単位：件)

調査地域	総件数 (A)	抽出件数 (B)	申請済件数 (C)
金宝町1丁目・東金宝町1丁目	37	37	4
真砂町12丁目・西問屋町	15	15	2
長住町3～5丁目	36	36	5

占用の申請のあった物件について、台帳を作成し管理しているが、占用物件は潜在的には「(表3-28)実地調査結果Ⅱ」に記載した現地調査の結果からも分かるように、占用許可申請漏れが多く存在している。そこで占用許可申請をすべき物件について許可申請漏れがないか一度現地調査を行い、現状を適切に把握すべきである。

⑤占用者が自己破産や倒産して明らかに回収できない場合には、時効前であっても不納欠損処理などの取扱いを明確にしておくべきである。【指摘】

現在、収入未済額となっている使用料の回収可能性の判断は地方自治法上の金銭債権の消滅時効5年を目処として判断している。しかし、時効が到来する前でも占用者が自己破産や倒産しているような明らかに回収できない場合には、地方税法に規定されている「滞納処分の執行停止」を一つの判断基準として準用し、占用者の状況を考慮し、回収不納と判断した場合には、不納欠損処理すべきである。時効到来前でも明らかに債権が回収できない状況となった場合の取扱いを明確にしておくべきである。

⑥オーナー一括の場合と個々のテナントごとで届け出る場合の占用料の算定について検討が望まれる。【意見】

道路占用料徴収条例の第7条1号に掲げる物件のうち、看板(アーチである

ものを除く。)については、「(表 3-29)看板の占用料表」のとおりである。

(表 3-29)看板の占用料表

(単位：円)

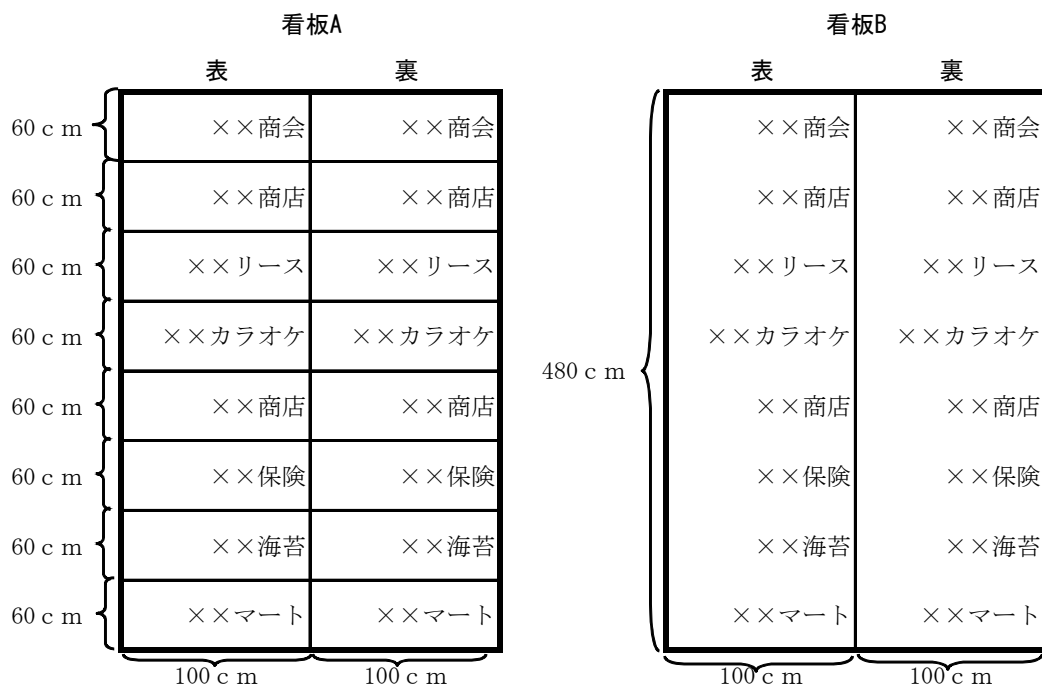
占用物件			占用料	
			単位	金額
令第7条第1号 に掲げる物件	看板(アーチであ るものを除く。)	一時的に設けるもの	占用面積 1 m ²	370
		その他	につき 1 月	3,700

(出所：岐阜市道路占用徴収条例別表)

申請はあくまでも申請者の任意によるため、複数のテナントが入居しているテナントビルの看板のように一枚の看板を分割してテナント名を明記しているケースでは、テナント入居者それぞれが申請を行うケース、テナントビルのオーナーが申請を行うケースいずれも認められている。

この場合には、テナント入居者それぞれが申請を行うようなケースである「(図 3-9)テナントイメージ」の看板Aの場合とテナントビルのオーナーが申請を行うようなケースである「(図 3-9)テナントイメージ」の看板Bの場合では算定される占用料に相違が生じる可能性がある。

(図 3-9)テナントイメージ



看板Aの場合には、各テナント入居者が各自申請を行う。そのため1入居者の占用料の算定は、次のとおりとなる。

片面の面積は1件あたり、 $0.6\text{ m} \times 1\text{ m} = 0.6\text{ m}^2$ となり条例により1 m²に切り上

げられ、両面で2㎡となる。1件あたりの年間の占用料は $3,700\text{円} \times 2\text{㎡} = 7,400\text{円}$ となる。8件分であるので、 $8 \times 7,400\text{円} = 59,200\text{円}$ となる。

一方、看板Bの場合には、テナントオーナーが一括して申請を行うため、占用料の算定は次のとおりとなる。

看板Bの片面の面積は $4.8\text{m} \times 1\text{m} = 4.8\text{㎡}$ したがって、1㎡未満を条例により1㎡に切上げるため5㎡となり、両面で10㎡となる。

よって、年間の占用料は $10\text{㎡} \times 3,700\text{円} = 37,000\text{円}$ となる。

看板Aと看板Bはいずれも実際の面積は同一であるが、上述のように申請方法が異なることで占用料が年間で22,200円異なる。

担当課の職員に質問したところ、現状の占用料の算定方法では同一の物件について異なる占用料が算定されてしまうが、算定方法を改善して同一の物件については同一の占用料が算出できるように改善すべきであるとの見解であった。

本来の占用料の徴収の趣旨に照らすと、いずれの申請方法による場合であっても算定される占用料は同一となるべきである。そこで例えば、使用料徴収条例に面積の測定方法として複数のテナント主の広告看板により構成される看板については、一つの看板とみなして面積を算出する等と明確な規定を設けることにより、不明確な規定を補正すべきである。

⑦道路橋梁使用料について実地調査をすべきである。【指摘】

道路橋梁使用料は申請がなければ賦課徴収を実施しない条例になっているため、実際に公共物の占用の事実があっても占用者の申請のない物件については使用料の徴収は実施していない。道路橋梁使用許可は5年で更新しなければならないが、申請のない占用物件については、占用物件管理システムにおいては未更新物件として管理されているものの収入未済額としては取扱っていない。

道路橋梁使用料の実地調査の結果は前述した「(表 3-28)実地調査結果Ⅱ」のとおりである。実際に申請のあった事業主はいずれも大手銀行・地方銀行であり、中堅企業や個人商店は使用許可申請していない場合がほとんどである。

また、道路橋梁使用許可は5年で更新しなければならないが、サンプルのうち平成14年度以降、使用許可の更新が行われていない物件が2件確認された。未更新の場合には、実際に職員が赴いて状況の確認を行って更新手続を促すことが必要である。

また、今回の包括外部監査人による実地調査において、商店街のディスプレイやプランター等のように高さが2.5m未満であり占用の許可の出せない物件が多数発見された。これらの物件については、交通の障害となるためそもそも占用許可されないものである。したがって、交通の障害となるこれらの商店の

ディスプレイについても巡回による指導を実施し注意喚起をうながすことが必要である。

⑧使用料の徴収に過料規定を設けることが望まれる。【意見】

地方自治法第 225 条においては、「普通地方公共団体は、第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。」と規定されており、岐阜市使用料徴収条例は当該規定に基づいた条例となっている。しかし、地方自治法においては使用料の徴収を規定した第 225 条の他に、地方自治法第 228 条において、「分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で 5 万円以下の過料を科する既定を設けることができる。」(第 2 項)、「詐欺その他不正行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れたものについては、条例でその徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。)以下の過料を科する規定を設けることができる。」(第 3 項)とそれぞれ規定されている。

岐阜市徴収条例においては、地方自治法第 228 条の規定に基づいた条例は制定されていない。

過去に職員が市内を巡回し、実際に道路占用物件で占用の更新の申請のなされていない物件の所有者に占用の更新の申請をお願いしてはいるものの、占用の更新の申請に至るケースは稀であるとのことであり、実効性が乏しいため全域調査は実施していないとのことである。

実際に過去に占用の申請があり、継続して占用している事実があるにもかかわらず、物件所有者が意図的に占用の更新の申請をしないことにより使用料の支払を免れた場合には、適時適切に申請・更新し使用料を支払っている物件所有者との公平性を欠く。そのため過料を科す規定を設けることにより、公平性を保つべきである。

なお、横浜市においては横浜市道路占用料条例の第 9 条において「詐欺その他不正の行為により占用料の徴収を免れた者は、その金額の 5 倍に相当する金額以下の過料に処する。」と規定されている。

また、行政実例においても、「過料を科すときから遡って五年を超えた部分は過料の算定基礎たる「その徴収を免れた金額」には含まれない。」(昭 55・3・25 行実)という事例がある。この事例からすれば、5 年以内に徴収を免れた金額については過料の算定基礎となるため、未収金として認識でき、占用料の徴収を免れている物件がある現状とも整合する。

占用物件管理システムの管理情報を一通り確認したところ、更新手続が未了となっている物件のなかで再度更新手続を促す通知書を送付しているにもかかわらず、更新手続がなされない物件が 242 件あることが判明した。これらの

物件は更新手続がなされていないだけで継続して占有している物件である可能性がある。意図的に更新の申請をせず、占有料の支払を免れている物件については罰則規定を設け、占有料を徴収して、適切に申請手続をしている物件保有者との公平を図ることが望まれる。

したがって、更新の手続をしないことにより徴収を免れている占有物件に関する未収金を認識すべく占有料の徴収の罰則規定を条例に設けることが望まれる。

⑨道路管理システムへ未処理データを監視できる機能を追加することや、道路管理システムの入力承認方法を見直すことにより、チェック機能を構築することが望まれる。【意見】

今回の監査期間中に監査対象期間の平成 19 年度及び平成 20 年度の道路占有料の徴収漏れがあることが、市の担当課の調査によって判明し記者会見を開いた。徴収漏れが判明した経緯は、平成 20 年度の監査資料を作成中に平成 18 年度の決算資料と比較したところ、ある企業の占有料が約 200 万円減少している異常に気づいたことに起因していた。これは、道路占有を管理するシステムに未処理データが残っていることに原因があった。未処理データの発生は、平成 18 年度中に占有企業者の業者名の変更を行った際に間違えて、一般占有者のコードを入力したことに起因して発生したとのことであった。

現行の債権管理システムでは、占有料賦課段階で未処理データの発生を感知する仕組みがないため、未処理データにアラームが付く仕組みとするなど未処理データを放置しない機能を付加することが有効であると考えられる。

また、今回の徴収漏れの直接原因は、占有企業者の業者名変更における入力処理の処理誤りに誰も気づかなかったことにある。占有企業者に限らず一般占有者の名義変更においても同様の誤りは起こりうると考えられるため、占有者名義変更が適切に行われているかを照合する仕組みを作ることが望まれる。

上記のように道路管理システムへ未処理データを監視できる機能を追加することや道路管理システムの入力承認方法を見直すことにより、チェック機能を構築することが望まれる。

⑩債権管理システムに名寄せ機能を付加することで、漏れなくタイムリーに督促を実施することが望まれる。【意見】

現行の債権管理システムにおいては、占有料債権データは占有許可年次ごとに調定され、占有料債権データに個人コードを割り当てた名寄せ管理はできていない。

したがって、複数年度にわたり占有料を滞納している占有者が多数存在しう

るため、占用料の納入督促を実施する場合、未収入債権データを手動加工して個々の督促データを作成しており、人事異動等により、未収入債権データの手動加工が不完全になり、占用料納入督促をタイムリーに実施できなくなる恐れがある。複数年度にわたって占用料を滞納しているものについては、同一占有者の案件ごとに名寄せを行い、安定した占用料納入督促事務を実施できるようなシステムの変更が望まれる。

⑪滞納している住宅使用料を5年以内に入金していても、使用料の発生月から5年を経過していることで不納欠損処理をしている。【指摘】

住宅使用料は5年を経過すると時効が成立するが、一部入金があれば債務の承認があったとして、時効が中断する。しかし、現在の住宅管理システムでは、一部入金した年月が記録に残らないことから住宅使用料が発生して5年経過した時点で、債権の時効が成立し、居所不明であるとして不納欠損処理をしていた。住宅管理システムにおいて、家賃月ごとに徴収年月の記録が残るよう改良することが必要である。

⑫市営住宅及び公営住宅の収納事務を岐阜県住宅供給公社へ業務委託しているが、今後効率化が望まれる。【意見】

市営住宅の管理は公営住宅法に基づき、平成20年度に条例を改正して、岐阜県住宅供給公社に管理代行ができるようになった。今後は、収納事務において県住宅供給公社と市との連携を強化し、滞納者へのスムーズな督促を実施できるように居所不明者情報、滞納常習者の情報交換等、システム共同開発等効率的で実効性のある収納体制づくりが重要な課題である。

4 財産運用収入

(1) 監査対象

監査の対象とした財産運用収入は、「(表 3-30)財産運用収入の監査対象」のとおりである。

(表 3-30) 監査対象財産運用収入の一覧

財産運用収入の名称	監査対象課
土地建物貸付収入	住宅課、管財課

(2) 財産運用収入の意義

財産運用収入とは、市が所有する財産等を貸付けることによって生じる対価や基金の運用利息等をいう。市町村の財産を譲渡することにより生じる財産売払い収入とともに、財産収入を構成する。

(3) 財産運用収入の推移

財産運用収入のうち、過去から収入未済額が発生しているのは、土地建物貸付収入のみであり、その推移は「(表 3-31)土地建物貸付収入の収入未済額の推移」のとおり、不納欠損処理を行うに至っていないため収入未済額は少しずつ増加している。

(表 3-31) 土地建物貸付収入の収入未済額の推移

(単位：千円)

項目	区分	平成 10 年度	平成 15 年度	平成 19 年度
土地建物貸付収入	調定額	175,562	202,246	190,278
	不納欠損額	—	—	—
	収入未済額	2,048	4,807	7,408

(出所：歳入歳出決算付属書類)

(4) 徴収事務の概要

各課では、財産貸付契約を締結し、岐阜市公有財産規則に準拠し貸付料を決定し、納付書を借受人へ送付し、振込金額にて収入処理をしている。

(5) 滞納整理の概要

滞納があると翌月に催告を実施し、訪問記録等を滞納整理台帳に記載している。

(6) 監査手続の概要

- ①財産貸付収入の収入未済額が主に発生している課につき収入未済の理由と今後の回収見込みについて質問を実施し、その回答につき考察を実施している。

(7) 監査の結果

- ①時効を待つまでもなく、回収目処のない収入未済額は不納欠損処理をすべきである。【指摘】

「(表 3-31) 土地建物貸付収入の収入未済額の推移」に記載されている収入未済額のなかには土地賃借人が行方不明になっており、土地の賃貸借契約の更新もできていない者への収入未済額 645 千円(住宅課 487 千円、管財課 157 千円)が含まれている。このように明らかに回収の目処がない収入未済額については、時効の成立を待つまでもなく不納欠損処理をすべきである。

5 諸収入

(1) 監査対象

監査の対象とした諸収入は、「(表 3-32) 貸付金の監査対象及び(表 3-38) 雑入の監査対象」のとおりである。

ア 貸付金

(表 3-32) 貸付金の監査対象

貸付金の名称	監査対象課
母子寡婦福祉資金貸付金	子ども家庭課
育英資金貸付金	教育委員会教育政策課
福祉資金貸付金	福祉政策課
災害援護資金貸付金	福祉政策課
同和向個人住宅建設資金貸付金	人権啓発センター
住宅建築資金貸付金	人権啓発センター

イ 雑入

(表 3-33) 雑入の監査対象

雑入の名称	監査対象課
弁償金	環境事業政策課、自然共生政策課、住宅課、職員厚生課、短大総務管理課
民生費雑入	生活福祉課、子ども家庭課
土木費雑入	都市建設政策課、住宅課
教育費雑入	教育政策課

(2) 諸収入の概要

諸収入とは、収入の性質により、他の収入科目に含まれない収入をまとめたものであり、延滞金、預金利子、貸付金元利収入、雑入等がある。

ア 貸付金の概要

貸付金とは、勤労者住宅資金、商工業近代化資金、入学準備金等地域住民の福祉増進や地域の振興を図るため、現金を貸付けるものである。

(ア) 母子寡婦福祉資金貸付金

母子寡婦福祉資金貸付金は、母子及び寡婦福祉法に基づく貸付金であり、平成8年に市が中核市になったことに伴い岐阜県から債権委譲を受けたものである。母子寡婦家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて、その扶養している児童の福祉を増進することを目的として、配偶者のない女子で現に子(20歳未満)を扶養している者及び配偶者のない女子であって、かつて配

偶者のない女子として児童を扶養していたことのある者に対して貸付を実施している。

(イ)育英資金貸付金

学校教育法及び岐阜市育英資金貸付に関する条例に基づく貸付金であり、市内に6月以上在住する世帯の子弟で、学業が優秀かつ健康であるが、経済的理由により修学困難な生徒又は学生を学校教育法に規定する高等学校、大学又は専修学校に進学させ英才を育成することを目的として貸付を実施している。

(ウ)福祉資金貸付金

岐阜市福祉資金貸付規則に基づく貸付金であり、岐阜市に住所を有し、臨時的又は一時的な事情により生活に困窮した世帯の生計維持者に対し、その生活の安定及び福祉の向上を図るために必要な資金の貸付をするものである。

(エ)災害援護資金貸付金

災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令並びに岐阜市災害弔慰金の支給等に関する条例及び岐阜市災害弔慰金の支給等に関する条例の施行規則に準拠し、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し災害援護資金の貸付を行い、市民の福祉及び生活の安定に資することを目的としている。

市では、昭和51年9月12日の豪雨災害により被害を受けた世帯で、前年の所得が185万円未満のものに対して貸付を行って以来、災害援護資金貸付金の対象となる災害は起きておらず、現在は当該災害時に実行した貸付金の回収業務のみとなっている。

(オ)同和向個人住宅建設資金貸付金

同和对策事業の一環として、同和对策事業施行地域における居住環境改善を図るため、構造や設備が居住の用に供することが著しく不適切な建物を居住用に建て替えるもの及び対象地区内で道路、公園、下水道等公共施設や公益的施設の整備等の実施に伴い宅地を失うものに対して、住宅の新築及び住宅の用に供する土地の取得に必要な資金の貸付をするものである。

昭和49年10月14日、岐阜市同和向個人住宅建設資金貸付規則制定により貸付開始されたが、平成9年6月30日に条例は廃止されているため、現在は回収業務のみとなっている。

(カ)住宅建築資金貸付金

同和对策事業の一環として、同和对策事業施行地域における居住環境の整備改善を図るため、住宅の新築、改築、住宅の用に供する土地の取得に必要な資金の貸付をするものである。

昭和 45 年 8 月 1 日、岐阜市住宅建築資金貸付条例制定により貸付が開始されたが、平成 9 年 6 月 30 日に条例は廃止されているため、現在は回収業務のみとなっている。

イ 雑入の概要

(ア) 弁償金

地方自治法第 243 条の 2 に規定する職員の損害賠償金、あるいは民法等の規定に基づいて地方公共団体が受取る実費弁償金をいう。

(イ) 受託事業収入

国、他の地方公共団体その他の者から、委託事業を引き受けることに伴って収入されるものである。

(ウ) 雑入

雑入には、上記の歳入科目の区分に該当しないもの、及び地方債を除いたすべての収入金を計上する。雑入には生活保護法第 25 条及び行旅死亡人取扱法第 15 条並びに災害救助法第 44 条によって、他の地方公共団体のために一時繰替支弁したもの等にかかるもので、当該支出年度経過後出納閉鎖日後に返還される場合の収入金がある。その他、使用電話収入、諸実費徴収金(負担金、弁償金等に含まれないもの)が含まれる。市では部署ごとに適当な科目(例えば、総務費雑入、民生費雑入、土木費雑入等)を付して処理している。

(3) 諸収入の推移

ア 貸付金の推移

(表 3-34) 貸付金元金収入の推移

(単位：千円)

項目	区分	平成 10 年度	平成 15 年度	平成 19 年度
母子寡婦福祉資金貸付金	調定額	80,939	92,135	128,508
	不納欠損額	—	—	—
	収入未済額	24,382	41,517	67,964
育英資金貸付金	調定額	48,139	95,448	92,019
	不納欠損額	—	—	—
	収入未済額	2,646	14,178	19,609
福祉資金貸付金	調定額	10,171	9,111	8,635
	不納欠損額	566	135	—
	収入未済額	8,866	8,354	8,350
災害援護資金貸付金	調定額	16,167	16,167	16,167
	不納欠損額	—	—	—
	収入未済額	16,167	16,167	16,167
同和向個人住宅建設資金	調定額	2,656	1,512	1,343
	不納欠損額	—	—	—
	収入未済額	1,653	1,419	1,343
住宅建築資金貸付金	調定額	36,057	47,228	50,142
	不納欠損額	—	—	—
	収入未済額	19,915	34,224	40,615

(出所：歳入歳出附属書類)

母子寡婦福祉資金貸付金は、貸付金制度の認知度が増したこと、貸付枠の引上げにより調定額が増加傾向にあること、及び過年度に発生した滞納繰越額が年々積み上がったことにより収納率は年々悪化している。また、住宅建築資金貸付金は、長期にわたる返済期間に債務者の状況が変化した結果、回収が困難になっている。

イ 雑入の推移

収入未済額が発生している雑入の収入未済額の推移は「(表 3-35) 雑入の収入未済額の推移」、及び平成 19 年度末収入未済額の内訳は「(表 3-36) 平成 19 年度雑入の収入未済額の内訳」のとおりである。

(表 3-35) 雑入の収入未済額の推移

(単位：千円)

項目	区分	平成 10 年度	平成 15 年度	平成 19 年度
弁償金	調定額	330	7,254	84,959
	不納欠損額	—	—	—
	収入未済額	316	7,102	84,769
総務費雑入	調定額	95,502	90,340	123,227
	不納欠損額	—	—	14
	収入未済額	—	—	49
民生費雑入	調定額	493,409	156,695	291,992
	不納欠損額	—	40	1
	収入未済額	940	679	20,961
衛生費雑入	調定額	48,108	114,407	228,316
	不納欠損額	—	—	—
	収入未済額	—	—	52
土木費雑入	調定額	63,391	31,010	44,780
	不納欠損額	—	—	55
	収入未済額	446	1,344	15,229
教育費雑入	調定額	85,827	150,001	224,960
	不納欠損額	—	—	—
	収入未済額	—	352	55,405

(出所：歳入歳出決算附属書類)

(表 3-36) 平成 19 年度雑入の収入未済額の主な内訳

(単位：千円)

項目	内訳	収入未済額
弁償金	産業廃棄物不法投棄弁償金	73,395
	市営住宅明渡訴訟弁償金	11,057
	その他	316
	計	84,769
民生費雑入	生活保護法返還金	15,655
	児童(扶養)手当返還金	5,275
	その他	31
	計	20,961
土木費雑入	柳津駅負担金	11,382
	市営住宅退去修繕料	3,847
	計	15,229
教育費雑入	鷺山小学校プール移転補償費	54,827
	留守家庭児童保育料負担金	578
	計	55,405

(出所：平成 19 年度決算内訳書)

(4) 徴収事務の概要

ア 貸付金事務の概要

貸付金については、各担当部署にて適切な権限者により貸付の可否を決定し、貸付が決定されたものについては、償還期限に応じて納付書を発行し請求する。各貸付金の詳細な事務については、「(7) 監査の結果」のなかで記載している。

イ 雑入事務の概要

(ア) 弁償金

損害賠償金等の請求をする特定の部署があるわけではなく、弁償金を請求しなければならない場合が生じると担当課で納付書を発行し請求する。入金されない場合、納付書を発行した課で適宜管理することになる。平成 19 年度の産業廃棄物不法投棄弁償金残高のうち環境事業部の残高が 55,807 千円、自然共生部の残高が 17,587 千円にのぼるが、いずれも同一の産業廃棄物処理業者への請求である。

環境事業部及び自然共生部の弁償金は、岐阜市内産業廃棄物処理業者 Z 社の敷地及び隣接地である岐阜市椿洞の山林に約 75 万 m³の産業廃棄物が埋められた国内最大規模の不法投棄事案で、同社は休眠状態で弁償金が回収困難とみられるが、投棄現場の内部では火災が発生して燃え続けておりダイオキシン類の生成が確認されていることから、平成 24 年度末までの 5 年間で行政代執行に

より消火及びダイオキシン類に汚染された廃棄物の掘削選別撤去を実施する予定である。

(イ)受託事業収入

受託事業収入を管理する特定の部署があるわけではなく、国及び地方公共団体から委託された事業を実施することになった部署で、国又は地方公共団体へ納付書を発行し請求する。委託事業が終了すれば出納閉鎖期間中に入金されるので、未収が発生することはない。

(ウ)雑入

雑入を管理する特定部署があるわけではなく、雑入が発生することになった部署で、納付書を発行し請求する。入金されない場合は、納付書を発行することになった部署で管理することになる。

民生費雑入の主な内訳である生活保護法返還金及び児童(扶養)手当返還金の収入事務の概要は、以下のとおりである。

①生活保護法第 63 条及び生活保護法第 78 条の返還金

生活保護は、日本国憲法第 25 条の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする生活保護法により要件を満たした者に対し支給されるものである。

生活保護法返還金は、年金、生命保険給付金などの資力が判明した場合、就労による給与所得などの不正な収入を得たことが判明した場合等に生じる。返還金の対象か否かの判断は、例年 2 回(6 月、2 月)市民税課から課税台帳の供与を受け、課税台帳の記載と収入認定額の突合により行っている。

生活保護法返還金については、被保護者が生活保護受給者の場合には、月々の保護費から返還されるため、未収金は発生しないが、被保護者が生活保護の停止、廃止となっている場合には、生活困窮等の理由により回収できない場合が多い。また、被保護者が独居人である場合や家族と疎遠状態にある場合が多く、本人が死亡した後、返還金を回収することは困難となる。平成 19 年度までの生活保護法返還金収入未済額 15,655 千円のうち、被保護者が死亡しているのは 14,740 千円であり、収入未済額の 94%に該当する。

生活保護法返還金について、減免措置の規定はなく、被保護者が死亡した場合には相続により相続人に返還義務が生じる。

②児童扶養手当返還金及び児童手当返還金

充実した福祉環境を確保すべく各種の子育て支援施策を講じている。具体的

には、児童扶養手当及び児童手当がある。これらは、一定の受給資格要件及び支給資格要件を満たしたものに対し支給されるものである。

児童扶養手当返還金及び児童手当返還金は、障害年金等の遡及適用による場合、修正申告等による所得額の変更で支給要件に該当しなくなった場合等により生じる。返還金の対象か否かの判断は、児童扶養手当については毎年8月に児童扶養手当現況届を提出してもらい公的年金受給状況等により判断を行う。児童手当については、修正申告等により所得の変動が生じた者のうち、児童手当を受給している者の一覧データを市民税課からもらい、支給要件に該当しているか否かを検討し、判断を行う。

児童扶養手当返還金及び児童手当返還金に減免の規定はない。

(5) 滞納整理の概要

ア 貸付金

各貸付金においては、貸付金台帳、滞納整理簿等が整備されており、滞納者を把握している。滞納者については、各担当部署のルールや慣習等に基づき、催告状の発送、電話による納付指導、個別訪問による納付指導等により対応し、対応内容については滞納整理簿等に記録している。各貸付金の詳細な滞納整理については、「(7) 監査の結果」のなかで記載している。

イ 雑入

雑入のうち、受託事業収入については収入未済額がないため記載を省略する。

(ア) 弁償金

Z社は、現在休眠状態であるため、回収が困難な状況であるとともに、有罪判決を受けた3人のZ社の関係者から代位弁済を受けることも困難な状況である。

(イ) 雑入

①生活保護法第63条及び生活保護法第78条の返還金

生活保護法第63条及び生活保護法第78条の返還金の対象となる場合、個人別に返還金・徴収金債権管理簿を作成する。また、返還金・徴収金債権管理簿作成時に返還方法について決定する。返還方法については、一括返還と分割返還があり、分割返還の場合には履行延期申請書、履行延期返納計画書を提出してもらう。月額返還額は事業課職員と被保護者との協議により決定する。

生活保護法返還金については、被保護者が生活保護受給者の場合には、月々の保護費から返還されるため、収入未済額は発生しないが、被保護者が生活保護の停止、廃止となって要る場合には、生活困窮等の理由により回収できない場合が多い。

収入未済額については、未納通知書の発送(年に2回)、個別訪問による納付

指導、電話による納付指導により対応している。個別訪問による納付指導、電話による納付指導については、特に記録を残していない。これについての意見は「(7)監査の結果 イ 雑入」に記載している。また、個別訪問による納付指導については、生活福祉課では、地区ごとに担当者を決め、2年でローテーションを行っている。

②児童扶養手当返還金及び児童手当返還金

児童扶養手当返還金の対象となる場合には、個人別に児童扶養手当過払分戻入者リスト及び返還指導票、分割返還の場合には、返還誓約書を作成している。児童手当返還金の対象となる場合には、個人別に返還指導票を作成している。

収入未済額については、未納通知及び納付書の発送(年1回)、個別訪問による納付指導、電話による納付指導により対応している。個別訪問による納付指導、電話による納付指導については、返還指導票に記載をしている。

(6)監査手続の概要

ア 貸付金

各貸付金で発生している滞納額について適切な対応がとられているか検討するとともに、平成19年度において貸付業務が実施されているものについては、貸付業務が適切に行われているかについて、担当者に質問するとともに関連資料を検討した。

イ 雑入

賦課から徴収手続、収入未済額の管理状況について、関連資料を閲覧するとともに、担当者に質問した。

(7)監査の結果

ア 貸付金

(ア)母子寡婦福祉資金貸付金

①必要書類に不備がある者に対し貸付が実施されている。【指摘】

サンプル10人のうち、修学資金の貸付を実行した申請者1人につき、戸籍謄本の提出が確認できなかった。当該申請者は6月の貸付決定者であるが、6月の申請分5人については申請に緊急性があるとの理由から持ち回りにより委員会決議を経ている。当該申請者の戸籍謄本は、この持ち回り資料にも添付がなされていなかった。

担当者によれば、当該貸付申請者は、以前から当該貸付金を利用している者であり、当初の申請時に、3年間の申請をするつもりを誤って2年間の申請をしてしまったため、平成19年度に残り1年分を追加で貸付申請している。制

度上貸付の延長はできないため、再度申請書類を提出してもらったという経緯があることから、戸籍謄本の提出はないが貸付委員会の審査を通ったのではないかとの回答を得た。特例処理を認めるのであれば、その旨の貸付委員会の資料等に記載しておくべきである。

②債権回収マニュアルを作成し、これに準拠すべきである。【指摘】（改善済み）

担当者に債権回収マニュアルがあるか質問したところ、該当するものはないとの回答を得たが、作成すべきであるとの指摘に基づき、母子寡婦福祉資金貸付金に関する債権収納事務マニュアルが作成された。

滞納者に対する現状の対応は、以下のとおりである。

償還期限までに支払わなかった者に対してはその月ごとに督促状を送付し、それによっても支払がない場合は、その一か月後に、滞納者へ納付を促すことを期待して連帯保証人に督促状を発送している。また、その他にも電話による催告や個別訪問による催告も実施しているが、個別の事情を勘案して償還指導を実施しており、回収見込みが高い滞納者に対する督促を中心とするなどの措置をとっている。償還指導の頻度は画一的には決まっていないが、平均すると年に1回程度実施しているとの説明を受けた。

債権回収体制については、滞納者に督促状を送付し、個々の状況を勘案しながら電話による催告、戸別訪問等を実施するなどの手続をとってはいるが、現状では各担当者の裁量によるところが大きく、属人的な回収手続となっていた。

③居所不明者及び返済歴のない者については、保証人に対する請求を実施すべきである。【指摘】

平成19年度滞納額の現状によって滞納額を分類すると、以下のとおりである。

a. 滞納者の状況による分類

（表3-37）滞納者の状況別分類

（単位：千円）

滞納者の状況	平成19年度滞納額	構成比率
生活困窮	55,190	81.2%
自己破産	6,907	10.2%
転出、居所不明等	3,118	4.6%
本人死亡	2,746	4.0%
合計	67,963	100.0%

生活が困窮している滞納者が全体の 82%と最も多い。滞納者の多くは生活が困窮しているために、返済が困難な状況にあるといえる。

b. 最終回収日による分類

(表 3-38) 平成 19 年度滞納者の最終支払日別分類 (単位：千円)

最終支払日	平成 19 年度滞納額	構成比率
平成 19 年 4 月以降	36,879	54.3%
平成 18 年 4 月～平成 19 年 3 月	3,161	4.7%
平成 17 年 4 月～平成 18 年 3 月	4,241	6.2%
平成 16 年 4 月～平成 17 年 3 月	7,988	11.8%
平成 15 年 4 月～平成 16 年 3 月	2,843	4.2%
平成 14 年 4 月～平成 15 年 3 月	1,747	2.6%
平成 14 年 3 月以前	8,927	13.1%
一度も支払いなし	2,179	3.2%
合計	67,965	100.0%

滞納者の 54%は 1 年以内に支払った実績があった。しかし、6 年以上支払いがないものや貸付以来一度も支払いがないものが滞納額全体の約 16%を占めていた。一度も支払いがない者のなかには最近貸付を受けた者もいるが、それを除き、これらの滞納者については市外転出者や居所不明者が多く、回収が困難な状況にあることから最終回収日が古い日付になっていると考えられる。

以上の分析をもとに、「(表 3-37)滞納者の状況別分類」にて a. 転出・居所不明等に分類された 9 人の滞納者及び「(表 3-38)平成 19 年度滞納者の最終支払日別分類」にて b. 一度も支払いなしに分類された 7 人の滞納者について償還指導票を閲覧し、督促状況を確認した。

a. 転出・居所不明等

転出・居所不明等に分類された 9 人の滞納者について記録を閲覧したところ、そのうち 7 人については以下のような状態であった。

- ・償還指導票の最終記録が平成 12 年、以降償還指導記録なし。
- ・償還指導票の最終記録が平成 13 年、以降償還指導記録なし。
- ・最終転居先が調査されていない。
- ・債務者の住所が変更してから実際に債務者宅を訪問するまでに約 5 年経過再度償還指導を行った時は居所不明に。
- ・平成 13 年に居所不明に、その後、居所不明の住所に実績表と納付書を送っている。届いているかは不明。

- ・3回個別訪問を実施しているが、一度も本人と会えていない。また、一度も支払い実績がない状況であるが、連帯保証人に償還指導した記録はない。
- ・2回個別訪問するも一度も会えていない。また一度も支払い実績がない。

b. 一度も支払いなし

一度も支払いがない7人のうち、2人は最近の貸付であり、滞納歴が短いため検討の対象から外した。残り5人の滞納者につき償還指導票を閲覧した結果、3人は以下のような状態であった。

- ・直接会って償還指導できているが、保証人は実印を勝手に持ち出されたため保証人になった覚えがないと言っている。
- ・3回個別訪問を実施しているが、一度も本人と会えていない。また、一度も支払い実績がない状況であるが、連帯保証人に償還指導した記録はない。
- ・2回個別訪問するも一度も会えていない。また、一度も支払い実績がない。

担当者にこれらの状況について質問したところ、居所不明者は住民票通りに居住していないことが多く居所がつかみにくいとの回答を得た。居所不明者については、償還指導よりも、保証人に対する請求による回収努力を実施すべきである。また、居所不明であることが判明した場合には居所をつかむための対応を早急に行うべきである。

④時効 10 年が成立したもの及び回収見込みのないものについては、不納欠損処理をすべきである。【指摘】

母子寡婦福祉資金貸付金については不納欠損処理を行った実績はないが、民法の債権の消滅時効 10 年に債務者が時効の援用を知り得るのに十分な期間として 10 年を加算した 20 年を基準とし、償還期限から 20 年を経過したものについて不納欠損処理を行うとしている。

現在、時効の援用期間として 10 年が設けられているが、民法上の時効 10 年を経過したものについては不納欠損処理すべきであると考ええる。また、10 年経過していないものの、実質的には回収見込みがないものについては、時効成立前であっても不納欠損処理すべきである。

⑤違約金を徴収しないのであれば、文書等による承認を得ておくべきである。【指摘】

母子及び寡婦福祉法施行令第 17 条及び借用書及び貸付決定通知書の記載に基づき違約金を徴収しているか担当者に質問したところ、すべての徴収はでき

ていないとの回答を得た。違約金を支払う対象となる滞納者の多くは生活困窮者であり、元金についても支払いができていないため、元金回収完了後に違約金の請求している。違約金の徴収を元金回収後にしていることについては、現状では担当者の判断によっている。

⑥償還期日未到来残高が算定方法によって異なる原因を突き止め、正しい金額を明確にするべきである。【指摘】

償還期日が未到来の残高金額を把握しようとした際に、担当者が集計した金額(年度末債権額(平成8年に岐阜県から引き継いだ債権額と過去の貸付金額の合計から償還済金額を引いたもの)から翌年度への繰越滞納額を控除した結果(552,789 千円))と、担当者から提示された金額から理論上導き出される金額(平成 18 年度償還期日未到来残高 532,922 千円＋平成 19 年度貸付実行額 89,161 千円－平成 19 年度現年度調定額 65,534 千円＝556,548 千円)との間に 3,759 千円の差異があった。現在この差異はどういう理由から生じるものであるのか解明できていない。

(表 3-39) 償還期限未到来金額の差異

(単位：千円)

項目	平成 18 年度	平成 19 年度
償還期日が未到来の残高(手集計)	532,922	552,789
貸付実行金額		89,161
現年度分調定額		65,534
償還期日が未到来の残高(理論上)	532,922	556,548
差額		3,759

⑦事業開始資金・事業継続資金の貸付判断基準を設け、基準に準拠すべきある。【指摘】

母子寡婦福祉資金貸付金のなかで比較的滞納率の高い事業開始資金については、事業計画書等の内容に収入見込みが過剰に見積もられ、全く自己資金を準備していないなど明らかに事業を継続できないと思われるものが多いため近年は申請の受理ができていない。

事業開始資金・事業継続資金の貸付判断には、専門能力が必要であり、他の貸付金よりもその判断は厳格になされるべきであるが、担当者の判断ではなく、福祉部で具体的な判断基準を設け、その基準に準拠した処理がなされるべきある。また、申請者が提示した事業計画の信憑性について、市では判断が困難な場合には、商工会議所等外部の専門家の意見を求めるべきである。

(イ)福祉資金貸付金

①保証人欄については保証人が保証人になる意思を持って署名押印していることを直接確認すべきである。【指摘】

19年度の貸付は5件のみであるため、全5件につき必要な申請書類が提示されているか確認したところ、申請書類がそろっていないものは発見されなかった。

しかし、全5件のうち、2件は同一人物による借入であったため、担当者にその理由を質問したところ、当該債務者は、借入金を分割返済する予定であったところ、誤って全額返済してしまったため、改めて貸付申請手続を実施して貸付を実行したとの回答を得た。当該申請者の提出した貸付申請書類を1回目と2回目とで比較すると、同一の保証人であるにもかかわらず保証人の生年月日が異なっており、2回目の申請書類の保証人欄の字体は、申請者本人の筆跡と酷似するものであった。当該債務者に対する貸付金が滞納した場合、保証人に返済をしてもらうことになる。その際、保証人欄の生年月日が異なることや自筆でないことから保証人になった覚えがないと主張し返済を拒まれる可能性がある。保証人になる意思は電話にて確認しているものの、その痕跡は残っていないため、保証人欄については保証人自らが署名押印していることを確認し、記録すべきである。

②貸付にあたり保証人の収入状況については裏付けを入手すべきである。【指摘】

新規貸付時の事務を定めたマニュアル等があるか質問したところ、マニュアル等はないとの回答を得た。そのため、担当者に現在実施している手続をヒアリングしたところ、次のとおりであった。

窓口に貸付相談があった場合、福祉部の担当者はヒアリングにより下記に該当する者であることを確認している。以下を満たさない場合には貸付対象者に該当しないと考えている。

- ・申請者本人は今後収入見込みがあること
- ・保証人が無収入でないこと
- ・保証人に保証人となる意思があること(電話にて確認している)

また、貸付の実行にあたっては、民生委員の意見も参考にしているが、マニュアルがないため、結局のところは担当者の経験や勘に頼った貸付判断となっている。

そのため、福祉資金貸付金では、平成20年8月より相談記録票を作成し、

貸付を実施するにあたり最低限聴取すべき事項を定め、担当者による判断基準のばらつきを抑えているとの回答を得た。

貸付申請者及び保証人の収入状況については依然としてヒアリングによる確認のみであり、虚偽の申請により不正に貸付を受けることが可能な状況である。少なくとも保証人の収入状況については、貸付申請時に所得証明を入手するなどして裏付けをとるべきである。

③連帯保証人の所得要件は社会通念上妥当な金額に設定することが望まれる。

【意見】

福祉資金の交付にあたっては、市長が確実と認める連帯保証人を1人立てる必要があるが、「市長が確実と認める」という条件について具体的な判断基準の定めはなく、無収入でなければ保証人になることができる。

なお、サンプル5件のなかに無収入の連帯保証人はいなかった。

保証人の要件については、「市長が確実と認める」という条件が規定されているが、現在の実務的な判断基準である「無収入でないこと」はこれを満たすものであるとはいえない。

当該貸付金の利用者は生活に困窮しているものがほとんどであり、その返済が滞る確率は潜在的に高いといえる。そのため、連帯保証人は資力があることが必須要件であり、社会通念上妥当といえる金額により保証人の所得要件の下限を設定することが望ましい。

④所得金額が多い滞納者については優先的に回収することが望まれる。【意見】

平成19年度滞納額を滞納者の所在地によって滞納額を分類すると、以下のとおりである。

(表3-40)滞納者の所在地別分類

(単位：千円)

区分	件数	割合(件数)	平成19年度滞納額	割合(金額)
市内在住	62人	57.4%	4,023	48.2%
市外転出	28人	25.9%	2,647	31.7%
居所不明	9人	8.3%	1,050	12.6%
死亡	9人	8.3%	630	7.5%
合計	108人	100.0%	8,350	100.0%

上記の表にて市外転出に分類されているもののうち10人は市外転出かつ居

所不明となっている。

滞納者を所在地別の件数で比較すると、市内在住の件数が 57.4%と最も多いことが分かる。しかし、滞納額で比較すると、市内在住が 48.2%と最も多いことには変わりはないが、市外転出及び居所不明の合計 44.3%との差は 3.9%であり、件数の比較では 23.2%あった差が縮まっている。これは、市外転出に該当する債務者は市内在住に該当する債務者よりも徴収が困難であるため、一人当たりの滞納額が多いことに起因する。

また、滞納者について、税の申告データにより所得金額を調べた結果は、「(表 3-41)滞納者の所得金額別内訳」のとおりである。

(表 3-41)滞納者の所得金額別内訳

(単位：千円)

所得金額	人数	滞納額	一人当たり滞納額
4,000 千円以上	2 人	50	25
3,000 千円以上～4,000 千円未満	6 人	220	36
2,000 千円以上～3,000 千円未満	11 人	552	50
1,000 千円以上～2,000 千円未満	11 人	561	51
1,000 千円未満	16 人	1,243	77
収入情報なし	62 人	5,724	92
合計	108 人	8,350	77

所得金額が多い滞納者ほど一人当たりの滞納金額が少なく、ただ返済を怠っているだけの可能性が高い。そのため、個別訪問を実施するなどして優先して回収することが望まれる。また、収入情報なしとされた滞納者についても個別調査等を実施するなどして、本人からのヒアリング内容や住まいの状況等からその返済能力を判定し、その後の対応策を検討することが望まれる。

⑤債権回収マニュアルを作成し、これに準拠すべきである。【指摘】(改善済み)

担当者に債権回収マニュアルがあるか質問したところ、該当するものはないとの回答を得たが、作成すべきであるとの指摘に基づき、福祉資金貸付金に関する債権収納事務マニュアルが作成された。

滞納者に対する対応の現状は、次のとおりである。

納入期限内に納入されないものについては、未納のお知らせを送付しており、未納のお知らせの送付によっても納入がない滞納者については、催告状の発送を行っている。現在催告状は年に 2 回滞納者に送付しており、効果のある滞納者に対してのみ電話による催告が実施されている。担当者によれば、約 10 年前までは戸別訪問による催告を実施していたが、現在は実施しておらず、ほと

んどは文書及び電話による催告である。また、保証人に対する催告実績はわずかであるとの回答を得た。

債権回収体制については、滞納者に催告状を送付し、個々の状況を勘案して電話による催告を実施するなどの手続をとってはいるが、以前は実施していた戸別訪問がいつの間にか実施されなくなっているなど、各担当者の裁量による属人的な回収手続となっていた。

⑥保証人に対する催告を積極的に行うべきである。【指摘】

「(表 3-40)滞納者の所在地別分類」にて、市外転出かつ行方不明に分類された 10 人及び行方不明の 9 人の合計 19 人について福祉資金貸付台帳を閲覧し、滞納整理状況を調査した結果、催告状の発送頻度に問題はなかった。

しかし、「(表 3-41)転居先不明で返ってきた宛先に再送している回数」のとおりに、前回催告状を発送したが転居先不明で返送されているものについても、再び同じ住所に送付しているケースが多数見受けられた。

また、19 人中 8 人については、平成 17 年度に実態調査を行った記録があるが、いずれも成果があったとの記載はなく、それ以降も再び宛先不明の住所に再送していた。

(表 3-42)転居先不明で返ってきた宛先に再送している回数

再送回数	再送者数
4 回以上	7 人
3 回	4 人
2 回	5 人
0 回	3 人
合計	19 人

担当者に市外転出者や行方不明者への督促状況について質問したところ、岐阜市内に住む者であれば住所が変更されていても追跡調査が容易であるが、一度市外に転出してしまうと、最初の転出先以降の情報を得るためには外部に調査依頼をせねばならず、それには時間がかかることになる。また、行方不明に分類された滞納者のなかには、岐阜市に住民票を置いたまま行方不明になっている者もあり、その追跡を行うにも時間がかかる。

福祉資金貸付金は貸付限度額が 10 万円であることから、時間がかかる調査は積極的に行われていないのが現状であり、しかし、これらの滞納者について何の督促事務を実施しないわけにはいかないと、届かないと分かっているが催告状を送付しているとの回答を得た。

転居先不明の滞納者に対しては、何度督促状を送付してもいたずらに費用がかかるだけであり、滞納整理が進展することはない。滞納者に対する督促手続及び不納欠損処理の基準を明確にし、ルールに従って不納欠損処理の要否を検討すべきである。

その際、不納欠損処理は最終の策とし、まずは滞納者が行方不明にならないような対応をとるべきである。現在は文書及び電話による催告が中心となっているが、転居先不明で返送された先については、個別調査を積極的に実施するなどの措置をとるべきである。また、現在はわずかしが行われていない保証人に対する催告も積極的に行うべきである。

⑦時効 10 年が成立したもの及び回収見込みのないものについては、不納欠損処理をすべきである。【指摘】

福祉資金貸付金については、民法の時効の消滅 10 年に、債務者が時効の援用を知り得るのに十分な期間として市では 10 年を加算した 20 年を基準として、償還期限から 20 年を経過したものについて不納欠損処理を行っている。

現在、時効の援用期間として 10 年が設けられているが、民法上の時効 10 年を経過したものについては不納欠損処理すべきであると考える。また、10 年経過していないものの、実質的には回収見込みがないものについては、時効成立前であっても不納欠損処理をすべきである。

⑧貸付にあたり申請理由の証明資料の入手を実施することが望まれる。【意見】

昭和 61 年度から平成 19 年度の岐阜市福祉資金申請書綴りを閲覧したところ、綴ってある書類に次のものがあつた。

- a. 昭和 61 年から平成 2、3 年頃までは、本人の貸付申請理由を証明するような資料(医療費用であれば医師の診断書等)や本人及び保証人の収入を証明する資料(勤務先の給与証明等)が綴じ込まれているものがあつた。
- b. 借受人及び連帯保証人について、国民健康保険料の滞納がないか確認し、滞納者については貸付を見合わせているものがあつた。

現在実施していない理由について、担当者に確認したところ、a. については証明書をとる旨の規定はないため、当時の担当者の判断により行っていたと考えられる。福祉資金は「臨時的、一時的な事情により生活に困窮した」者に対する貸付であることから、借受人は一日でも早い制度の利用を望んでおり、証明書を集めるには時間がかかるため、現在は本人への聞取りのみとなっている。

また、b. については、現在は本人及び連帯保証人とその世帯員についての税

情報を閲覧できる旨の承諾書を取り、連帯保証人については、その内容も審査対象としているのでb.と同程度の審査をしている判断した。

昭和61年から平成2、3年頃までと比較すると、a.について、現在は貸付審査基準が甘くなっているといえる。貸付金は本来回収することを予定していることから、審査ではある程度の回収できる見込みを得ることが望まれる。

⑨制度の見直し、又は給付制度へ変更することが望まれる。【意見】

福祉資金貸付金については、期首の滞納繰越額が8,465千円もあるのに対し、貸付限度額を20万円から10万円に引き下げ、かつ以前よりも貸付審査を厳しくしたことから、平成19年度の貸付実行額は140千円にとどまっている。

福祉資金貸付金は、生活困窮者を救済することを目的とする貸付金であるが、貸付制度である以上、貸付対象者には返済能力が求められることになる。しかし、申請者に返済能力を求めてしまうと、本来貸すべき人には貸せなくなる虞がある。逆に、返済能力がないにもかかわらず貸付を実行すれば、回収不納となる可能性が出てくることとなり、制度として有効に機能できない状態にある。そのため、当該貸付金については、現状にあった制度に変更することが望まれる。

(ウ)災害援護資金貸付金

①滞納者の現状を把握し、それに応じた対応をすることが望まれる。【意見】

最後に催告を実施した時から10年経過していることから、債務者の現状は把握できなかった。福祉部で把握している最終の債務者の状況(平成11年4月時点)により滞納金を滞納理由別に分類すると「(表3-43)滞納理由別分類」のとおりである。

(表3-43)滞納理由別分類

(単位：千円)

滞納理由	人数	金額
転居先不明	31人	9,156
死亡	10人	2,329
破産	4人	1,048
その他長期間遅延しているもの(市外転出を含む)	16人	3,633
合計	61人	16,166

滞納者の現状を把握し、それに応じた対応をすべきである。

②債権回収マニュアルを作成し、これに準拠すべきである。【指摘】

担当者に債権回収マニュアルがあるか質問したところ、該当するものはないとの回答を得た。また、災害援護資金貸付金については、現在貸付業務はないため、マニュアルの作成は貸付業務が発生した時まで見合わせるとの回答を得た。災害援護資金貸付金の最終振込実績は平成8年7月であり、滞納者に対する福祉部からの催告等は平成11年3月を最後に実施されていない。約10年間回収努力がなされていない状態にある理由につき担当者にヒアリングしたところ、次の回答を得た。

a. 回収見込みがない。

災害援護資金は、貸付時に所得制限(前年の所得が185万円未満)があることから、もともと債務者の返済能力は低いと考えられる。それに加え、貸付時より30年以上経過しているため、債務者、保証人ともに高齢化している。

b. 貸付金全体の償還金額が貸付全体の元本金額を上回っている。

貸付金全体では、「(表3-44)未償還状況」のとおり、元本金額について回収できており、当該貸付金に対する回収への努力が希薄である。

(表3-44)未償還状況

(単位：千円)

区分	人数	金額
貸付金(元金)	755人	256,000
償還総額(元利金)	755人	284,824
償還済額	694人	268,657
収入未済額	61人	16,166

以上のような理由があるにせよ、長期にわたり回収への努力が希薄化している最大の要因は、回収業務が担当者の裁量による属人的な回収手続となっていることにあると考える。回収マニュアルにて担当者の実施すべき手続が明確になっていたならば、回収作業はある程度機械的に実施されるであろうし、また、担当者の異動時に引継ぎを失念するリスクも低くなると考える。現在の滞納債権については、不納欠損処理すべきであり、今後の新規貸付金が発生した場合には、債権回収マニュアルを作成すべきである。

③回収見込みのない死亡者については岐阜市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則に基づき免除することが望まれる。【意見】

a. 災害援護資金滞納者一覧表にて、滞納者 61 人のうち、貸付金額の返済がまったくない 17 人につき災害援護資金貸付台帳を閲覧したところ、そのうちの 15 人については次の状態であった。

- ・平成元年が最終記録のもの …2 人
- ・平成 2 年が最終記録のもの …1 人
- ・昭和 63 年の記録の次の記録が平成 11 年のもの …6 人
- ・平成元年の記録の次の記録が平成 11 年のもの …1 人
- ・平成 2 年の記録の次の記録が平成 11 年のもの …3 人
- ・平成 3 年の記録の次の記録が平成 11 年のもの …2 人

平成 11 年 3 月より以前についても回収努力がタイムリーに実施されていなかった。また、滞納者に対する対応内容としては、督促状の送付が中心のものもあれば、戸別訪問等を実施しているものもあり、また、戸別訪問している滞納者のなかでもその回数にばらつきがあり、毎年のように訪問調査を実施しているものもあった。

b. 滞納者について今後どのような対応をとっていくか担当者に質問したところ、(表 3-43)にて転居先不明や長期間遅延に分類されているものについては、住民票や戸籍を確認し債務者の現状を把握し、その状況を踏まえ、保証人及び相続人に返済の話をしていくことを含め対応策を検討する予定であるとの回答を得た。

閲覧した資料のなかに災害援護資金償還免除申請の決裁書があり、そこには、「下記第 13 条第 2 項の解釈については、本人及び保証人ともに死亡している場合、免除可能であるという内諾を県厚生援護課企画指導係の担当者を通じて厚生省担当者より 62 年 8 月末に得ている」と記載されており、該当者は免除されていた。担当者が変わっても引継がれるよう文書化しておくことが望ましい。また、債務者の現状を調査した結果、該当するものについては免除することが望まれる。

その他、転居先不明等についても、債務者の現状調査等を実施した結果、回収見込みのないものや費用対効果の悪いものについては、ルールを定めて不納欠損処理の可否を検討するべきである。いずれにせよ、回収見込みがないのであれば、20 年経過するのをただ待つ意味はない。

④時効 10 年が成立したもの及び回収見込みのないものについては、不納欠損処理をすべきである。【指摘】

災害援護資金貸付金については、民法の時効消滅 10 年に、債務者が時効の

援用を知り得るのに十分な期間として 10 年を加算した 20 年を基準として、償還期限から 20 年を経過したものについて不納欠損処理を行うこととしている。

現在残っている滞納金は、最も直近のもので昭和 52 年 2 月に貸付を実行したものであり、そこから償還期間 10 年を考慮しても、平成 19 年度末時点で 20 年を経過している。しかし、返済完了者に対する不公平感を抱かせたくないとの理由から不納欠損処理は実施していない。

また、時効の援用期間として 10 年が設けられているが、民法上の時効 10 年を経過したものについては不納欠損処理すべきであると考ええる。また、10 年経過していないものの、実質的には回収見込みがないものについては、時効成立前であっても不納欠損処理すべきである。

⑤違約金を徴収しないのであれば、文書等による承認を得ておくことが望まれる。【意見】

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第 10 条に違約金の徴収に関する規定がある。これに関して、契約書には「災害弔慰金の支給及び災害援護金の貸付に関する法律及びこれに基づく命令等の定めるところに誠実に従い、相違なく償還いたします」との記載はあるものの、違約金の徴収に関する直接の記載はない。違約金の徴収をしているか担当者に質問したところ、徴収はしていないとの回答を得た。また、担当者に徴収すべき延滞金の金額を算定してもらったところ、猶予している延滞金の金額は 436,977 千円になることが分かった。

⑥償還が完了していない貸付金の領収済み通知書については、保管することが望まれる。【意見】

領収済み通知書は保存期間が終了しており、保管されておらず追跡不能となっている。また、その他借入申込書及び添付必要書類も保管されていなかった。債務者との間で償還金額の認識に差が生じた場合、証拠書類をもって債務者に対抗することになるため、償還が完了していない貸付金については証拠書類である領収済み通知書を保管しておくことが望まれる。また、その他の必要書類についても保管ルールを定め、それに従った保管をすることが望まれる。

⑦連帯保証人の要件を明確にすることが望まれる。【意見】

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第 8 条第 1 項にて、災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならないと記載されている。実際の貸付時に連帯保証人の具体的な要件が定められていたかどうかは不明であるが、貸付台帳に記録されている保証人の収入状況にて収入がゼロと記

載されている者もいることから、特に要件は定められていなかったのではないかと推測される。

連帯保証人については必ず本人にその意思を確認し、自署押印を確実に入手することが望まれる。また、将来、連帯保証人としての役割を果たせると考えられる要件を定めておくことが望まれる。

(エ) 育英資金貸付金

①「岐阜市育英資金償還金の滞納整理について」というマニュアルに保護者以外の保証人に対して催告する方法についての記載を追加すべきである。【指摘】

育英資金の滞納者に対する督促事務については「岐阜市育英資金償還金の滞納整理について」というマニュアルが作成されている。

a. マニュアルの要約

年に1～2回、一般に賞与の時期に納付書を添付した催告状を発送し、当該納付書による納付状況を確認し、納付がないものについては電話催告を実施する。電話催告については、そのポイントとして、以下のような記載がなされている。

<現状確認>

- ・本人又は家族を電話口に呼び出す。
- ・催告状を見たか確認する。
- ・現状について尋ねる。
- ・借りた本人から償還するのが原則だが、実際に償還しているのが本人か保護者か確認する。

<返済方法>

- ・現在返済可能な額を聞き出し、納付の約束及び納付の期日を確認する。
- ・現在は口座振替が順調な場合
→過去の未納分についても月に一度納付するなど計画的に納付するよう指導する。
- ・現年度の口座振替が不納な場合
→必ず引落日に残高を確認するよう伝える。
- ・口座からの振替不納が長期継続している滞納者
→振替先の口座変更を検討してもらう。
- ・経済状況が厳しい場合、分納納付書を作成することもできることを伝え、申し出があれば分納納付書を作成し送付する。

<その他>

- ・償還金が次の世代への貸付の原資であることを説明し、理解してもらい返済を求める。
- ・本人、保護者不在の場合は連絡をもらえるよう言づけをお願いする。
- ・償還についてその支払いが困難な場合は相談に応じるので、いつでも連絡をして欲しい旨伝える。

b. 督促状況

平成 19 年度滞納額につき、滞納者の滞納理由によって滞納額を分類すると、次のとおりである。

(表 3-45) 滞納理由別分類 (単位：千円)

滞納理由	滞納金額	構成比
経済的理由	15,981	81.5%
疾病	17	0.1%
破産	333	1.7%
本人所在不明	78	0.4%
家庭の事情	984	5.0%
仕事等繁忙	699	3.6%
理由不明	1,515	7.7%
合計	19,608	100.0%

経済的理由による滞納者が全体の 81.5%を占めている。滞納者の多くは生活が困窮しているために、返済が困難な状況にあるといえる。

最終回収日によって滞納額を分類すると、次のとおりである。

(表 3-46) 平成 19 年度滞納者の最終支払日別分類 (単位：千円)

最終支払日	滞納金額	構成比
平成 19 年 4 月以降	12,667	64.6%
平成 18 年 4 月～平成 19 年 3 月	2,778	14.2%
平成 17 年 4 月～平成 18 年 3 月	1,551	7.9%
平成 16 年 4 月～平成 17 年 3 月	617	3.1%
平成 15 年 4 月～平成 16 年 3 月	1,194	6.1%
平成 15 年 3 月以前	765	3.9%
一度も支払いなし	35	0.2%
合計	19,608	100.0%

滞納者の 64.6%は 1 年以内に支払った実績があった。また、最終支払日が平

成 15 年 3 月以前に分類されているものは、高校と大学の 2 回にわたり貸付、返済期日が古い高校分を優先して回収している。高校分については平成 20 年度に返済実績があり回収の可能性がないとはいえない。

滞納整理はマニュアルに記載されているとおり、基本的に督促状の発送、電話による催告が中心である。自宅又は職場先を直接訪問したことのある滞納者は全体の 2/3 にとどまり、一番多い訪問回数は 3 回であった。

(表 3-47) 訪問回数別件数

訪問回数	件数	割合
3 回	1 件	8.3%
2 回	2 件	16.7%
1 回	5 件	41.7%
0 回	4 件	33.3%
合計	12 件	100.0%

育英資金貸付金については、必ず保護者が保証人となるため、サンプル 13 人について保護者と全く連絡をとっていない者はいなかった。サンプルで検討した滞納者のなかには、わざわざ保証人に督促をしなくとも保護者が本人に代わり返済しているケースも多いが、保護者の支払いが困難になると回収が滞るケースがあった。しかし、育英資金貸付金の場合、保護者以外にもう 1 人保証人がいるものの、この保証人に対して積極的に催告しているケースはなかった。

滞納整理マニュアルにて、保護者以外の保証人に対して催告する方法についての記載を追加し、保護者も支払ができない場合は、保護者以外の保証人に対して催告することを記載すべきである。

②在学証明を入手する等、休学又は退学の有無について確認作業を実施することが望まれる。【意見】

岐阜市育英資金貸付に関する条例第 9 条にて、奨学金貸付金を借受けた者が休学又は退学した時は貸付を中止又は停止することになっている。

担当者にどのように確認しているか質問したところ、岐阜市育英資金貸付に関する条例第 8 条にて、上記に該当するものは市長に報告しなければならないとされているため、基本的に債務者からの報告によって確認しているとの回答を得た。休学又は退学について確認されることがなければ、債務者が報告を失念し、故意に報告しなかった場合に貸付を続行してしまう可能性がある。

実際、現在の滞納者のなか、途中で退学したにもかかわらず最後まで奨学金の貸付を受けていたことが判明している者がいる。

同様の貸付内容である母子寡婦福祉貸付金の修学資金では、債務者に対して毎年4月に在籍証明の提出を義務付けられており、育英資金についても本来であれば在学証明の提出を求めるといった確認作業を実施することが望まれる。

(オ) 同和向個人住宅建設資金貸付金及び住宅建築資金貸付金

同和向個人住宅建設資金の滞納者は1人しかいないこと、また、両貸付金は同じ担当者のもと同じ手続に従っているため、合わせて15人の滞納者につき検討を実施した。

①ルールを定めて不納欠損処理の要否を検討することが望まれる。【意見】

同和向個人住宅建設資金の債権の回収事務についてはマニュアルが作成されている。

a. マニュアルの要約

- ・年2回、6か月以上の遅延者に対して督促状を発送。(定期的な納付を行うことを納付者との間で協議済みであり、その納付が実行されている場合を除く。)
- ・日常は定期的に納付がある者が遅延した場合は、その都度電話にて口頭で納入依頼をする。
- ・長期間延滞者に対しては、保証人に通知する旨の催告状を文書にて送付する。
- ・長期延滞者の保証人に対して本人に納入を催促するように依頼する文書を送付する。
- ・上記の経過で本人又は保証人と面談し納付計画について相談・指導する。
- ・催告にも応じない長期滞納者を中心に戸別訪問して納入指導をする。
- ・遅延常習者に対しては、保証人を交えて話し合い、債務承諾書及び納付計画書を提出させる。

b. 督促状況

平成19年度滞納額を滞納状況によって分類すると、次のとおりである。

(表 3-48)滞納者の滞納状況別分類

(単位：千円)

滞納状況	人数	滞納金額	構成比
継続的に納入しているが一部遅延	9 人	25, 284	60. 3%
ほぼ継続的に納入しているが一部遅延	3 人	6, 421	15. 3%
長期間遅延	3 人	10, 252	24. 4%
合計	15 人	41, 958	100. 0%

長期間滞納に分類された滞納者のなかには、本人が行方不明かつ連帯保証人 2 人がそれぞれ行方不明、限定相続等で請求ができない状態のものもある。

15 人のうち 3 人は連帯保証人が返済している。

「(表 3-48)滞納者の滞納状況別分類」にて、長期遅延に分類されている 3 人につきマニュアルに従った滞納整理が実施されているか確認したところ、1 人につき債務承諾書及び納付計画書の提出がなされていなかった。この債務については、2 人の連帯保証人のうち 1 人の連帯保証人は死亡しており、残りの連帯保証人と本人の間でどちらが返済するかもめている状態である。この債務者からは、平成 16 年度を最後に支払いがないため、平成 20 年度中には債務承諾書をとる予定であるとの説明を受けた。また、この債務者については法的措置に移行することを検討中であるが、それには弁護士費用や裁判費用等の費用がかかるため、費用対効果が悪い可能性もあり、対応に困っている状態であるとの回答を得た。

他の貸付金利用者との公平性を考慮すると、どんな債務者であっても当然に全額回収すべきである。しかし、再三のあらゆる回収努力によっても効果がない滞納者に対し最終手段を講じる際に、それに要する費用が債権金額を上回る場合であっても、公平性を主張し回収を強行することは不経済である。不納欠損処理の基準を明確にし、ルールに従って不納欠損処理の要否を検討することが望まれる。

②抵当権の実行によって滞納額が回収できるかを検討することが望まれる。

【意見】

滞納者のうち、昭和 58 年 4 月以降に貸付を実行したものについて、岐阜市住宅建築資金貸付金条例施行規則第 10 条及び第 13 条に従い、抵当権の設定及び火災保険の質権の設定が行われているかを確認したところ、すべてにつき設定がなされており問題はなかった。

また、連帯保証人の設定についても問題はなかった。

滞納整理台帳の記録状況から、連帯保証人への催告は積極的に行われているが、抵当権の実行が行われていない理由につき担当者に質問したところ、岐阜市住宅建築資金貸付条例は、同和対策事業を行う指定地域において生活環境改善を行うため特別に行われた事業に基づいて行われた経緯があり、住民の生活に密着していることから、償還期限内に貸付金を償還できない場合においても、抵当権の実行による債権の回収を図ることより、償還期限を延長してでも、本人に対する催告の仕方、承継人への催告、連帯保証人への催促等の他の方法により回収する努力をしているとの回答を得た。また、抵当権を実行して回収できる金額にあまり期待できないことも抵当権を実行しない理由となっている。

抵当権の実行は確かに最終手段であるが、債務者のなかには本人及び保証人が行方不明等で時効を待つみの状態のものがある。これについては、市で他の優先債権の状況を把握したうえで、抵当権の実行によって滞納額を回収できるか否かを検討することが望まれる。

③回収見込みのないものについては不納欠損処理をすべきである。【指摘】

同和向個人住宅建設資金及び住宅建築資金貸付金については不納欠損処理を行った実績はないが、地方自治法施行令及び地方自治法の時効消滅 10 年を基準として不納欠損処理を行うこととしている。

しかし、実際には償還期限から 10 年経過していないものの、実質的には回収見込みがないものがあると考えられる。

④延滞利息の徴収を実施しないことは契約通りでない。延滞利息を徴収しないのであれば、文書等による承認を得ておくべきである。【指摘】

同和向個人住宅建設資金貸付条例及び住宅建築資金貸付金貸付条例に基づき延滞利息を徴収しているか担当者に質問したところ、延滞利息は徴収しておらず事実上免除しているとの回答を得た。滞納者について延滞利息を徴収し始めると回収不能となる恐れがあるため、とりあえずは元金の返済を目標としている。

債務者に対する分割納付の取扱いについて、年度の初めに組織内で協議し決裁を受けているため、その際に延滞利息の徴収をしていないことについても了解を得ているといえる。しかし、延滞利息を徴収しないのであれば、その旨明記しておくべきである。

(カ)全体

①市共通の不納欠損処理基準を定め、これに従った処理を実行することが望まれる。【意見】

今回対象とした債権はすべて私法上の債権であり、根拠法令に相違はないが、各貸付金で採用している不納欠損処理基準が統一されていない。

私法上の債権については全庁共通の処理基準を定め、これに従った処理を実行すべきである。

その際、時効成立年数のみではなく、借受人及び連帯保証人が死亡又は行方不明の場合や滞納者からの回収費用が債権額を上回る場合等、担当者が現在実務上対応方法に困っている事項についても基準でその判断を明確にし、各貸付金担当者が基準に基づき判断した結果を議会に報告すれば足りるような規定にするべきである。

②私法上の債権についての市共通の債権管理及び事務処理方法を定め、回収に関する知識や経験が蓄積されていく仕組みを構築することが望まれる。【意見】

今回監査の対象とした貸付金の回収業務については、専門の徴収員等は雇っておらず、各部署の担当者が日常業務の合間をぬって実施している状態である。債権回収手続については専門的な知識や経験の蓄積が必要とされるが、明確な債権管理マニュアルや事務処理基準が整備されていないこと、また貸付金ごとに基準が異なるため、人事制度に従い担当者が異動すると、次の担当者は一から知識や経験を蓄積しなければならない状況にある。

収納強化を図るためには、私法上の債権についての全庁共通の債権管理及び事務処理を定め、回収に関する知識や経験が蓄積されていく仕組みを構築することが望まれる。そのためには、私法上の債権の管理回収全般に関する条例を制定したうえで、私債権の回収を専門とする部署を設置し、回収業務については当該部署がすべて引き受けるようにすることが望まれる。

また、現在市が保有している私法上の債権については、それぞれ異なった対応がなされている状況であるため、その滞納状況、滞納者の資力等を明らかにした上で、市の顧問弁護士等法律家を交え、強制徴収による徴収や不納欠損処理等の対応をすべきである。法律家を交えて滞納整理を実施することは、市の職員にとって正しい法律知識を学ぶ機会となり有用である。

私債権の回収を専門とする部署を設置しても、人事制度に従い担当者は異動すると考えられるため、法律的知識等については研修等を十分に実施すること

により、適切な債権管理方法を周知徹底させていくことが望まれる。

イ 雑入

①収入未済額に対する対応について、記録を残すことが望まれる。【意見】

生活保護法第 63 条の返還金及び生活保護法第 78 条の徴収金に返還義務が生じた時点で、返還金・徴収金債権管理簿を作成している。返還金・徴収金債権管理簿には、月額返還額等返還状況が記載されているものの、収入未済額に対する対応については記載されていない。

しかし、収入未済額に対する対応について記録を残すことは、債権管理を効果的に行うことに繋がると考えられる。生活状況は個人により様々であり、時の経過により変化するものであるから、個別訪問時、電話催告時等、接触が図れた時点における返還義務者の状況について記録を残しておくことが望ましい。

また、生活福祉課では、個別訪問による納付指導は地区による負担の公平な分担から、担当者を決め 2 年ローテーションを行っており、引継ぎの際には、前任担当者からの口頭の引継ぎにより行っている。この際においても、訪問時の記録を残しておくことは、担当者の引継ぎが効率的に行える他、上席者の管理においても有効といえる。

以上の理由により、収入未済額に対する対応について、記録を残すことが望ましい。

6 国民健康保険料及び介護保険料

(1) 監査対象

監査の対象とした国民健康保険料（国民健康保険税を含む。以下、省略。）及び介護保険料は、「(表 3-49) 保険料の監査対象」のとおりである。

(表 3-49) 保険料の監査対象

保険料の名称	監査対象課
国民健康保険料	国保・年金課
介護保険料	介護保険課

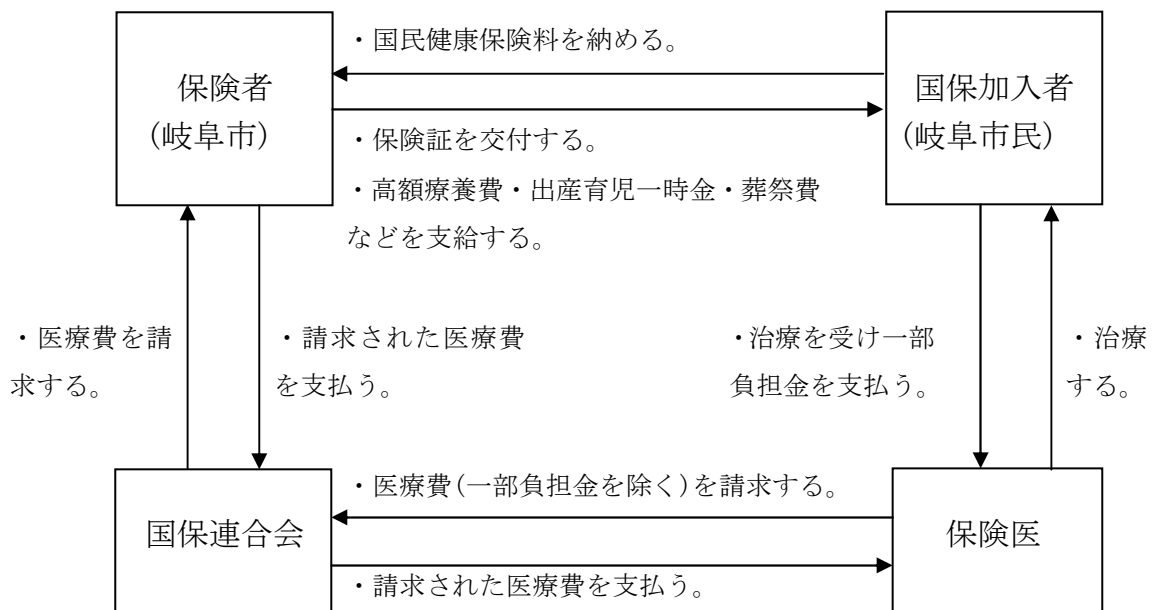
(2) 保険料の概要

ア 国民健康保険制度の概要

(ア) 国民健康保険制度

国民健康保険制度とは、国保加入者を対象として、病気・けが等の場合に、保険者(岐阜市)が、被保険者(市民)からの保険料、国が負担する国庫支出金及び都道府県からの補助金等を財源として保険給付を行う社会保険制度である。

(図 3-10) 国民健康保険制度の仕組み



(出所：平成 20 年版国民健康保険だより)

(イ) 国民健康保険料の徴収と滞納

保険料は、所得割、資産割、均等割及び平等割に基づき決定され、年間保険料を 6 月から 3 月の年 10 回に分割して、口座振替又は市指定の金融機関等へ

の払込により納付される。ただし、平成 20 年 10 月から年金からの特別徴収も可能となっている。

保険料の滞納があった場合は、延滞金が加算され、督促手数料も徴収する。ただし、通常の「被保険者証」の有効期間は 1 年であることから、「被保険者証」が交付されるとその後 1 年の間に滞納が発生した場合であっても、交付された「被保険者証」は有効のままの状態となる。

保険証は 4 月に更新されることから、事務処理の期間を考慮して 12 月時点で保険料の滞納状況を把握し、納期より 6 か月以上経過する保険料が 1 期以上ある者に対しては、有効期間が 6 か月の「短期被保険者証」を、納期より 1 年以上経過した保険料が 1 期以上あるものに対しては、「資格証明書」を 3 月中旬に発行する。また、「資格証明書」が発行されている者については、国民健康保険法第 9 条に基づき、かかった医療費はいったん全額自己負担となり、後日申請により保険診療相当分の払い戻しが行われる。また、有効期限を超えた「被保険者証」又は「短期被保険者証」を持参した場合も、医療費はいったん全額自己負担となる。

ただし、特別な事情が認められたとき、あるいは分割納付等により納付意思が認められた場合は、有効期間半年の「短期被保険者証」が再度交付される。

(ウ)減免制度

減免制度とは、国民健康保険法第 77 条及び岐阜市国民健康保険条例第 24 条に基づき、一定の理由から保険料の支払能力に欠けると認められた者は、保険料の減免措置を受けることができるという制度である。減免を受けようとする者は「保険料減免申請書」を提出し、必要に応じて申請事由を証明する書類を提出しなければならない。

申請者から提出された申請書類の内容を検討のうえ、減免の可否及び減免割合が決定されることから、保険料徴収の公平性と、経済的弱者救済を両立するため、その承認手続が厳格かつ適切に行われる必要がある。

イ 介護保険制度の概要

(ア)介護保険制度

介護保険制度とは、40 歳以上(適用除外施設入所者及び要件を満たさない一部の外国人を除く)のすべての者が加入し、その保険料によって介護が必要となった被保険者の介護関連費用の一部を賄うことによって、介護を社会全体で支える制度である。

65 歳以上の者(適用除外施設入所者及び要件を満たさない一部の外国人を除く。)は、すべて第 1 号被保険者となり、被保険者証が全員に交付される。これに対して 40 歳から 64 歳の医療保険加入者(適用除外施設入所者を除く。)は、第 2 号被保険者となり、要介護・要支援認定を受けた被保険者にのみ被保険者

証が交付される。

(イ)保険料とその徴収方法

40 歳から 64 歳の加入者に関する保険料については、加入している医療保険ごとの算出方法によって決定され、医療保険の保険料と併せて徴収される。一方、65 歳以上の加入者に関する保険料については、所得に応じて段階別に決定され、年金 18 万円以上(月額 1 万 5 千円以上)の人は、年金からの天引き(特別徴収)により、また年金 18 万円未満(月額 1 万 5 千円未満)の人は、市が送付する納付書に従って金融機関への払込等により個別に徴収される(普通徴収)。以上から、市の介護保険課において歳入として認識される保険料は、65 歳以上の被保険者に関するものとなる。

なお、65 歳以上の加入者に関する段階別保険料は、「(表 3-50)介護保険の保険料」のとおりである。

(表 3-50)介護保険の保険料

段階	対象者	算出方法	保険料年額
第 1 段階	生活保護受給の人 市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給の人	基準月額×0.5×12 月	23,600 円
第 2 段階	市民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額の合算額が 80 万円以下の人	基準月額×0.5×12 月	23,600 円
第 3 段階	市民税非課税世帯で第 2 段階対象者以外の人	基準月額×0.75×12 月	35,400 円
第 4 段階	市民税課税世帯で本人が市民税非課税の人	基準月額×1.0×12 月	47,200 円
第 5 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年間 200 万円未満の人	基準月額×1.25×12 月	59,000 円
第 6 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年間 200 万円以上の人	基準月額×1.5×12 月	70,800 円

(注) 基準月額は 3,934 円とし、保険料年額は 100 円未満切り捨てとする。

(出所：ぎふ市の介護保険)

(ウ)減免・減額制度

減免・減額制度とは、岐阜市介護保険条例第 24 条及び第 24 条の 2 に基づき、一定の理由から保険料の支払能力に欠けると認められた者は、保険料の減免・減額措置を受けることができるという制度である。減免・減額を受けようとする者は「保険料減免・減額申請書」を提出し、必要に応じて申請事由を証明する書類を提出しなければならない。

申請者から提出された申請書類の内容を検討のうえ、減免・減額の可否及び減免割合が決定されることから、保険料徴収の公平性と、経済的弱者救済を両立するため、その承認手続が厳格かつ適切に行われる必要がある。

(3)保険料の推移

ア 国民健康保険料

(ア)調定額等の推移

国民健康保険料の調定額等の推移は、「(表 3-51)国民健康保険料収納状況の推移」のとおりである。

(表 3-51)国民健康保険料収納状況の推移 (単位：千円)

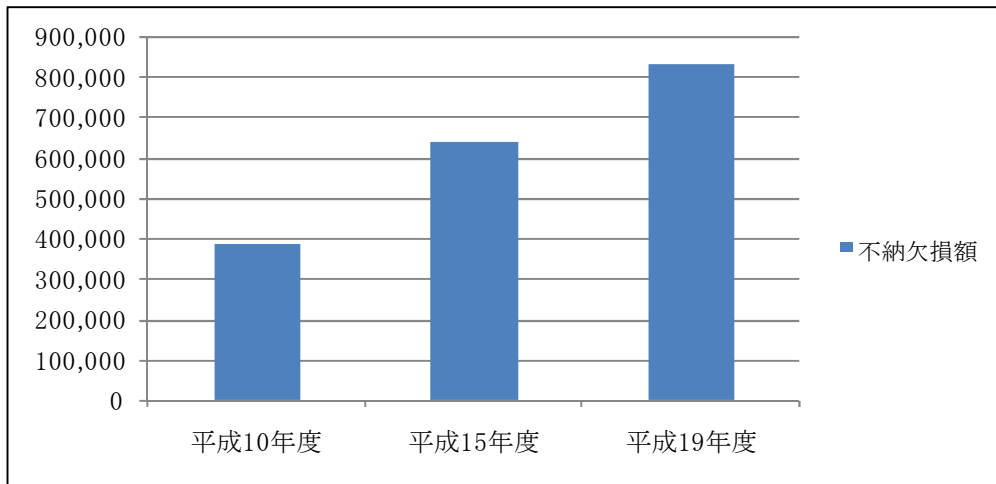
区分	平成 10 年度	平成 15 年度	平成 19 年度
調定額	14,034,053	16,156,579	17,285,185
収入済額	11,859,404	12,855,508	13,439,157
不納欠損額	382,812	635,507	813,616
収入未済額	1,791,836	2,665,564	3,032,411
収納率	84.5%	79.6%	77.8%

(出所：歳入歳出決算附属明細書)

「(表 3-51)国民健康保険料収納状況の推移」の不納欠損額を棒グラフで示すと、「(図 3-11)国民健康保険料不納欠損額の推移」のとおりである。

(図 3-11) 国民健康保険料不納欠損額の推移

(単位：千円)



「(図 3-11) 国民健康保険料不納欠損額の推移」から分かるように、平成 10 年度から不納欠損額は大きく増加しているが、これは調定額自体の増加と、収納率の低下の影響である。国民健康保険制度加入世帯の増加に伴い、調定額が増加している一方で、収納率は年々低下傾向にある。収納率は、平成 10 年度は 84.5%であったのに対して、平成 19 年度には 77.8%へと下落している。

(イ) 国民健康保険事業特別会計の歳入歳出の概況

国民健康保険事業特別会計の歳入歳出の概況は、「(表 3-52) 国民健康保険事業特別会計の歳入歳出の概況」のとおりである。

(表 3-52) 国民健康保険事業特別会計の歳入歳出の概況

(単位：千円)

項目	平成 10 年度		平成 15 年度		平成 19 年度	
	収入済額	構成比	収入済額	構成比	収入済額	構成比
保険料	11,859,405	37.6%	12,865,935	33.0%	13,451,023	28.4%
保険税	—	—	—	—	14,103	0.0%
使用料及び手数料	3,237	0.0%	3,704	0.0%	7,558	0.0%
国庫支出金	10,745,633	34.1%	14,012,872	35.9%	12,051,807	25.4%
療養給付費交付金	3,033,125	9.6%	4,307,574	11.0%	8,376,843	17.7%
県支出金	53,103	0.2%	281,159	0.7%	2,099,111	4.4%
共同事業交付金	458,315	1.5%	804,191	2.1%	4,431,409	9.3%
繰入金	3,197,964	10.1%	4,093,980	10.5%	4,254,454	9.0%
繰越金	2,121,116	6.7%	2,578,528	6.6%	2,611,158	5.5%
雑入	79,781	0.3%	60,934	0.2%	106,615	0.2%
歳入合計	31,551,680	100.0%	39,008,877	100.0%	47,404,083	100.0%

(単位：千円)

項目	平成 10 年度		平成 15 年度		平成 19 年度	
	支出済額	構成比	支出済額	構成比	支出済額	構成比
総務費	618,285	2.1%	620,166	1.7%	1,305,086	2.9%
保険給付費	19,736,438	67.5%	22,207,072	61.4%	28,893,958	63.6%
拠出金	8,842,766	30.2%	11,491,232	31.8%	12,820,157	28.2%
介護納付金	—	—	1,831,878	5.1%	2,332,692	5.1%
保険事業費	46,405	0.2%	25,157	0.1%	46,833	0.1%
歳出合計	29,243,894	100.0%	36,175,506	100.0%	45,398,727	100.0%

(出所：歳入歳出決算附属明細書)

保険料が増加傾向にあるのは、加入世帯数が平成 10 年度は 70,114 世帯、平成 19 年度は 86,396 世帯と、約 23.2%の増加となっている影響である。またこの世帯数の増加と、高齢化社会の影響もあって保険給付費が増加傾向にある。

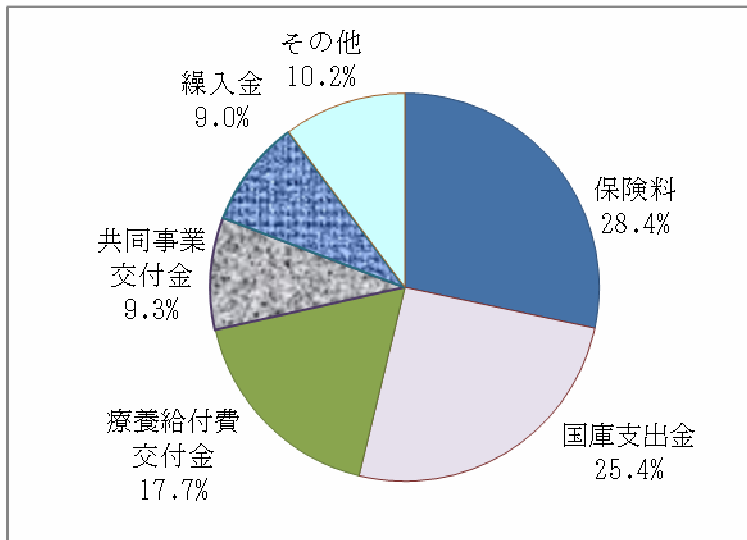
また、平成 17 年度より定率国庫負担が減少し、その補填として県調整交付金が導入された影響で、歳入のうち国庫支出金に関しては減少傾向、県支出金に関しては増加傾向にある。

さらに、平成 18 年 10 月より開始された保険財政安定化のための事業に関して、交付金及び拠出金が計上されている影響で、歳入のうちの共同事業交付金及び歳出のうちの拠出金がともに増加傾向にある。

最後に、総務費が増加傾向にあるが、この内訳には一般被保険者から退職被保険者への資格遡及振替により発生した国庫返還金が、平成 19 年度については 531 百万円含まれている影響である。

次に、「(表 3-52)国民健康保険事業特別会計の歳入歳出の概況」の平成 19 年度歳入を円グラフで示すと、「(図 3-12)平成 19 年度国民健康保険歳入の構成」のとおりである。

(図 3-12) 平成 19 年度国民健康保険事業収入の構成



「(表 3-52) 国民健康保険事業特別会計の歳入歳出の概況」及び「(図 3-12) 平成 19 年度国民健康保険事業収入の構成」から分かるように、国民健康保険事業収入の大部分を占めるのは、保険料、国庫支出金及び各交付金であることから、収入確保のために市が行う対策としては保険料徴収を確実に行うことである。

イ 介護保険料

(ア) 調定額等の推移

介護保険料の調定額等の推移は、「(表 3-53) 介護保険料収納状況の推移」のとおりである。

(表 3-53) 介護保険料収納状況の推移

(単位：千円)

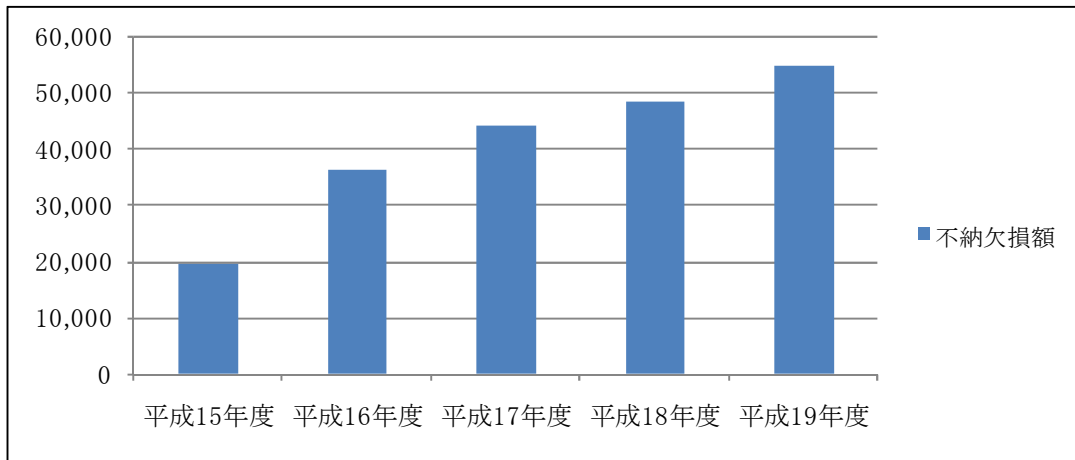
区分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
調定額	3, 170, 434	3, 261, 831	3, 388, 578	4, 314, 564	4, 511, 712
収入済額	3, 052, 067	3, 116, 520	3, 220, 687	4, 123, 015	4, 302, 525
(うち還付未済額)	3, 278	3, 670	3, 688	5, 302	5, 728
不納欠損額	19, 592	36, 072	43, 936	48, 354	54, 579
収入未済額	102, 053	112, 909	127, 643	148, 497	160, 336
収納率	96. 3%	95. 5%	95. 0%	95. 6%	95. 4%

(出所：歳入歳出決算附属明細書)

「(表 3-53) 介護保険料収納状況の推移」の不納欠損額を棒グラフで示すと、「(図 3-13) 介護保険料不納欠損額の推移」のとおりである。

(図 3-13)介護保険料不納欠損額の推移

(単位：千円)



「(図 3-13)介護保険料不納欠損額の推移」から分かるように不納欠損額は増加し続けている。介護保険制度は平成 12 年度から導入されたため、平成 12 年度及び平成 13 年度は保険料の徴収凍結や負担軽減措置が図られており、平成 15 年度の不納欠損処理分には軽減期間中の保険料も含まれている影響で、不納欠損額は比較的抑えられていた。また、被保険者の増加に伴い、保険料の調定額が増加傾向にある影響で、不納欠損額が年々増加してきている。

(イ)介護保険事業特別会計の歳入歳出の概況

介護保険事業特別会計の歳入及び歳出の概要は、「(表 3-54)介護保険事業特別会計の歳入歳出の概況」のとおりである。

(表 3-54)介護保険事業特別会計の歳入歳出の概況

(単位：千円)

項目	平成 10 年度		平成 15 年度		平成 19 年度	
	収入済額	構成比	収入済額	構成比	収入済額	構成比
保険料	—	—	3,052,067	17.5%	4,302,526	19.8%
使用料及び手数料	—	—	687	0.0%	1,171	0.0%
交付金	—	—	5,193,839	29.7%	6,223,134	28.6%
国庫支出金	—	—	3,947,028	22.6%	4,561,805	21.0%
県支出金	—	—	2,008,361	11.5%	3,051,987	14.0%
財産収入	—	—	275	0.0%	1,175	0.0%
繰入金	—	—	3,023,260	17.3%	3,132,034	14.4%
繰越金	—	—	143,305	0.8%	355,178	1.6%
雑入	—	—	94,610	0.5%	111,073	0.5%
歳入合計	—	—	17,463,431	100.0%	21,740,082	100.0%

(単位：千円)

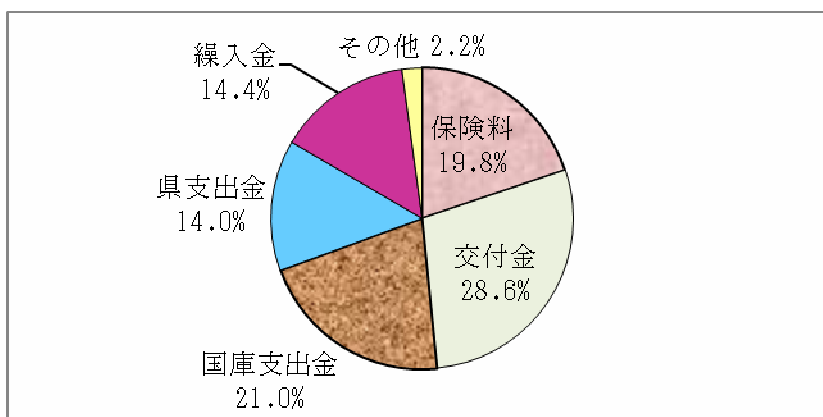
項目	平成 10 年度		平成 15 年度		平成 19 年度	
	支出済額	構成比	支出済額	構成比	支出済額	構成比
総務費	—	—	472,944	2.7%	544,166	2.6%
地域支援事業費	—	—	—	—	414,451	1.9%
保険給付費	—	—	16,933,853	97.2%	20,358,068	95.4%
財産安定化基金拠出金	—	—	18,456	0.1%	21,612	0.1%
歳出合計	—	—	17,425,254	100.0%	21,338,296	100.0%

(出所：歳入歳出決算附属明細書)

保険料が増加傾向にあるが、65 歳以上の被保険者は、平成 15 年度は 79,246 人、平成 19 年度は 93,539 人と約 18.0%の増加となっている。また、保険給付費も増加傾向にあるが、これは認定者数の増加の影響であり、年度末時点での認定者数は平成 15 年度の 13,228 人から、平成 19 年度の 15,735 人へと約 19.0%の増加となっている。

なお、「(表 3-54)介護保険事業特別会計の歳入歳出の概況」の平成 19 年度歳入を円グラフで示すと、「(図 3-14)平成 19 年度介護保険歳入の構成」のとおりである。

(図 3-14)平成 19 年度介護保険歳入の構成



「(表 3-54)介護保険事業特別会計の歳入歳出の概況」及び「(図 3-14)平成 19 年度介護保険歳入の構成」から分かるように、介護健康保険事業歳入の大部分を占めるのは、保険料、交付金及び各支出金であることから、市が歳入確保のために行える対応として最も有効なものは、保険料徴収を確実に行うことである。

(4) 滞納整理の概要

ア 国民健康保険料

国民健康保険料は、国民健康保険法第 110 条に基づき、2 年経過時点で時効消滅となってしまう。そのため、市のあるべき歳入を確保し、また保険料徴収の公平性を確保するためには、滞納があった場合に迅速な対応を行うことにより、徴収を確実に行う必要がある。

国保・年金課では、納付期日後約 20 日経過時点で「督促状」を発送し、5 月、9 月、12 月の年 3 回「催告書」を、6 月の年 1 回「警告書」を、必要に応じて「差押事前通知書」を発送している。また、早期滞納者を対象に休日徴収を行い、分割納付不履行者を対象に電話催告を行うとともに、長期滞納者や福祉医療受給世帯を対象に昼間訪問を行っている。高額滞納者に関しては定期的に担当者が自宅訪問を行い、納付相談を行っており、高額滞納者のうち悪質と判断される者に関しては預金調査を実施し、保険料の徴収が可能と判断される場合は、預金の差押えを行っている。

回収のための、担当者教育という観点から、県等が開催する研修会に職員を参加させるとともに、研修後は職員の報告も兼ねて、収納グループ職員の研修を行っている。また、収納嘱託員については、収納グループリーダーを中心に、年 3 回程度研修を行っている。

イ 介護保険料

介護保険料は、介護保険法第 200 条に基づき、2 年経過時点で時効消滅となってしまう。そのため、市のあるべき歳入を確保し、また保険料負担の公平性を確保するために滞納があった場合には迅速な対応を行うことにより、徴収を確実に行う必要がある。

介護保険課では、納付期日後 1 か月以内に「督促状」を、また督促状発送後 2 か月以内(年間 6 回の偶数月)に「催告書」を発送している。催告書の発送後も未納額の減少が認められない者に対しては、毎月最終週に夜間を含め電話催告を実施している。電話による納付指導の際は、保険料が完納されていない場合には、法律の定めにより保険給付が制限される旨を説明し、納付を促すよう努めている。また、一括納付が困難と認められる場合は「納付誓約書」を活用し、分割納付を勧めている。

(5) 監査手続の概要

ア 国民健康保険料及び介護保険料の未収金に共通する事項

- ①滞納保険料回収時の滞納債権の消込方法について検討を行った。
- ②滞納管理に関する資料について確認を行った。

イ 国民健康保険料の未収金

- ①平成 19 年度に提出された「保険料減免申請書」全 216 人より、任意に 50 人を抽出し、申請書、申請者からの提出書類及び「減免取扱要綱」との照合を行い、減免申請手続と減免承認の適切性について検討を行った。
- ②資産の差押えに関する基準を確認するとともに、実際に行われた差押えの十分性について検討を行った。
- ③督促状、催告書及び警告書(以下、「督促状等」とする。)の発送状況を確認し、督促行為の適切性について検討を行った。
- ④「短期被保険者証」の交付状況を把握し、滞納者に対する処置が適切に行われているかについて検討を行った。
- ⑤滞納保険料の徴収に有用な情報が、市の各課において共有化されているかについて検討を行った。

ウ 介護保険料の未収金

- ①督促状等の発送に関する網羅性を確認するため、督促状等の作成後に発送を中止した者が集計されている「引抜きリスト」からサンプルを抽出し、引抜き処理が妥当な理由に基づくものであったかの検討を行った。
- ②滞納保険料の徴収に有用な情報が、市の各課において共有化されているかについて検討を行った。

(6) 監査の結果

ア 国民健康保険料

(ア) 減免処理

- ①減免申請に関する書類保管を徹底すべきである。【指摘】

「保険料減免申請書」のサンプル 50 人中 10 人について、申請者から提出された、申請理由を証明する書類の保管がなされていなかった。申請書が提出された場合には、実際に証明書類にて申請根拠の实在性を確認したうえで、申請書を受理しているとのことであるが、事後的に減免処理の適切性を確認できない状態となっている。主に、申請者が証明書類のコピーを提出することを拒否した場合である。

提出書類は、個人の特殊な事情を記載したものであり、申請者がその保管を拒否する可能性もあるが、そもそも減免手続は本来課されるべき保険料を各種の事由により免除するものであり、保険料負担の公平性を確保するためにも、減免手続を厳重な管理のもとで行うべきである。また、「岐阜市国民健康保険条例」第 24 条第 2 項には「前項の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。」と明記されており、減免を申請する際には、その理由を証明する書類の提出が

不可欠であることは明白である。よって、証明書類を個人情報として厳重に管理する旨を申請者に知らせたうえで、証明書類のコピー等を確実に保管すべきである。

(イ)滞納整理

①資産の差押えに関する基準の明確化、預金調査対象範囲の拡大、及び差押え対象となる資産範囲の拡大をすべきである。【指摘】

平成 18 年度までは、従来行っていた預金調査はいったん中止していたが、平成 19 年度より預金調査を再開した。また固定資産や給与等、預金以外の資産については現在差押えの検討対象となっておらず、預金調査のみを実施している状態である。預金調査の実施状況は「(表 3-55)預金調査及び差押えの概要」のとおりである。

(表 3-55) 預金調査及び差押えの概要

(単位：人数)

項目	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
預金調査実施人数	-	-	-	-	66
預金の差押え実施人数	-	-	-	-	2

(出所：平成 19 年度国民健康保険料に係る差押えの経緯)

預金調査は国保・年金課にて独自に行っている訳ではなく、納税課が滞納税額徴収のために月 3 回程度実施している預金調査に依存しているため、納税課の制限により月に約 10 人程度が預金調査の対象とされているに過ぎない。よって、現在は支払能力があるにもかかわらず滞納しているなど明らかに悪質で、かつ滞納額が高額となっている者を抽出し、極めて限定的に調査を行っている状態である。市が定めた一定額(30 万円)以上の高額滞納者は平成 20 年 8 月 28 日現在で 1,768 件であり、預金調査対象が不十分であると考えられる。

また、預金調査の結果を受けて、実際に預金の差押えを実施するか否かの判断基準も明確にされていない。

預金調査に関して発生する費用は、コピー代等の実費のみであり、手数料等も発生しないことから、預金調査拡大によって支出が増大する可能性もなく、費用対効果が明らかに低いとはいえない。よって、国保・年金課独自で預金調査を銀行等に依頼することにより、預金調査対象者を拡大し、差押え可能な資産の把握に努めるとともに、差押えに関する明確な金額基準等を定めることにより、公平かつ公正な判断を行うべきである。

また、平成 19 年度に実施された預金調査結果を基に、預金調査を厳格に行ったならば回収できたであろう滞納保険料の試算を「(表 3-56) 預金調査による回収可能額試算」にて行った。

(表 3-56) 預金調査による回収可能額試算 (単位：千円)

項目	平成 19 年度
差押による保険料の回収額(①)	2,049
預金調査対象者の滞納額(②)	37,593
預金調査による回収率(③＝①÷②)	5.5%
高額滞納者の滞納額(④)	940,141
回収可能試算額(⑤＝③×④)	51,242

(出所：①②④国保・年金課作成資料)

なお、「(表 3-56) 預金調査による回収可能額試算」中の「預金調査対象者の滞納額(②)」及び「高額滞納者の滞納額(④)」については、預金調査実施時点での滞納額の把握が困難なことから、預金調査実施対象者に関する監査実施時点での滞納保険料残高を集計したものであるとしている。

この試算は、あくまで基準が明確化されていないなかで実施された平成 19 年度の預金調査結果に基づくものであることから、回収率は約 5.5%となっているが、対象者範囲の拡大によっては 51 百万円の回収が可能であったことになる。対象者の選定基準をさらに精緻化させ効率性の高い調査を実施することにより「預金調査による回収率(③)」は上昇すると考えられる。

最後に、差押えの対象範囲について、現状は預金調査を行っているのみであり、固定資産や給与等の差押えは実施していない。しかし、高給与所得者であっても保険料を滞納しているという状況も考えられることから、国民健康保険制度の公平性を確保するためにも、差押え対象となる資産の範囲を拡大することで、より確実に保険料の徴収を行うことが望まれる。

②督促行為の網羅性を確保すべきである。【指摘】

所在不明や郵便物未達となる者については、督促状等の発送対象から除外し、発送を中止するという引抜き処理を行っている。また、引抜き処理は担当者の判断で行っており、上席者の承認等を行われていないことから、督促行為の網羅性確保に関する機能が不十分であると考えられる。

保険料という歳入確保のために、督促行為は重要な役割を果たすものであり、担当者の判断により督促を中止できるという状態は適切でない。引抜き処理に当たっては、上席者の承認を得る等の統制機能を構築するとともに、引抜き処理について網羅的に把握できるよう管理資料を保管する必要がある。

③滞納管理資料の整備が望まれる。【意見】

保険料滞納者に対して市が実施している対策は、基本的には「督促状」、「催告書」及び「警告書」の発送、嘱託員による訪問徴収並びに職員による電話催告等である。

ただし、督促時に、その時点で滞納者のリストを出力し、リストに基づいて督促手続を行っているのみであり、滞納管理という機能が不十分である。高額滞納者リストや所得層別の滞納状況は把握されているが、例えば滞納保険料の年齢調べや、滞納月数と不納欠損処理の関係等、様々な角度からの分析を行い、督促や資産の差押えの方針に役立てるなど、効果的な対策が行われていない。

よって、滞納管理に資するような分析資料の整備により、保険料の督促・徴収行為をより効果的・効率的なものとするのが望まれる。

イ 介護保険料

①督促状の発送を中止する引抜き処理に関して明確な基準を定めるとともに、承認手続等の統制機能の強化が望まれる。【意見】

督促状等の作成後に、作成した督促状等の発送を中止した一部の者が集計されている「引抜きリスト」のうち、サンプルとして平成19年度4月、5月及び6月に発送された督促状に関する引抜き及び平成19年度5月に発送された催告書に関する引抜きを抽出し、保険料を管理するシステムより各対象者の「収納情報」画面を確認した。

その結果、1人については郵便物不達という理由であったが、その他の全対象者については、督促状又は催告書の作成日と、発送日の間に約1週間という時差があることから、その間に保険料が納付されたことを理由としての引抜きであった。よって、サンプル中には、督促状等を発送すべきにも拘らず引抜きが行われたという事実は発見されなかった。この結果、督促状等の発送手続は網羅的に行われているとの心証を得られた。

ただし、当該処理は担当者の判断で行っており、上席者の承認等は特に要求されていない。督促状等は、滞納者に対する警告的性質を持つ一方で、督促すべきでない者へ誤って発送してしまった場合には市の業務管理に対する不信感を招きかねない。そのため、督促状等の発送については細心の注意を払い、発送対象者の選別行為は厳格なものとするべきである。

以上から、引抜き処理に当たっては、上席者の承認を得る等の統制機能を構築することによって、事務手続の精度を高めることが望まれる。

②保険料の徴収行為に対する職員への評価など、徴収の動機づけとなるものの整備が望まれる。【意見】

現状は、徴収を行った職員に対する特別手当等は何もなく、滞納保険料を徴収しても何も評価が行われない状態であり、職員の徴収行為への動機付けとなるものは存在していない。「(6)ウ 督促手続」に記載のとおり、督促状及び催告書の発送や、毎月の電話催告は行われているが、加入者の介護保険制度自体への理解が得られず保険料が徴収できない場合も多くある。

しかし「(表 3-53) 介護保険料収納状況の推移」のとおり、毎年約 5 千万円近くの不納欠損処理が行われており、徴収すべき保険料が回収されないまま時効となっているのが実情であることから、滞納保険料徴収に関する具体的な対策をとる必要がある。そのためにも、各職員の徴収努力を評価する体制を構築するとともに、介護保険制度に対する理解がある程度認められる加入者については、訪問により詳細な説明を行うなど、各加入者に応じた適切な対応をとることで、保険料納付を積極的に促すことが望まれる。

③滞納管理資料の整備が望まれる。【意見】

保険料滞納者に対して市が実施している対策は、基本的には「督促状」及び「催告書」の発送並びに職員による電話催告である。

ただし、督促時に、その時点で滞納者のリストを出力し、リストに基づいて督促手続を行っているのみであり、滞納管理という機能が不十分である。例えば滞納保険料の期別調べや、滞納月数と不納欠損処理の関係等、様々な角度からの分析を行い、効果的な対策が行われていない。

よって、滞納管理に資するような分析資料の整備により、保険料の督促・徴収行為をより効果的・効率的なものとするのが望まれる。

7 徴収事務に共通する意見

(1) 賦課漏れ

ア 監査手続の概要

市の保有する主な債権に関する収入につき賦課漏れ防止策のアンケートを実施し回答につき考察した。

イ 監査の結果

①賦課漏れ防止策を講じていない国保・年金課、土木管理課は、賦課漏れを防止することが望まれる。【意見】

賦課漏れ防止策として、各債権が講じている防止策の一覧は「(表 3-57) 賦課漏れ防止策一覧」のとおりである。

(表 3-57) 賦課漏れ防止策一覧

担当課	区分	賦課漏れ防止策
市民税課	個人市民税	①申告業務終了後、課税資料の提出がない等一定の基準に該当する世帯一覧を作成する。 ②一覧表の世帯に市県民税申告書を送付する。 ③一覧表から一定の基準に従い抽出し、個別実地調査を行う。 ④③以外に、支払調書からも別途抽出を行う。
市民税課	法人市民税	①未申告リストを毎月出力、申告調査を行う。 ②修正申告のリストが、各税担当から送付され、チェックを行う。
市民税課	事業所税	①前年度対象者へ申告書の送付を行う。
資産税課	固定資産税(建物)	①登記簿チェックを行う。 ②確認申告チェックを行う。 ③建設リサイクル法チェックを行う。 ④航空写真チェック(前期比較)を行う。
資産税課	固定資産税(償却資産)	①国税資料との照合を行う。 ②実地調査を実施する。 ③法人設立情報の提供を受ける。 ④屋外広告物の許可台帳の閲覧を行う。
諸税課	軽自動車税	①軽自動車協会から送付された申告書を点検し、住民情報、課税台帳と照合し入力する。 ②不明な点は軽自動車協会に確認後入力する。 ③①、②で全件入力し、出力リストと申告書の照合チェックを行う。

担当課	区分	賦課漏れ防止策
国保・年金課	国民健康保険料(税)	特になし。
介護保険課	介護保険料	住民基本情報の提供を受け、資格漏れの確認をする。
土木管理課	占有料	特になし。
住宅課	使用料	①収入に関する報告書の提出を受ける。 ②収入に関する報告書と住民基本台帳との照合(サンプルベース)を行う。 ③振込の場合、半年に一度家賃振込通知書を発行する。

(出所：アンケート結果)

賦課漏れを防止するために、市の主要な収入については賦課漏れが生じないための対策を講じている一方で、防止策を特に講じていない収入もある。

そのため、防止策を講じていない債権については、防止策を講じることが望まれるが、「(表 3-57) 賦課漏れ防止策一覧」の防止策についても、以下の問題点が発見されている。

市民税、固定資産税(土地、建物及び償却資産)については、「第 3 1 市税 (6) 監査の結果①②⑤」及び、占有料については、「第 3 3 使用料及び手数料 (7) 監査の結果①⑦」に記載のとおり、現地調査を定期的の実施し、過去と現在の比較を実施すること等により効率的に賦課漏れを発見し防止することが望まれる。

(2) 減免処理

ア 監査手続の概要

市の保有する主な債権に関する収入につき減免の実施状況に関するアンケートを実施し回答につき考察した。

イ 監査の結果

収入未済額が発生している債権のうち、減免制度が設けられているのは、「(表 3-58) 各債権の減免制度の根拠条文一覧」のとおりである。

(表 3-58) 各債権の減免制度の根拠条文一覧

担当課	区分	根拠条文
資産税課	市税(固定資産税)	岐阜市税条例第 68 条 市税の減免内規第 2 条
市民税課	市税 (個人市民税、法人市民税)	岐阜市税条例第 44 条 市税の減免内規第 1 条
市民税課	市税(事業所税)	岐阜市税条例第 146 条の 20 市税の減免内規第 4 条
諸税課	市税(軽自動車税)	岐阜市税条例第 100 条 市税の減免内規第 3 条
国保・年金課	国民健康保険料(税)	岐阜市国民健康保険条例第 24 条 岐阜市国民健康保険料減免取扱要綱
介護保険課	介護保険料	岐阜市介護保険条例第 24 条
保育事業課	保育所運営費負担金	岐阜市保育料減免等取扱要領
福祉政策課	災害援護資金貸付金元利収入	災害弔慰金の支給等に関する法律第 13 条・岐阜市災害弔慰金の支給等に関する条例第 15 条・岐阜市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則第 13 条
教育政策課	育英資金貸付金元利収入	岐阜市育英資金貸付に関する条例及び施行規則
人権啓発センター	住宅建築資金貸付金元利収入	契約上の条項

(出所：アンケート結果)

市からのアンケートの結果、平成 19 年度に減免制度が適用されている実績は、「(表 3-59)減免制度の利用状況」のとおりである。

(表 3-59)減免制度の利用状況

(単位：千円)

区分	平成 19 年度 調定額	平成 19 年度 減免適用額	減免率
固定資産税	30,486,197	119,800	0.4%
市民税	33,258,272	14,817	0.0%
事業所税	1,316,930	22,571	1.7%
軽自動車税	544,617	4,464	0.8%
保育所運営費負担金	1,326,006	－	－
災害援護資金貸付金元利収入	16,167	－	－
育英資金貸付金元利収入	92,019	719	0.7%
住宅建築資金貸付金元利収入	50,142	－	－
国民健康保険料(税)	17,285,185	15,051	0.1%
介護保険料	4,511,712	389	0.0%

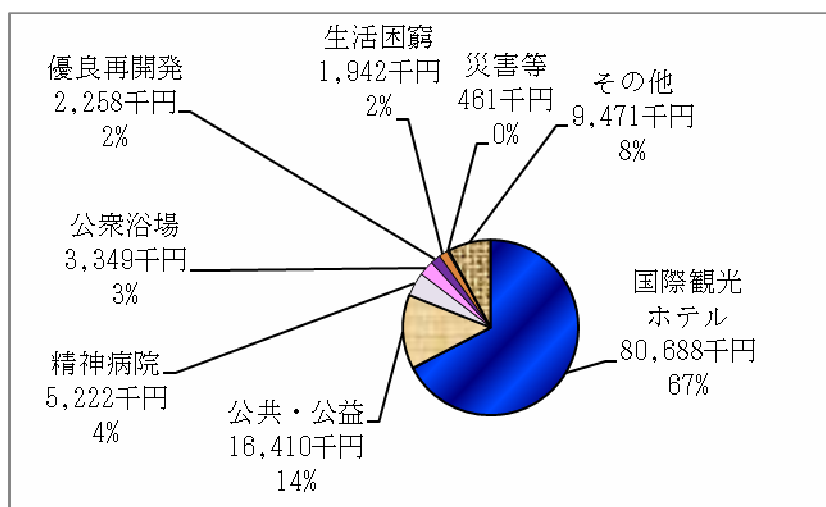
(出所：アンケート結果)

(注)減免率＝減免適用額／調定額

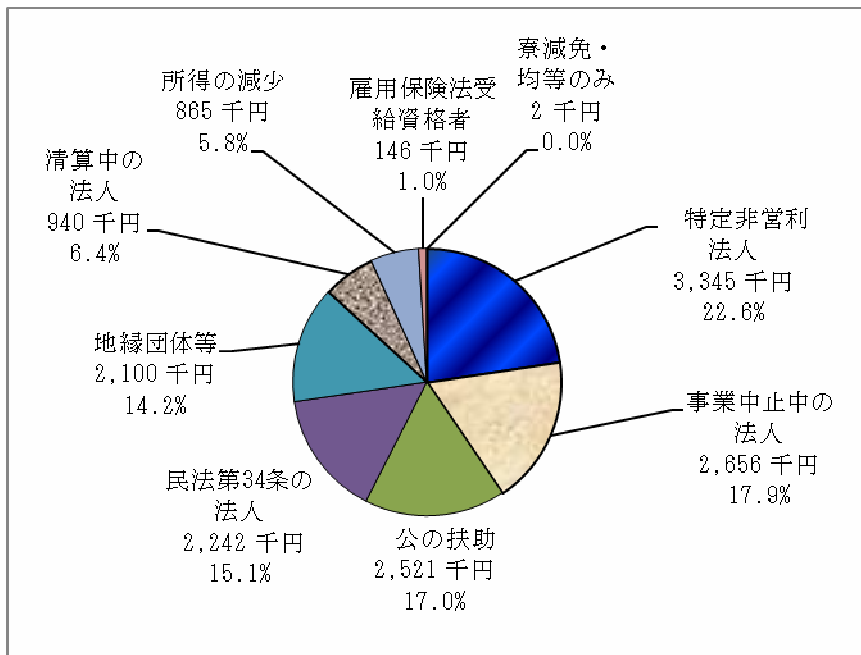
「(表 3-59)減免制度の利用状況」のとおり保育所運営費負担金、災害援護資金貸付金元金利収入、住宅建築資金元利収入については、減免制度があるにもかかわらず、まったく利用がない。

平成 19 年度に 10,000 千円以上減免制度を利用した適用理由を未収金別に分類すると、以下のとおりである。

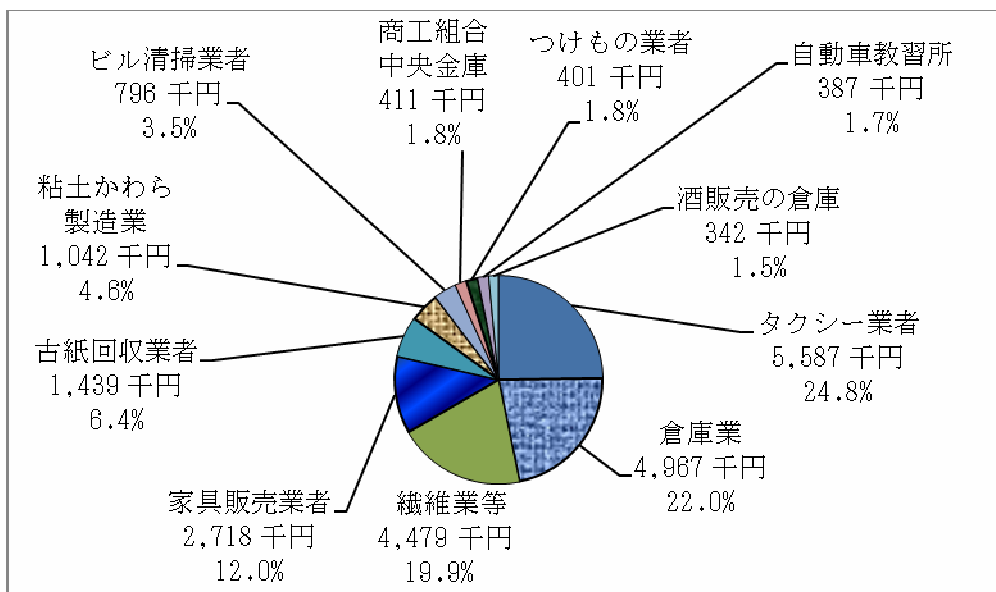
(図 3-15)固定資産税の減免理由の分布



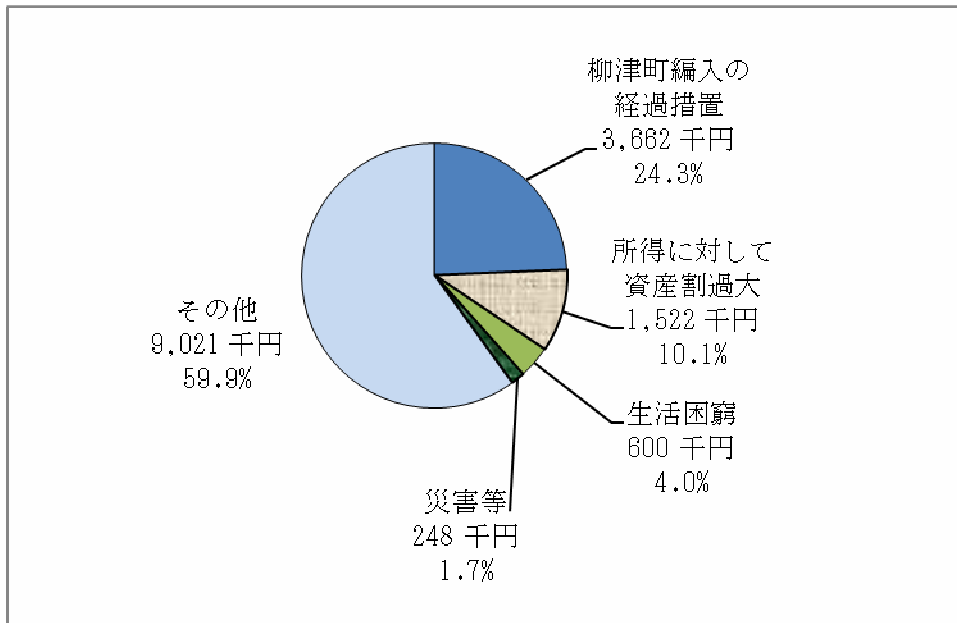
(図 3-16) 市民税の減免理由の分布



(図 3-17) 事業所税の減免理由の分布



(図 3-18) 国民健康保険料(税)の減免理由の分布



(出所：アンケート結果)

事業所税の減免適用はさまざまな業種に分かれるが、適用業種は自治省からの通知及び内かんに基づいており、市独自で減免規定としたものはなく、特に不公平とまではいえない。

8 滞納事務に共通する意見

(1) 未収金に対する回収不納見込額の試算

ア 監査手続の概要

市の保有する主な債権は、収入未済額として決算説明資料に記載されているが、その債権に対する回収不納見込額について試算し、市がホームページで公表している金額と比較し、その差異について考察する。

イ 監査の結果

①ホームページで市が公開しているバランスシートの資産の範囲及び主な評価方法を注記することが望まれる。【意見】

公会計では、回収不納見込額の計算は以下の計算方法で行われている。

$$\frac{\text{過去5年間の不納欠損累計額}}{\text{過去5年間の滞納繰越収入額累計}}$$

回収不納見込額は、上記の計算方法にて試算した金額である。市が平成19年度の決算内容について、ホームページで公開している「(表3-60)岐阜市バランスシートの未収金」の未収金は、範囲及び評価方法について注記で開示することが望まれる。

(表3-60)岐阜市バランスシートの未収金 (単位：千円)

項目	平成19年度
地方税	7,077,085
その他	1,710,715
未収金合計	8,787,800

(出所：岐阜市バランスシート)

(2) 債権回収追加コスト

ア 監査手続の概要

市の保有する主な債権の回収業務について追加コストについて各課にアンケートを実施し、その回収結果について考察した。

イ 監査の結果

①滞納者への嘱託職員や市職員による超過勤務による回収については、課により効率性にばらつきが生じており、市全体で個別訪問の実施に関する方針を設けることが望まれる。【意見】

債権の発生する主要な課について回収業務についてアンケートを実施した結果、追加コストが生じている課の経費率は、以下のとおりである。

(表 3-61)平成 19 年度債権回収コスト追加経費負担率

(単位：％)

項目	環境事業課	国保・年金課	納税課	保育事業課	教育政策課
	衛生手数料	国民健康保険料(税)	市税	保育所運営費負担金	育英資金貸付金元利収入
嘱託職員 徴収経費率	53.3%	5.6%	－	－	3.9%
市職員超過勤務徴 収経費率	59.0%	10.7%	17.8%	96.6%	－

(出所：アンケート結果)

(注)嘱託職員徴収経費率＝徴収のために嘱託職員へ支払った額 / 嘱託職員が徴収した額

市職員超過勤務徴収経費率＝徴収のために市職員へ支払った超過勤務手当

/ 市職員が超過勤務時に徴収した額

環境事業課や保育事業課では、嘱託職員や市職員による超過勤務による徴収は経費がかかって効率的であるとはいえない。滞納者への嘱託職員や市職員による超過勤務による回収については、課により効率性にばらつきが生じており、負担の公平性との兼合いを踏まえる必要もあるが、市全体で個別訪問の実施に関する方針を設けることが望まれる。

(3) 不納欠損処理

ア 監査手続の概要

市の保有する主な債権につき不納欠損理由に関するアンケートを実施し、理由について考察した。

イ 結果

①時効が短期間で成立してしまう国民健康保険料(税)、介護保険料については、債権を早期に回収できる手法を検討することが望まれる。【意見】

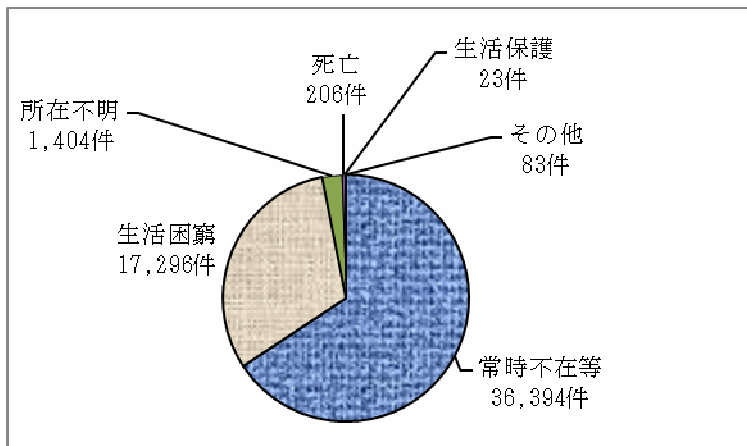
市からのアンケート結果、主な債権の時効成立年数を要約すると、以下のとおりである。

(表 3-62) 主要債権の時効成立年数と根拠条文一覧

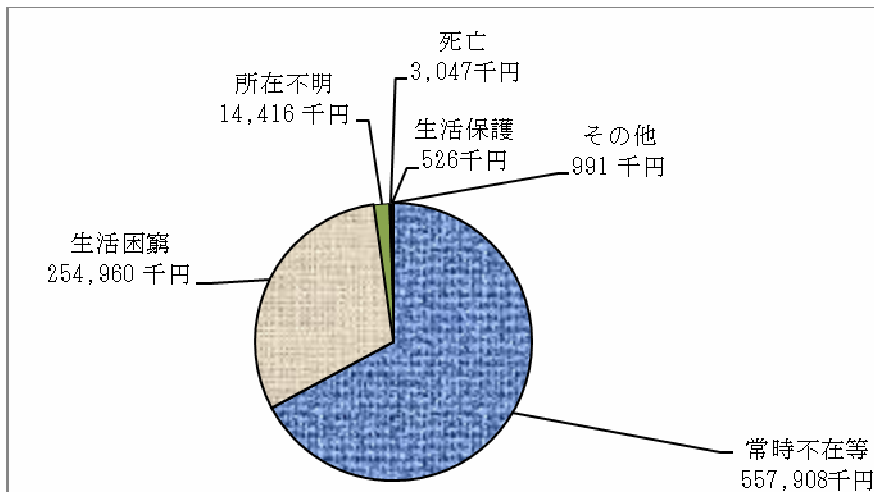
区分	市税	保育所運営費負担金、老人保護措置費負担金、道路使用料及び橋梁使用料	使用料	国民健康保険料(税)、介護保険料
時効の成立年数	5 年	5 年	通常は地方自治法により 5 年、裁判所の退去命令による退去時については民法により 10 年	2 年 (国民健康保険税は、5 年)
担当課	納税課	保育事業課、高齢福祉課、土木管理課	住宅課	国保・年金課、介護保険課
時効による不納欠損処理の根拠法規名及び条文名	地方税法第 18 条	地方自治法第 236 条	地方自治法第 236 条、民法第 167 条	国民健康保険法第 110 条(国民健康保険税は、地方税法第 18 条)、介護保険法第 200 条

(出所：アンケート結果)

(図 3-19) 平成 19 年度国民健康保険料不納欠損理由別分布 (件数)



(図 3-20) 平成 19 年度国民健康保険料不納欠損理由別分布 (金額)



(出所：アンケート結果)

時効が短期間に成立する国民健康保険料(税)及び介護保険料については、「(図 3-19) 平成 19 年度国民健康保険料不納欠損理由別分布(件数)」及び「(図 3-20) 平成 19 年度国民健康保険料不納欠損理由別分布(金額)」の不納欠損理由分布にあるように市税、負担金及び使用料の場合と相違し、不納欠損理由に、常時不在等という理由が記載された金額及び件数の割合が最も高かった。どこまでコストをかけて徴収するかは、市全体で負担公平の観点から方針を決めることが望まれるが、あらかじめ連絡をとり面会等の予約をとってから訪問するなどの手間をかけることが望まれる。

9 未収金及び貸付金に係る個人情報の取扱い

(1) 監査対象

監査対象とした未収金及び貸付金に係る個人情報の取扱いは、「(表 3-69) 未収金及び貸付金に係る個人情報の監査対象」のとおりである。

(表 3-69) 未収金及び貸付金に係る個人情報の監査対象

未収金及び貸付金に係る個人情報の業務内容	監査対象課
個人情報に関する条例、規則その他文書の案の審査	行政部行政課
電子計算組織利用業務のシステム及びプログラムの開発に関する業務	行政部情報システム課
市民税等の滞納者への督促、徴収及び滞納処分に関する業務	財政部納税課
財政部内の税務各課の個人情報保護に関する業務	財政部税制課
福祉部内の個人情報保護に関する業務	福祉部該当課
国民健康保険の保険料滞納者への督促、徴収及び滞納処分に関する業務	市民生活部国保・年金課

(注) 福祉部該当課とは、福祉部において未収金及び貸付金に係る個人情報を有する福祉政策課、介護保険課、生活福祉課、障がい福祉課、日野恵光学園、高齢福祉課、子ども家庭課、保育事業課をいい、以下、福祉部該当課ということとする。

(2) 岐阜市における個人情報保護制度の概要

ア 地方公共団体における個人情報保護

「個人情報の保護に関する法律」の第 11 条に基づき、政府は、地方自治体に対し「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(以下「行政機関の個人情報保護に関する法律」)及び「行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」(以下「個人情報に関する指針」)を参考にして条例制定・改正を行うことを求めている。これを受け、総務省は、各都道府県・市区町村に対し、条例の制定を要請し、平成 17 年度末までにすべての都道府県・市区町村が条例を制定している。

市では、この要請にいち早く対応し、行政管理部行政室(当時)の主導のもと、平成 3 年に制定された「岐阜市個人情報保護条例」(以下「個人情報保護条例」)及び「岐阜市個人情報保護条例施行規則」(以下「施行規則」)を全面改正し、市が取扱う個人情報を適切に保護するための基本的事項を定めている。

また、個人情報を情報システムのサーバ等で保有している部署では、岐阜市情報セキュリティ委員会が制定した「岐阜市情報セキュリティポリシー」(以下「セキュリティポリシー」)に基づいた実施手順書を情報システムごとに作

成し、個人情報を含めた情報資産を保護するルールを定めている。

イ 岐阜市における未収金及び貸付金に係る業務の個人情報の取扱い状況

未収金及び貸付金に係る業務の個人情報の取扱い状況は、以下のとおりである。

(ア) 行政部行政課

行政部行政課は、庶務・文書・法規の3グループに分かれている。このうち法規グループでは、主に条例・規則・要綱等の制定・改廃に関する業務、訴訟事務、法令の解釈及び適用上の疑義に係る助言等に関する業務、法令審査委員会の運営業務を行っている。また、情報公開の総合窓口として市政情報コーナーを設置し、情報公開・個人情報保護に関する相談への対応業務も行っている。

未収金及び貸付金に係る業務の個人情報について、行政部行政課として管理すべき保有個人情報はなく、法令審査委員会等の委員名簿の作成・管理が任されている程度である。また、個人情報を取扱う情報システムも所管していない。

今回の監査では、個人情報を保有する部署が個人情報を取扱ううえで共通して遵守すべき「個人情報保護条例」その他規程類の整備を担う部署として監査対象としている。

(イ) 行政部情報システム課

行政部情報システム課は、電子計算機の総合的利用計画に関する業務、電子計算機組織利用業務にかかわるシステムの開発・運用・管理業務を行う部署である。

未収金及び貸付金に係る業務の個人情報について、同課では、サーバ上で保有している個人情報を適切に管理する役割を担っている。

今回の監査では、未収金及び貸付金に係る個人情報のうちネットワーク及び情報システムの運用に係るすべての情報並びにネットワーク及び情報システムで取扱うすべての情報に関するルールである「セキュリティポリシー」及び関連規程の整備を担う岐阜市情報セキュリティ委員会の事務局として監査対象としている。

(ウ) 財政部納税課

財政部納税課は、管理・収納・特別整理・徴収の4グループに分かれている。管理グループでは過誤納金の還付・充当、口座振替、庶務全般に関する業務、収納グループでは市税・使用料・手数料等の収納に関する業務、特別整理グループでは交付要求・公売に関する業務、徴収グループでは市税の滞納整理・処分に関する業務を行っている。

未収金に係る業務の個人情報について、特別整理グループ、徴収グループが

行う市税等の未収金に対する滞納整理、強制競売業務において、滞納整理、強制競売対象者の個人情報を持している。

また、税総合オンラインシステムにより、電子媒体による個人情報を管理している。

(エ) 財政部税制課

財政部税制課は、財政部税務各課の総括事務に関する業務、地方税制に関する調査・企画に関する業務、固定資産評価審査委員会の運営業務を行う部署である。

未収金及び貸付金に係る業務の個人情報については、税総合オンラインシステムを利用した宛名管理の一環として実施している。他の宛名情報の異動と同様に、納税課等から提出された宛名情報異動連絡票により対象者の宛名情報の更新を行っている。

また、税総合オンラインシステムを利用して、電子媒体による個人情報を管理している。

(オ) 福祉部該当課

未収金及び貸付金に係る業務の個人情報について、福祉部該当課では、保育料や保険料の未収金管理業務に関連して、督促や徴収、滞納処分対象者の個人情報を取扱っている。

また、福祉総合システム、介護保険システム及び保育料システムを利用して、電子媒体としての個人情報を管理している。

なお、今回の監査にあたり、福祉部該当課のとりまとめ総括事務を担っている福祉部福祉政策課に対してヒアリング調査を実施した。

(カ) 市民生活部国保・年金課

市民生活部国保・年金課は、庶務・給付・保険料・収納１・収納２・業務・年金の７グループに分かれている。このうち庶務グループでは予算・決算、国庫補助金等の申請、庶務全般に関する業務、給付グループでは療養費の支給、返納金、第三者求償事務、医療費通知書発送に関する業務、保険料グループでは資格の得喪、保険料の賦課、保険証の交付に関する業務、収納１・収納２グループでは保険料の徴収・受託、収納率向上対策、滞納処分に関する業務、業務グループでは督促状の管理、口座引落不納通知の発送、還付事務全般に関する業務を行っている。

未収金及び貸付金に係る業務の個人情報について、年金グループを除く上記５グループでは国民健康保険の保険料滞納者への督促、徴収及び滞納処分に関する業務において保険料滞納者の個人情報を保有し取扱っている。

また、国民健康保険システムにより、電子媒体による個人情報を管理してい

る。

なお、年金グループは相談業務が主であり未収金及び貸付金の取扱いはないため、今回の監査の対象外としている。

(3) 監査手続の概要

監査対象部署に対するアンケート調査を実施のうえ、回答内容に対してヒアリング調査(帳票閲覧及び現場視察を含む)を実施した。

ア 監査対象部署へのアンケート調査

監査対象部署に対する事前調査として、監査対象部署における規程類の整備状況を把握するために、監査対象部署の役割に応じて、調査票を作成しアンケートを実施した。

(ア) 規程整備部署に対する調査

規程等の整備を行う行政部行政課及び行政部情報システム課に対しては、「個人情報保護条例」、「施行規則」及び「セキュリティポリシー」の整備状況を確認した。

調査項目は、「行政機関の個人情報保護に関する法律」及び「個人情報に関する指針」を基準として、個人情報保護の管理体制、個人情報の取扱い、教育、監査、罰則の5つの調査分類(28項目)に分けて設定した。なお、調査項目は、「行政機関の個人情報保護に関する法律」で定められている条文と対応させた結果、「個人情報の取扱い」については、その条文との関連において特に多くの調査項目が設定されている。それぞれの調査分類で調査した内容は、以下のとおりである。

① 個人情報保護の管理体制(調査項目数:4項目)

市における保有個人情報の管理に必要な総括保護管理者、保護管理者、保護担当者、監査責任者の設置が「個人情報保護条例」、「施行規則」及び「セキュリティポリシー」に定められているか。

② 個人情報の取扱い(調査項目数:21項目)

保有の制限、利用目的の明示、利用及び提供の制限、正確性の確保、安全確保の措置、従事者の義務等が「個人情報保護条例」、「施行規則」及び「セキュリティポリシー」に定められているか。

③ 教育(調査項目数:1項目)

個人情報の保護に関する意識向上のための啓発や、保有個人情報の取扱い、セキュリティに関する教育研修の実施及びその手続が「個人情報保護条例」、「施行規則」及び「セキュリティポリシー」に定められているか。

④ 監査(調査項目数:1項目)

保有個人情報の管理状況に関する点検又は監査の実施及びその手続が「個人

情報保護条例」、「施行規則」及び「セキュリティポリシー」に定められているか。

⑤罰則(調査項目数:1項目)

業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく提供する行為や職権を濫用して職務外目的で収集する行為を行った職員に対する罰則が「個人情報保護条例」又は「施行規則」に定められているか。

(イ)個人情報取扱部署に対する調査

財政部納税課、財政部税制課、市民生活部国保・年金課及び福祉部該当課に対しては、未収金及び貸付金に係る業務における個人情報を直接取扱う部署として「個人情報保護条例」第7条(適正な管理)を具体的に実施するためのルールや所定書式の整備状況を確認した。

調査項目は、各地方自治体が個人情報の適切な管理に関する定め等の整備を行ううえで参考とする指針として総務省が取りまとめた「個人情報に関する指針」より、以下の5調査分類(17項目)に分けて設定した。それぞれの調査分類で調査した内容は、以下のとおりである。

①保有個人情報の取扱い(調査項目数:7項目)

個人情報を適正に取扱うために講ずべき措置として、誤りの訂正、アクセス制限、複製等の制限、媒体の管理、取扱状況の記録、廃棄等に関するルールや所定書式が定められているか。

②情報システムにおける安全の確保等(調査項目数:6項目)

未収金及び貸付金に係る業務にかかわる情報システムにおける安全の確保のために講ずべき措置として、誤入力の防止、外部からの不正アクセスの防止、コンピュータウイルスによる漏えい等の防止、第三者の閲覧防止、バックアップに関するルールや所定書式が定められているか。

③執務室等の安全管理(調査項目数:2項目)

執務室等の安全管理のために講ずべき措置として、入退室等の管理に関するルールや所定書式が定められているか。

④保有個人情報の提供及び業務の委託等(調査項目数:2項目)

個人情報の提供及び業務の委託の際に講ずべき措置として、保有個人情報の提供、業務の委託に関するルールや所定書式が定められているか。

⑤安全確保上の問題への対応(調査項目数:1項目)

個人情報にかかわる安全確保上の問題に対して講ずべき措置として、事案の報告及び再発防止措置に関するルールや所定書式が定められているか。

イ 監査対象部署へのヒアリング調査(帳票閲覧及び現場視察を含む)

監査対象部署からのアンケート調査回答結果を参考にして、監査対象部署に

対してヒアリング調査を実施した。

(4) 監査の結果

未収金及び貸付金に係る個人情報を取扱ううえでのルールや所定書式の整備状況について、監査対象部署に対するアンケート調査、及び帳票閲覧及び現場視察を含む回答内容に対するヒアリング調査を実施した結果、発見された指摘及び意見は、以下のとおりである。

(ア) 規程整備部署に対する事項

①個人情報担当者の設置を条例や施行規則等で明文化することが望まれる。

【意見】

「個人情報に関する指針」第2項では、個人情報管理者を補佐し、部署ごとの保有個人情報の管理に関する事務を担当する者(以下「個人情報担当者」)を設置することが定められている。市では個人情報管理者の補佐として情報公開及び個人情報主任が設置されているが、財政部行財政改革課から各課に対し文書により担当職員の選出依頼がなされるのみであり、情報公開及び個人情報主任の設置については条例や施行規則等で明文化されていない。

各課における情報公開及び個人情報主任の周知、並びに情報公開及び個人情報主任本人の役割及び責任を明確にし、徹底するため、情報公開及び個人情報主任の役割及び責任を条例や施行規則等で明文化することが望まれる。

②委託先選定基準に個人情報の取扱いに関する基準を整備し、規程等で明文化すべきである。【指摘】

「個人情報に関する指針」第8項の4(業務の委託等)では、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずることが定められている。しかしながら、市においては「セキュリティポリシー」で委託先選定基準を定めているものの、必ずしもすべての個人情報対象となっていないことから、委託先を選定する際の基準は各課に委ねられているところがある。

個人情報の適切な管理を行う能力を有した委託先選定を確実に実施するため、個人情報の管理に関する基準を含んだ委託先選定基準を整備し、規程等で明文化することが必要である。

③「個人情報取扱特記仕様書」の利用に関して規程等で明文化することが望まれる。【意見】

「行政機関の個人情報保護に関する法律」第6条第2項では、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置について定められている。また、「個人情報に関する指針」第8項の4(業務の委託等)では契約書で定めるべき事項や、委託先における責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況の検査について定められている。市では「個人情報保護条例」第8条において委託に伴う措置について定め、行政部契約課より発行された「個人情報の取扱いを含む委託業務仕様書について」で委託契約締結に際し「個人情報取扱特記仕様書」(以下「取扱特記仕様書」)を添付又は契約書に加筆修正することを定めているものの、その要求レベルは具体的ではなく、明文化されていない。

個人情報を取扱うすべての委託契約において「取扱特記仕様書」を添付又は契約内容に「取扱特記仕様書」の内容を記載することが確実に行われるよう、委託先に個人情報の適切な管理を要求することを規程等で明文化することが望まれる。

④個人情報の取扱いに関する監査の実施手順を整備し、規程等で明文化すべきである。【指摘】

「個人情報に関する指針」第10項では、監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について、定期的に又は随時に監査(外部監査を含む。)を行い、その結果を総括保護管理者に報告することが定められているが、市では保有個人情報の管理を対象とした監査の実施について明文化されていない。「セキュリティポリシー」では、定期的に監査を実施することが定められているが、ネットワーク及び情報システム等の情報資産における情報セキュリティ対策状況を監査対象としており、「個人情報保護条例」及び「施行規則」に基づく個人情報の取扱いは監査対象に含まれていない。

個人情報の適切な管理に関するルールの徹底状況をモニタリングする仕組みとして定期的又は随時の監査(外部監査を含む。)を定め、実施手順を整備し、規程等で明文化することが必要である。

(イ)個人情報取扱部署に対する事項

①個人情報の入力・訂正に関する手続を規程等で明文化することが望まれる。

【意見】

「個人情報に関する指針」第6項(入力情報の照合等)では、情報システムで取扱う保有個人情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報の内容の確認、既存の保有個人情報との照合等を行うことが定められている。しかし、監査対象となった部署では、入力時には何らか

のチェックは行われていたものの、入力・訂正業務の手順は明文化されていなかった。

紙媒体の入力伝票や台帳に誤った個人情報が入力されることを防止するために、記入者その他の職員によるチェック等、入力・訂正業務を実施する際に注意すべき事項を規程等で明文化することが望まれる。また、情報システムに誤った個人情報が入力されることを防止するために、入力伝票との目視チェック、入力伝票と入力結果リストの照合等、入力・訂正業務を実施する際に注意すべき事項を規程等で明文化することが望まれる。

②執務室等への入退室管理の仕組みを整備し、規程等で明文化することが望まれる。【意見】

「個人情報に関する指針」第7項の1(入退室の管理)では、保有個人情報を記録する媒体を保管する場所においても、必要があると認めるときは、入室する権限を有する者を定めるとともに用件の確認、入退室の記録、部外者についての識別化、部外者が入室する場合の職員の立会い等の措置を講ずることが定められている。行政部情報システム課内の管理区域を除く庁舎については「岐阜市役所庁舎管理規則」第4条(庁舎の出入)において明文化されているものの、具体的な入室制限や部外者が入室する場合の手順までは明文化されていない。

紙媒体や電子媒体の個人情報を保管している財政部納税課、財政部税制課、福祉部該当課、市民生活部国保・年金課の執務室においても権限外の者が無断で入室することができないように、入室権限者の特定、入室用件の確認、入退室の記録、部外者についての識別化、部外者が入室する場合の職員の立会い等の措置を講ずる際の仕組みを整備し、規程等で明文化することが望まれる。

③個人情報を含む紙媒体の裏紙利用の禁止について規程等で明文化することが望まれる。【意見】

「個人情報に関する指針」第5項の4(複製等の制限)では、職員が保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼす恐れのある行為を行う場合には保護管理者の指示に従い行うことが定められている。財政部納税課、財政部税制課、福祉部該当課、市民生活部国保・年金課では個人情報を含む紙媒体の裏紙利用の禁止は正式に明文化されていない。

裏紙利用のリサイクルに関する規程類に個人情報を含む紙媒体の裏紙利用禁止を定める等、個人情報を含む紙媒体の裏紙利用の禁止が徹底されるように規程等で明文化することが望まれる。

④個人情報を含む紙媒体を外部に持出す際の取扱いを規程等で明文化すべきである。【指摘】

「個人情報に関する指針」第5項の4(複製等の制限)では、職員が保有個人情報を持出す際には保護管理者の指示に従い行うことが定められている。財政部納税課、福祉部該当課、市民生活部国保・年金課では、市民税等や介護保険、国民健康保険の保険料に関する督促や徴収、滞納処分業務を個別訪問により実施する場合に職員が「滞納整理簿」を外部へ持ち出すケースがあるが、保有個人情報を外部へ持出す際の取扱い手順が正式に定められていない。

外部に持出した保有個人情報に紛失や盗難が発生した場合に迅速にその事実を特定することができるよう、持出し許可簿を作成し管理者の許可を得る等、保有個人情報を外部に持出す際の取扱いを規程等で明らかにすることが必要である。

⑤個人情報を含む紙媒体の保管場所や施錠状況を台帳等に記録すべきである。【指摘】

「個人情報に関する指針」第5項の6(媒体の管理)では、保護管理者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管すること、保護管理者の指示に従い、必要があると認めるときは、保有個人情報を耐火金庫への保管、施錠等を行うことが定められている。財政部納税課、財政部税制課、福祉部福祉政策課、市民生活部国保・年金課では個人情報を含んだ紙媒体の保管管理に関する具体的な手続が定められていない。

個人情報を含んだ紙媒体の紛失、権限外の者による閲覧、無許可での持出し等を防止するために、個人情報を含んだ紙媒体の保管場所や施錠状況を台帳等に記録することが必要である。

10 債務保証

(1) 監査対象

監査対象とした債務保証は、「(表 3-70) 債務保証又は損失補償の監査対象」のとおりである。

(表 3-70) 債務保証又は損失補償の監査対象

債務保証又は損失補償先	監査対象課
岐阜市信用保証協会(以下、「市信用保証協会」という。)	経営雇用対策課
財団法人岐阜市にぎわいまち公社 (以下、「市にぎわいまち公社」という。)	まちづくり推進政策課
岐阜市土地開発公社(以下、「市土地開発公社」という。)	管財課

(2) 債務保証及び損失補償の概要

債務保証とは、地方自治体が地域の産業、経済の振興を図り、あるいは被災住民の急速な立ち直りを図る等のため、当該地方自治体が住民の受ける融資等に対してする債務の保証をいう。債務保証は、主たる債務を前提とし、その債務が履行されない場合に代わって弁済する契約のことをいう。

債務保証と類似する行為に損失補償があるが、債務保証と損失補償の違いは、まず第1に、損失補償は弁済期を過ぎただけでは損失が生じたとはいえず、補償も生じないのに対し、債務保証は弁済期が過ぎても弁済されない場合には、当然に保証しなければならない。第2に、損失補償は損失が生じた時に補償するという純然たる二者間の契約であり、求償権は発生しないのに対し、債務保証は、債務保証契約に基づき地方自治体が弁済した場合には、主たる債務者に対して求償権を取得する。第3に、損失補償は、会社その他の法人に対して地方自治体が損失補償契約を締結することができると解されるのに対し、債務保証については、総務大臣の指定する会社その他の法人の債務を除き、原則として地方自治体は会社その他の法人の債務保証をすることができないことになっている(法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第3条)。したがって、市では損失補償はあるものの、直接特定の会社に対する債務保証はなされていないが、信用保証制度として、市の外郭団体として市信用保証協会による会社への債務保証は行われている。

(3) 市の信用保証制度の変遷

平成18年度までは、市は中小企業の資金調達を円滑に実施するために一定規模の資金を信用保証協会へ預託し、市信用保証協会は市からの預託金を市中の金融機関へ過去の制度融資実績に応じて預託していた。これにより担保等が不足していることで信用力の弱い中小企業であっても、市信用保証協会の保証付きの制度融資を利用することで、市中金融機関からの融資を受けやすくする

制度であった。

なお、平成 19 年度からは、従来のように、市は信用保証協会を経由することなく、直接、市中金融機関へ預託することとなった。また、市中金融機関への預託資金を決済口座に入れることで、ペイオフによる回収不納リスクから回避させている。

残るリスクとしては、経済情勢が悪くなると制度融資を利用している中小企業の倒産も増し、市信用保証協会の肩代わり弁済が増加し、求償権に基づく資金の回収が進まない状況が続くことにより市保証協会の財務内容が悪化することである。従来の制度融資は市保証協会の保証が 100%であったことにより、中小企業への制度融資の審査や事後の与信状況の変化の把握と報告が適時適切になされなかったことが問題視されてきた。しかし、平成 19 年 10 月から信用保証協会と市中金融機関の責任共有制度へ移行したことにより、より適正な市中金融機関による審査の実施が期待され、経済情勢の急激な変動があっても代位弁済の急増による信用保証協会の財務内容の悪化を多少なりとも防衛することが期待できる制度となっている。

(4) 債務保証又は損失補償の変遷

市の平成 19 年度の損失補償又は債務保証は、平成 10 年度に比較し、岐阜駅整備事業の終了時期が近づいてきたことにより市にぎわいまち公社、市土地開発公社、岐阜県土地開発公社への借入金が減少したことにより減少してきている。

(表 3-71) 市の債務保証又は損失補償の推移

(単位：千円)

事項	平成 10 年度	平成 15 年度	平成 19 年度
金融機関の市にぎわいまち公社(旧岐阜市都市整備公社)に対する貸付金の損失補償	11,446,498	2,301,797	907,960
金融機関の市土地開発公社に対する貸付金の債務保証	10,352,314	7,110,851	2,211,477
岐阜県土地開発公社に対する貸付金の損失補償	3,047,688	1,027,055	189,596
合計	24,846,500	10,439,703	3,309,033

(出所：財政部及び基盤整備部提出資料)

平成 10 年度の損失補償残高の主な内容として、市にぎわいまち公社(旧財団法人岐阜市都市整備公社)に対して、岐阜駅周辺整備事業代替用地取得事業での 45 億円、岐阜市立女子短期大学移転改築用地を市へ売却したものの、市か

らの代金の回収方法を年賦にしていたことによる、金融機関からの 20 億円の借入金残高が残っていた。また、岐阜県土地開発公社へは、岐阜駅周辺整備事業の 22 億円の借入金残高が残っていた。市土地開発公社へは、岐阜駅整備事業で 54 億円、北西部下水処理場用地取得事業で金融機関からの 22 億円の借入金残高が残っていた。

平成 15 年度の債務保証残高の主な内容として、市土地開発公社に対して、岐阜駅北口土地区画整理整備事業で金融機関からの 42 億円の借入金残高が残っていた。

平成 19 年度の債務保証残高の主な内容として、市土地開発公社に対して、都市計画道路岐阜駅那加線事業で金融機関からの 12 億円の借入金残高が残っていた。

(5) 監査手続の概要

①債務保証内容は適正に議会へ報告され必要な決議を得ているか、関係書類を閲覧した。

②債務超過への出資の有無の検証

隠れ債務保証の有無を把握するため、市が所有する有価証券及び出資金について出資先が債務超過となっている先がないか検証する。

市が所有する有価証券及び出資金について、出資先の直近の決算書を入手し債務超過の状況にないかを確認した。その結果、株式会社 F と社団法人 S の計 2 社について、債務超過の状況にあることが判明した。債務超過にある法人に対して出資している場合は、当該法人が破綻したときなどに、当該法人の債務について実質債務保証をしているのと同様の状況になることが考えられる。

③実質債務保証の有無の検証

債務超過の相手先について出資額以外の追加的な負担が発生しないか検証する。

(6) 監査の結果

ア 債務保証及び損失補償事務の概要

地方公共団体が、債務保証や損失補償契約をする場合には、予算のなかの債務負担行為で期間及び限度額を定める必要がある。

債務保証及び損失補償については、各年度の予算に記載されている債務負担行為額を上回ることはない。

イ 株式会社 F

株式会社 F に対する出資割合は約 2% であり、今後追加出資をする予定もないとのことであった。通常、株主は出資額以上の責任を負わないものとされており、親会社等、会社を支配する地位にない限りは会社の債務について追加的

に負担することはない。市は株式会社Fの株式を2%程度しか有しておらず、追加出資の予定もないことから、会社の債務について追加的に負担する状況にはないと考えられる。

ウ 社団法人S

債務超過となっている社団法人Sについて外部借入はすべて岐阜県の損失補償を付したうえで借入を行っている。そのため、社団法人Sが破綻した場合に債務を負担するのは岐阜県であり、市は出資金額以上に債務保証の負担が生じることはないと考えられる。

以上のことから、所有している有価証券及び出資金の相手先について、現在市が実質的に債務保証の状況にあると認められるものはないと考えられる。

以上